

2023

消 防 年 報

札幌市消防局 No. 71

本書を利用される方へ

1. この年報は、本市の消防事情を紹介するとともに、今後の消防行政運営上の参考として役立たせるために、基本的な統計資料を中心に収録したものである。
2. この年報は、令和4年の資料を主に収録し、比較対象として過去数年間の統計を掲げている。
3. この年報において、令和4年中とあるのは暦年間（1月から12月）、令和4年度中とあるのは会計年度間（4月から翌年3月）、令和何年何月何日現在とあるのは、その日現在の事実である。
4. 人口、世帯数及び面積については、本市まちづくり政策局の資料によるものである。
なお、人口については、特に記載のない限り住民基本台帳に基づいている。
5. 統計表に使用している符号は次のとおりである。
 - ― 皆無又は該当数字のないもの
 - … 資料がなく数字の得られないもの
 - △ 減を示したもの

目 次

総 務

管 内 情 勢	1
消防施設配置図	2
組 織	
消防局・消防署の機構	3
消防局の機構と事務分掌	3
消防署の機構と事務分掌	4
職 員	
概 要	5
職 員 定 数	5
職員配置状況（現員）	6
職 員 年 齢 状 況	7
職員勤続年数状況	8
職 員 任 免 状 況	9
資格（特殊技能）取得状況	9
予 算	
消 防 予 算	10
令和5年度主要事業概要	11
施 設	
消防施設の概要	12
消防ヘリコプター	16
消防車両配置状況	17
研 修・訓 練	
研修実施概要	18
消防職員研修の方針	21
学校研修実施状況	22
部研修実施状況	23
委託研修（消防大学校研修）実施状況	23
委託研修（資格取得研修）実施状況	24
市民見学等の対応状況	24

研 究・開 発

消防科学研究所における研究・開発業務の概要	25
-----------------------	----

音 楽 隊

音楽隊の概要	26
音楽隊活動状況	26
音楽隊員配置状況	26

予 防

火 災 予 防

火災予防の概要	27
予防広報状況	28
幼年・少年消防クラブの結成状況	29
幼年・少年消防クラブの活動状況	30

査 察

指定対象物状況	31
指定対象物立入検査実施状況	32
防火管理者の選任と消防計画の届出状況	33
各種届出状況	33
高層建築物等状況	33

消 防 同 意

建築物の同意処理状況の推移	34
消防同意事務処理状況	35

危 険 物

危険物施設状況	36
危険物施設立入検査・指導実施状況	37
危険物関係事務処理状況	38

防火協力団体

札幌防火委員会連合会（各区防火委員会）	40
各区少年消防クラブ協議会	40
札幌防火管理者協会	41
札幌危険物安全協会	41
札幌石油燃烧器具整備業協議会	42

ガス・火薬

ガス関係事業所等状況	43
ガス関係申請・届出状況	44
火薬関係事業所等状況	45
火薬関係申請・届出状況	45

火 災

火 災

火 災 の 概 要	46
火 災 発 生 状 況	47
区 別 火 災 件 数	47
原因別火災件数	48

警 防

警 防

警防活動の概要	49
行政区別火災出動状況	50
月別火災防ぎょ状況	50
行政区別火災以外（危険排除）の出動状況	51
主要警防資機材現有状況	52

水 利

消防水利の概要	54
消 防 水 利 状 況	54
消 防 水 利 一 覧	55

救 急

救急業務の概要	56
救 急 業 務 状 況	58
救急業務の推移	59
行政区別・月別・曜日別救急出動状況	60
救急隊別出動状況	61
時間別救急出動状況	62
性別・年代別搬送状況	63
事故種別救急状況	64
市内・市外・国外居住別・診療科目別搬送状況	66

医療機関別搬送状況	66
事故別不搬送扱いの内容	67
救急隊員が行った応急処置	67
応急手当に関する各種講習実施状況	68

救 助

救助業務の概要	69
救助出動・事故種別比較	69
救助出動・活動状況	70
要因別救助活動状況	71
行政区別救助出動状況	72

航 空

航空業務の概要	73
月別ヘリコプター活動状況	73
ヘリコプター活動状況	74
月別飛行時間	74
災害種別出動件数	75
災害活動以外業務別飛行件数	76

指 令

指令業務の概要	77
通報受付状況	78

応 援 協 定

応援協定の概要	79
応援協定に基づく出動状況	79

消 防 団

消 防 団

消防団の概要	80
消防団員定員現員状況	81
消防団員任免状況	81
消防団員表彰状況	82
消防団員出動状況	82
研修・訓練実施状況	83
年齢別消防団員数	84
勤続年数別消防団員数	84

職業別消防団員数	85
消防団施設・機器配置状況	85

付 録

沿 革	86
歴代消防局長	115
札幌市消防団・分団の変遷	116
消防職・団員数などの推移(1)	117
消防職・団員数などの推移(2)	118
主要原因別火災件数の推移(1)	120
主要原因別火災件数の推移(2)	122
救急業務の推移	124

総務

管内情勢

北海道の西部に広がる石狩平野の南西部に位置する本市は、北海道開拓の拠点として創建され、以来140年余りの間に、190万人を超える人口を擁する大都市に成長し、行政、経済、文化などあらゆる分野で日本における北の中核都市としての役割を果たしている。

また、年々都市化が進展し、都市部における中高層建築物の増加や地下施設等の拡大、周辺部においては団地、住宅地などの整備が進むなど、都市の様相は日ごとに変化している状況にある。

本市の行政区面積、世帯数、人口などは下記のとおりである。

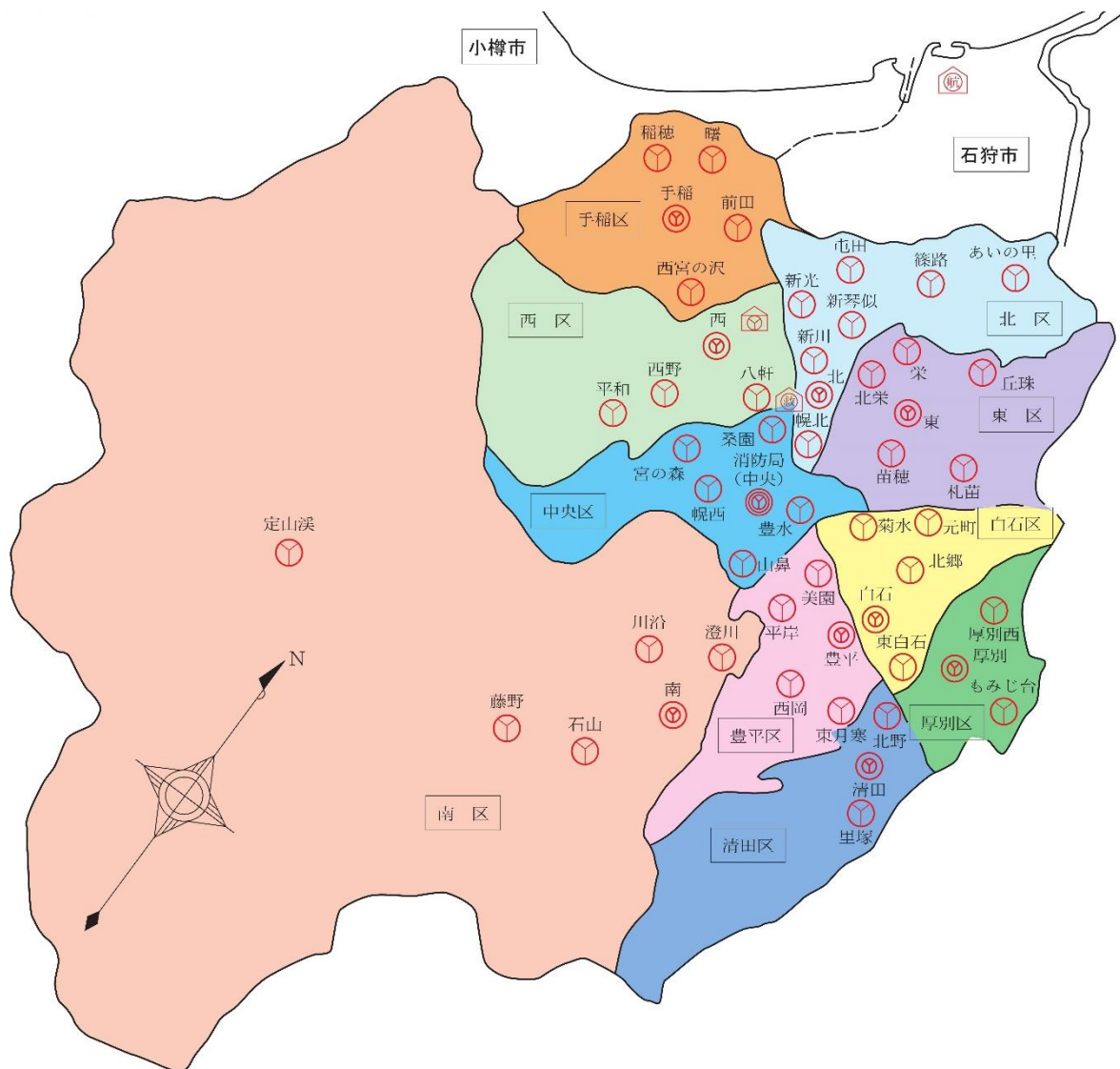
(令和5年4月1日現在)

消 防 署	管轄区域	総 面 積 (km ²)	世 帯	人 口
総 数	一 区	1,121.26	1,099,369	1,957,291
中 央	中 央 区	46.42	151,475	243,867
北 東	北 東 区	63.57	155,849	284,713
白 石	白 石 区	56.97	146,111	260,840
厚 別	厚 別 区	34.47	127,109	213,081
豊 平	豊 平 区	24.38	66,704	124,466
清 田	清 田 区	46.23	133,387	225,489
南 西	南 西 区	59.87	53,826	111,055
手 稲	手 稲 区	657.48	73,399	134,400
		75.10	120,185	218,531
		56.77	71,324	140,849

(令和5年4月1日現在)

消防局・署	出張所	消防吏員	1 km ² 当たり		消防吏員1人当たり		
			世 帯	人 口	面積 (km ²)	世 帯	人 口
総 数	41	1,743	980	1,746	0.64	631	1,123
消 防 局	—	196	—	—	—	—	—
中 央	5	200	3,263	5,253	0.24	757	1,219
北 東	7	210	2,452	4,479	0.32	742	1,356
白 石	5	184	2,565	4,579	0.31	784	1,418
厚 別	4	161	3,688	6,182	0.21	789	1,323
豊 平	2	112	2,736	5,105	0.22	596	1,111
清 田	4	153	2,885	4,876	0.30	872	1,474
南 西	2	95	899	1,855	0.63	567	1,169
手 稲	5	172	112	204	3.82	427	781
	3	139	1,600	2,910	0.54	865	1,572
	4	121	1,256	2,481	0.47	589	1,164

消防施設配置図（令和 5 年 4 月 1 日現在）



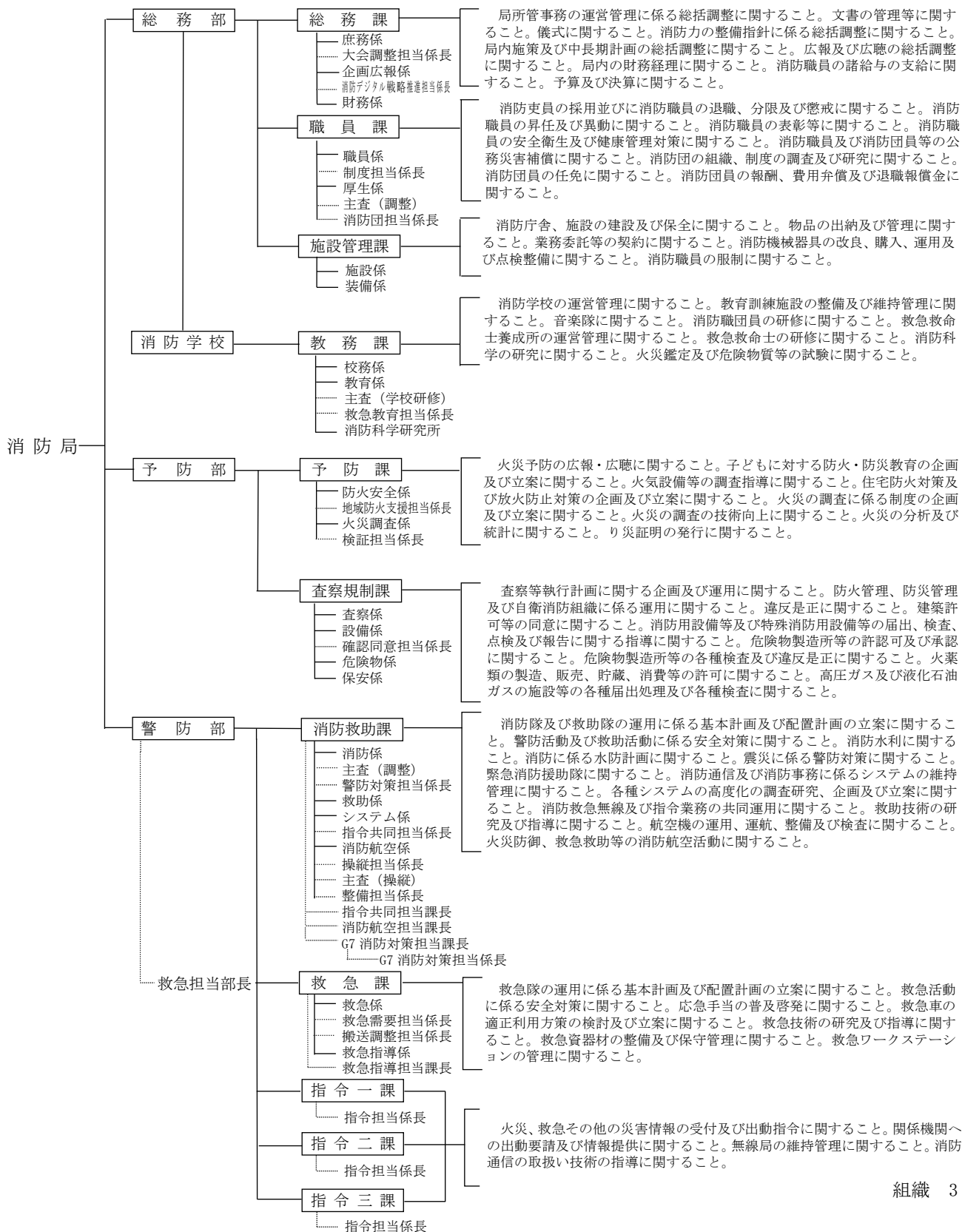
	一	区 界	
凡		消 防 局 (中央消防署併設)	1
		消 防 署 (中央署を含まない)	9
		出 張 所	41
		消 防 学 校	
例		消防科学研究所 救急救命士養成所	1
		航 空 隊	1
		救急ワーク ステーション	1

組 織

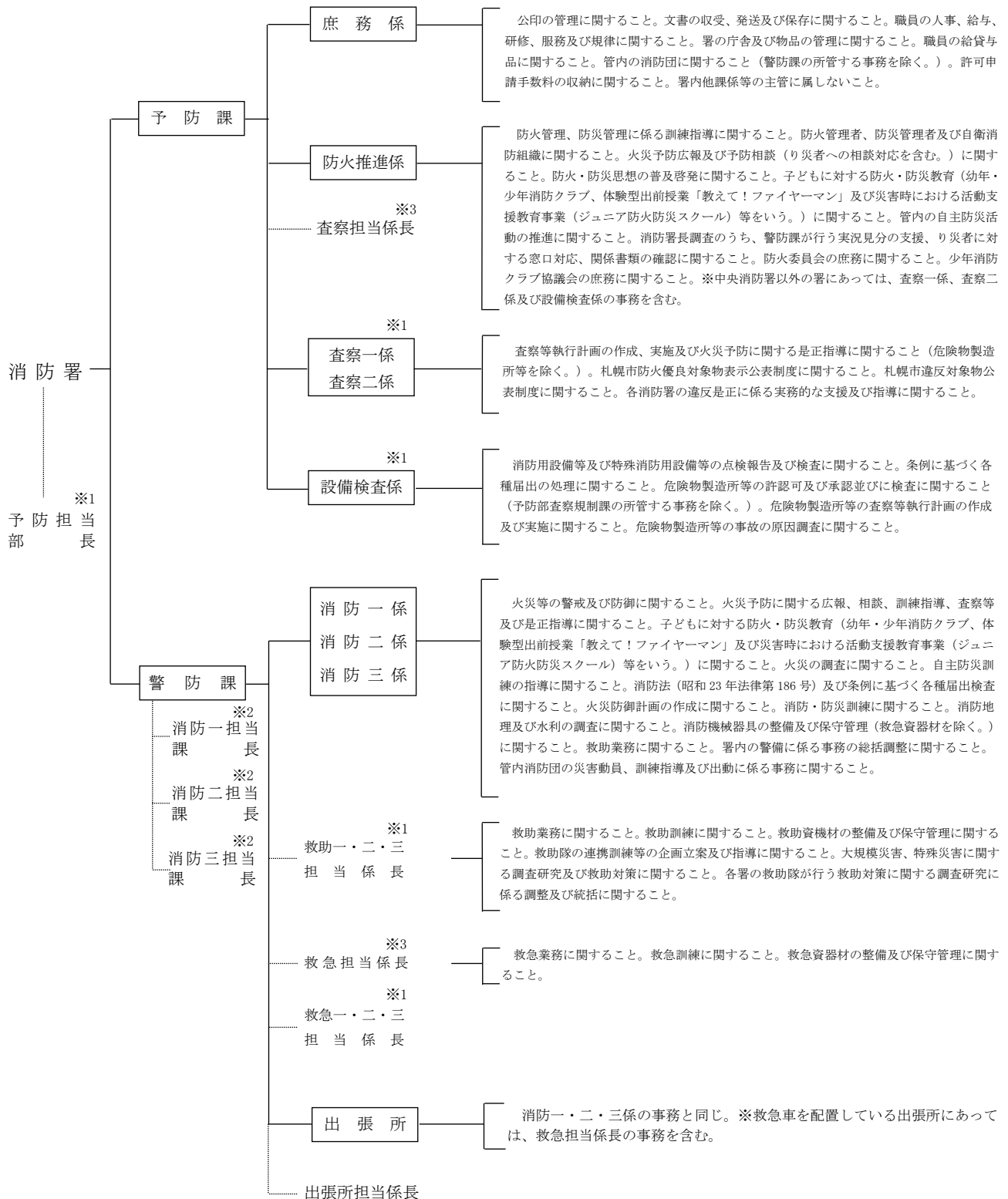
消防局・消防署の機構

本市消防は、消防局（本部）及び1行政区1消防署制からなり、消防局は3部1消防学校11課21係1消防科学研究所、消防署は10消防署（各署2課5係〔中央署は8係〕）41出張所で構成され、令和5年度職員定数は1,733人で、現有数1,750人となっている。

消防局の機構と事務分掌（令和5年4月1日現在）



消防署の機構と事務分掌（令和5年4月1日）



※1 中央消防署のみ

※2 厚別消防署、清田消防署、南消防署、手稲消防署を除く

※3 中央消防署を除く

1. 職員定数と配置状況

令和5年度の職員定数は1,733人であり、うち1,723人が消防吏員定数である。

令和5年4月1日現在の定数内の消防吏員数は、消防局196人、消防署1,547人の計1,743人、定数外及びその他の出向（派遣・休職・初任教育等の職員等）の消防吏員数は、計78人である。

2. 任用状況

令和4年度の採用試験は、受験者総数463人を対象に実施し、大学の部27人、短大の部15人、高校の部18人の60人が合格し、うち57人を採用した。

また、消防吏員の昇任試験については、受験者総数681人（うち1次免除者24人）を対象に実施し、消防司令試験23人、消防司令補試験28人、消防士長試験37人が合格している。

消防吏員の再任用については、令和5年4月1日から122名（任期更新86名を含む）をフルタイムで再任用した。

職員定数（過去5年間）

（単位：人）

年 度	総 数	消防吏員	消 防 事 務 職 員 等		
			事 務	技 術	業務・技能
令和元	1,734	1,723	10	-	1
2	1,733	1,723	10	-	-
3	1,733	1,723	10	-	-
4	1,733	1,723	10	-	-
5	1,733	1,723	10	-	-

職員配置状況（現員）（令和５年４月１日現在）

（単位：人）

所 属	総 数	消 防 吏 員										消 防 事 務 職 員 等							
		計	局長職	部長職		課長職	係長職	一般職				計	事務・技術職員					業務職員	技能職員
			消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士		局長職	部長職	課長職	係長職	一般職		
総 数	1,750	1,743	1	6	9	51	216	492	580	-	388	7	-	1	1	1	4	-	-
総務部	71	67	1	1	-	4	17	31	13	-	-	4	-	1	-	-	3	-	-
総務課	23	20	1	-	-	1	5	10	3	-	-	3	-	1	-	-	2	-	-
職員課	15	14	-	-	-	1	5	4	4	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-
施設管理課	15	15	-	-	-	1	2	7	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教務課	18	18	-	1	-	1	5	10	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
予防部	42	41	-	1	-	2	9	17	12	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-
予防課	19	18	-	1	-	1	4	6	6	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-
査察規制課	23	23	-	-	-	1	5	11	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警防部	89	88	-	1	1	7	16	35	28	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
消防救助課	32	31	-	1	-	3	9	13	5	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
救急課	18	18	-	-	1	1	4	10	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指令一課	13	13	-	-	-	1	1	4	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指令二課	13	13	-	-	-	1	1	4	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指令三課	13	13	-	-	-	1	1	4	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央消防署	200	200	-	1	1	5	24	58	65	-	46	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	29	29	-	1	1	1	5	12	7	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	171	171	-	-	-	4	19	46	58	-	44	-	-	-	-	-	-	-	-
北消防署	210	210	-	1	-	5	23	56	70	-	55	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	18	18	-	1	-	1	3	7	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	192	192	-	-	-	4	20	49	66	-	53	-	-	-	-	-	-	-	-
東消防署	184	184	-	-	1	5	19	48	63	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	18	18	-	-	1	1	3	6	5	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	166	166	-	-	-	4	16	42	58	-	46	-	-	-	-	-	-	-	-
白石消防署	161	161	-	-	1	5	17	42	56	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	16	16	-	-	1	1	3	5	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	145	145	-	-	-	4	14	37	52	-	38	-	-	-	-	-	-	-	-
厚別消防署	112	112	-	-	1	2	13	29	40	-	27	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	13	13	-	-	1	1	3	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	99	99	-	-	-	1	10	22	39	-	27	-	-	-	-	-	-	-	-
豊平消防署	153	153	-	1	-	5	16	42	51	-	38	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	16	16	-	1	-	1	3	4	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	137	137	-	-	-	4	13	38	44	-	38	-	-	-	-	-	-	-	-
清田消防署	96	95	-	-	1	1	13	24	35	-	21	1	-	-	1	-	-	-	-
予防課	11	10	-	-	1	-	3	2	3	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-
警防課	85	85	-	-	-	1	10	22	32	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-
南消防署	172	172	-	-	1	2	19	44	56	-	50	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	15	15	-	-	1	1	3	5	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	157	157	-	-	-	1	16	39	54	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-
西消防署	139	139	-	-	1	6	14	35	50	-	33	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	16	16	-	-	1	2	3	5	3	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	123	123	-	-	-	4	11	30	47	-	31	-	-	-	-	-	-	-	-
手稲消防署	121	121	-	-	1	2	16	31	41	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-
予防課	12	12	-	-	1	1	3	3	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	109	109	-	-	-	1	13	28	38	-	29	-	-	-	-	-	-	-	-
その他計	81	78	-	-	-	4	6	5	3	-	60	3	-	-	1	1	1	-	-
派遣（財団）	4	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	2	-	-	1	1	-	-	-
研修派遣等	5	5	-	-	-	1	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市長部局出向	8	8	-	-	-	2	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新採用職員	57	57	-	-	-	-	-	-	-	-	57	-	-	-	-	-	-	-	-
休職・育児休業	7	6	-	-	-	-	-	-	3	-	3	1	-	-	-	-	1	-	-

職員年齢状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

年齢	比率 （％）	総 数	消 防 吏 員										消防事務職員等			
			計	局長職	部長職		課長職	係長職	一般職				計	事務・技術職員	業務職員	技能職員
				消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士				
平均年齢	-	40.00	40.00	58.11	56.06	56.03	54.10	50.00	46.09	36.00	-	29.05	38.11	38.11	-	-
総 数	100	1,750	1,743	1	6	9	51	216	492	580	-	388	7	7	-	-
18 歳	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 歳	0.5	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-
20 歳	0.8	14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	14	-	-	-	-
21 歳	1.2	21	21	-	-	-	-	-	-	-	-	21	-	-	-	-
22 歳	1.6	28	28	-	-	-	-	-	-	-	-	28	-	-	-	-
23 歳	2.2	39	39	-	-	-	-	-	-	-	-	39	-	-	-	-
24 歳	2.9	50	50	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-	-	-	-
25 歳	2.9	51	51	-	-	-	-	-	-	6	-	45	-	-	-	-
26 歳	3.0	53	53	-	-	-	-	-	-	11	-	42	-	-	-	-
27 歳	3.0	53	51	-	-	-	-	-	-	21	-	30	2	2	-	-
28 歳	3.1	55	55	-	-	-	-	-	-	35	-	20	-	-	-	-
29 歳	3.0	52	52	-	-	-	-	-	-	34	-	18	-	-	-	-
30 歳	3.3	58	58	-	-	-	-	-	-	46	-	12	-	-	-	-
31 歳	3.4	59	59	-	-	-	-	-	1	53	-	5	-	-	-	-
32 歳	3.7	65	64	-	-	-	-	-	6	54	-	4	1	1	-	-
33 歳	2.9	51	51	-	-	-	-	-	9	41	-	1	-	-	-	-
34 歳	3.8	66	66	-	-	-	-	-	13	50	-	3	-	-	-	-
35 歳	3.7	64	63	-	-	-	-	-	19	43	-	1	1	1	-	-
36 歳	4.4	77	77	-	-	-	-	2	37	37	-	1	-	-	-	-
37 歳	2.4	42	42	-	-	-	-	-	23	19	-	-	-	-	-	-
38 歳	2.6	46	46	-	-	-	-	2	26	18	-	-	-	-	-	-
39 歳	2.2	38	37	-	-	-	-	5	24	8	-	-	1	1	-	-
40 歳	1.5	26	26	-	-	-	-	4	17	5	-	-	-	-	-	-
41 歳	1.8	31	31	-	-	-	-	9	15	7	-	-	-	-	-	-
42 歳	1.7	29	29	-	-	-	-	6	17	6	-	-	-	-	-	-
43 歳	1.4	25	25	-	-	-	-	9	10	6	-	-	-	-	-	-
44 歳	1.7	29	29	-	-	-	1	7	19	1	-	1	-	-	-	-
45 歳	1.8	31	31	-	-	-	-	14	13	4	-	-	-	-	-	-
46 歳	2.1	37	37	-	-	-	2	14	18	3	-	-	-	-	-	-
47 歳	1.9	34	34	-	-	-	-	10	17	7	-	-	-	-	-	-
48 歳	2.2	39	39	-	-	-	1	15	20	3	-	-	-	-	-	-
49 歳	2.5	43	43	-	-	-	2	20	17	3	-	1	-	-	-	-
50 歳	1.8	31	31	-	-	-	-	9	15	7	-	-	-	-	-	-
51 歳	1.9	33	33	-	-	-	6	13	10	4	-	-	-	-	-	-
52 歳	2.1	37	36	-	-	1	4	12	15	3	-	1	1	1	-	-
53 歳	1.5	26	26	-	1	1	2	10	7	4	-	1	-	-	-	-
54 歳	1.5	27	27	-	-	1	4	8	8	6	-	-	-	-	-	-
55 歳	1.7	30	30	-	2	1	5	6	6	5	-	5	-	-	-	-
56 歳	0.8	14	14	-	-	2	6	1	4	-	-	1	-	-	-	-
57 歳	1.8	31	30	-	1	-	4	5	13	6	-	1	1	1	-	-
58 歳	2.3	41	41	1	2	1	5	12	15	4	-	1	-	-	-	-
59 歳	2.5	43	43	-	-	2	8	10	13	3	-	7	-	-	-	-
60 歳	2.0	35	35	-	-	-	1	6	19	2	-	7	-	-	-	-
61 歳	1.3	23	23	-	-	-	-	3	14	3	-	3	-	-	-	-
62 歳	1.7	29	29	-	-	-	-	1	17	4	-	7	-	-	-	-
63 歳	1.1	20	20	-	-	-	-	1	9	5	-	5	-	-	-	-
64 歳	0.8	14	14	-	-	-	-	1	6	3	-	4	-	-	-	-

（注） 例～平均年齢、40.01 とは 40 歳 1 ヶ月を示す。

職員勤続年数状況（令和５年４月１日現在）

（単位：人）

年数	比率 （％）	総 数	消 防 吏 員											消防事務職員等		
			計	局長職	部長職		課長職	係長職	一般職				計	事務・技術職員	業務職員	技能職員
				消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士				
平均勤続年数	-	18.05	18.05	39.09	34.00	35.06	32.09	27.09	25.04	14.04	-	8.00	14.06	14.06	-	-
総 数	100	1,750	1,743	1	6	9	51	216	492	580	-	388	7	7	-	-
1 年未満	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1 年以上 2 年未満	3.3	57	57	-	-	-	-	-	-	-	-	57	-	-	-	-
2 年以上 3 年未満	3.8	66	65	-	-	-	-	-	1	1	-	63	1	1	-	-
3 年以上 4 年未満	4.1	71	71	-	-	-	-	-	-	-	-	71	-	-	-	-
4 年以上 5 年未満	2.5	44	44	-	-	-	-	-	-	5	-	39	-	-	-	-
5 年以上 6 年未満	1.9	33	32	-	-	-	-	-	1	6	-	25	1	1	-	-
6 年以上 7 年未満	2.6	45	45	-	-	-	-	-	-	20	-	25	-	-	-	-
7 年以上 8 年未満	3.4	60	60	-	-	-	-	-	-	31	-	29	-	-	-	-
8 年以上 9 年未満	4.2	73	73	-	-	-	-	-	-	60	-	13	-	-	-	-
9 年以上 10 年未満	3.8	66	65	-	-	-	-	-	1	54	-	10	1	1	-	-
10 年以上 11 年未満	3.8	66	65	-	-	-	-	1	5	53	-	6	1	1	-	-
11 年以上 12 年未満	3.5	61	61	-	-	-	-	-	11	49	-	1	-	-	-	-
12 年以上 13 年未満	3.5	62	62	-	-	-	-	-	11	49	-	2	-	-	-	-
13 年以上 14 年未満	3.0	52	51	-	-	-	-	-	15	36	-	-	1	1	-	-
14 年以上 15 年未満	4.3	76	76	-	-	-	-	3	31	42	-	-	-	-	-	-
15 年以上 16 年未満	4.0	70	70	-	-	-	-	3	27	39	-	1	-	-	-	-
16 年以上 17 年未満	2.3	41	41	-	-	-	-	2	24	15	-	-	-	-	-	-
17 年以上 18 年未満	1.9	33	33	-	-	-	-	9	17	7	-	-	-	-	-	-
18 年以上 19 年未満	2.2	39	39	-	-	-	-	7	20	11	-	1	-	-	-	-
19 年以上 20 年未満	1.6	28	28	-	-	-	-	5	18	5	-	-	-	-	-	-
20 年以上 21 年未満	1.6	28	28	-	-	-	-	7	17	4	-	-	-	-	-	-
21 年以上 22 年未満	1.5	27	27	-	-	-	1	11	10	5	-	-	-	-	-	-
22 年以上 23 年未満	1.5	27	27	-	-	-	2	6	14	5	-	-	-	-	-	-
23 年以上 24 年未満	1.3	22	22	-	-	-	-	4	14	4	-	-	-	-	-	-
24 年以上 25 年未満	1.3	22	22	-	-	-	-	10	7	5	-	-	-	-	-	-
25 年以上 26 年未満	1.3	22	22	-	-	-	2	11	6	3	-	-	-	-	-	-
26 年以上 27 年未満	2.4	42	42	-	-	-	3	11	24	3	-	1	-	-	-	-
27 年以上 28 年未満	1.5	27	27	-	-	-	2	6	14	5	-	-	-	-	-	-
28 年以上 29 年未満	3.1	54	53	-	1	-	3	22	20	5	-	2	1	1	-	-
29 年以上 30 年未満	1.8	32	32	-	-	-	2	12	14	4	-	-	-	-	-	-
30 年以上 31 年未満	3.0	52	52	-	-	-	3	17	27	5	-	-	-	-	-	-
31 年以上 32 年未満	1.5	26	26	-	-	1	4	9	8	4	-	-	-	-	-	-
32 年以上 33 年未満	1.1	19	19	-	1	-	-	7	6	5	-	-	-	-	-	-
33 年以上 34 年未満	1.2	21	21	-	-	1	3	6	7	3	-	1	-	-	-	-
34 年以上 35 年未満	2.1	37	37	-	1	2	5	9	14	4	-	2	-	-	-	-
35 年以上 36 年未満	1.0	18	17	-	1	-	1	9	4	1	-	1	1	1	-	-
36 年以上 37 年未満	1.8	31	31	-	1	2	6	4	10	4	-	4	-	-	-	-
37 年以上 38 年未満	1.1	20	20	-	-	1	5	3	9	-	-	2	-	-	-	-
38 年以上 39 年未満	0.8	14	14	-	-	1	-	3	6	4	-	-	-	-	-	-
39 年以上 40 年未満	3.4	59	59	1	-	-	5	7	27	9	-	10	-	-	-	-
40 年以上 41 年未満	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41 年以上	6.1	106	106	-	-	1	4	12	52	15	-	22	-	-	-	-

（注） 例～平均勤続年数、18.06 とは 18 年 6 ヶ月を示す。

職員任免状況（令和4年度中）

（単位：人）

職 階 級	任 用			出 向		退 職 等								病 気 等	
	採用	再任用	昇任	転入	転出	定年	早期退職	依願	公務上死亡	公務外死亡	再任用終了	免職	失職	休職	復職
総 数	59	26	122	3	3	54	4	22	-	1	21	1	-	11	5
消防吏員	59	26	122	-	-	54	4	22	-	1	20	1	-	11	5
消 防 司 監	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
消 防 正 監	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消 防 司 監	-	-	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消 防 司 令 長	-	-	9	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消 防 司 令	1	4	22	-	-	12	-	1	-	-	2	-	-	1	1
消 防 司 令 補	-	15	38	-	-	13	3	-	-	-	10	1	-	4	3
消 防 士 長	-	3	48	-	-	4	-	5	-	-	5	-	-	3	-
消 防 副 士 長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消 防 士	58	4	-	-	-	11	-	16	-	1	3	-	-	3	1
消防事務職員等	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
事 務 職 員	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
技 術 職 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業 務 職 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
技 能 職 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資格（特殊技能）取得状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

種 別	総数	司 監	正 監	監	司令長	司 令	司令補	士 長	副士長	士
消 防 吏 員 数（現員）	1,743	1	6	9	51	216	492	580	-	388
自動車運転・整備関係										
大 型	751	-	-	1	8	88	276	297	-	81
けん引	100	-	-	-	3	18	38	28	-	13
普通（中型含む）	971	1	6	8	43	128	214	281	-	290
整備士	11	-	-	-	-	2	5	2	-	2
救 急 関 係										
救 急 資 格 者	1,100	1	1	2	22	101	256	367	-	350
救 急 救 命 士	419	-	-	1	7	43	163	185	-	20
通 信 関 係										
第1級特殊無線技士	67	-	-	-	2	19	31	15	-	-
第2級特殊無線技士	81	-	1	-	13	16	25	15	-	11
第3級特殊無線技士	667	-	-	-	1	35	68	238	-	325
航空特殊無線技士	111	-	1	-	4	31	47	25	-	3
海 技 関 係										
小型船舶操縦士	132	-	-	-	3	30	54	33	-	12
潜水士	222	-	-	-	8	32	75	82	-	25
消 防 設 備 関 係										
消防設備士（甲 種）	4	-	-	-	-	2	2	-	-	-
消防設備士（乙 種）	78	-	2	-	13	24	27	8	-	4
消防設備点検資格者（1 種）	7	-	-	-	-	2	5	-	-	-
消防設備点検資格者（2 種）	5	-	-	1	-	1	3	-	-	-
危 険 物 関 係										
危険物取扱者（甲 種）	19	-	1	-	3	5	5	4	-	1
危険物取扱者（乙 種）	394	-	2	3	24	104	157	63	-	41
そ の 他										
衛 生 管 理 者	35	-	2	3	8	14	6	1	-	1
足場組立作業主任者	38	-	-	-	1	6	21	10	-	-
酸素欠乏危険作業	300	-	1	-	11	49	104	128	-	7
酸素欠乏・硫化水素危険作業	302	-	-	-	5	29	113	140	-	15
玉 掛 技 能	297	-	-	-	5	27	120	132	-	13
移動式、固定式クレーン	225	-	1	-	13	45	96	59	-	11
ガス溶接作業	40	-	-	-	-	3	19	16	-	2
車両系建設機械（解体）	64	-	-	-	-	6	31	21	-	6
車両系建設機械（整地）										
予 防 技 術 検 定										
危 険 物	37	-	-	-	5	13	15	3	-	1
消 防 用 設 備	41	-	-	-	3	11	19	8	-	-
防 火 査 察	80	-	-	1	5	24	34	15	-	1

予

算

消 防 予 算

令和5年度の消防関係予算（歳出）の総額は18,848,588千円で、前年度と比較して7.1%の増、一般会計予算に対する割合は1.6%となっている。

主な事業として、札幌圏共同消防通信指令システム更新整備費、多重無線システム更新整備費、消防施設庁舎監視システム機器更新整備費、消防署改築費、消防施設感染防止対策費、衛星地球局更新整備費、消防車両等整備費、震災対策用消防水利整備促進費、高齢者世帯自動消火装置設置補助金、救急安心都市さっぽろ推進費、消防団による地域防災指導の充実強化費等が盛り込まれている。

なお、令和5年度予算額は、当初予算のみの計上である。

1. 予算の概要（歳出）

(単位：千円・%)				
区 分	令和5年度	令和4年度	増 △減	増 △減 率
消 防 費	5,999,398	4,709,325	1,290,073	27.4
常 備 消 防 費	3,470,943	3,441,900	29,043	0.8
消防業務総括費	3,032,534	2,998,832	33,702	1.1
常備消防活動費	438,409	443,068	△ 4,659	△ 1.1
非常備消防費	370,912	357,425	13,487	3.8
消防団運営費	370,912	357,425	13,487	3.8
消防施設整備費	2,157,543	910,000	1,247,543	137.1
消防施設整備関係費	1,839,000	55,200	1,783,800	3,231.5
消防車両整備費	205,000	676,000	△ 471,000	△ 69.7
消防防災対策費	113,543	178,800	△ 65,257	△ 36.5
職 員 費				
消防関係職員費	12,849,190	12,893,256	△ 44,066	0.3
計	18,848,588	17,602,581	1,246,007	7.1

2. 消防関係予算内訳

(単位：千円・%)								
予 算 額			消 防 費					
一般会計	消防関係予算	比率	常備消防費	比率	非常備消防費	比率	消防施設整備費	比率
A	B	B/A	C	C/B	D	D/B	E	E/B
1,192,200,000	18,848,588 (12,849,190)	1.6	16,320,133 (12,849,190)	86.6	370,912	2.0	2,157,543	11.4

(注) () は、消防関係職員費で内数
消防費の各比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

3. 年度別一般会計と消防関係費との比較（過去5年間）

(単位：千円・%)										
年 度	予 算 額					決 算 額				
	一般会計	対前年度 増 減 率	消 防 関 係 費	対前年度 増 減 率	比 率	一般会計	対前年度 増 減 率	消 防 関 係 費	対前年度 増 減 率	比 率
	A		B		B/A	C		D		D/C
令和元	1,019,300,000	0.8	18,343,689	△ 2.9	1.8	992,271,783	1.1	17,359,633	△ 6.3	1.7
2	1,029,500,000	1.0	17,771,566	△ 3.1	1.7	1,319,821,965	33.0	16,761,610	△ 3.4	1.3
3	1,114,000,000	8.2	18,118,121	2.0	1.6	1,284,944,420	△ 2.6	16,822,733	0.4	1.3
4	1,161,600,000	4.3	17,602,581	△ 2.8	1.5	-	-	-	-	-
5	1,192,200,000	2.6	18,848,588	7.1	1.6	-	-	-	-	-

4. 消防関係費と人口等との比較（過去5年間）

（人口：各年4月1日現在）（単位：円）

年度	予 算 額		決 算 額	
	人口1人当たり	1世帯当たり	人口1人当たり	1世帯当たり
令和元	9,388	17,283	8,885	16,356
2	9,074	16,582	8,559	15,639
3	9,240	16,741	8,579	15,544
4	8,987	16,152	-	-
5	9,630	17,145	-	-

令和5年度主要事業概要

（単位：千円）

事業名	主要事業の概要	予 算 額
消 防 施 設 整 備	札幌圏共同消防通信指令システム更新整備 札幌圏の6消防本部による消防指令システムの共同整備及び消防救急デジタル無線の更新整備	1,154,000
	多重無線システム更新整備 無線基地局の鉄塔改修工事	11,000
	消防施設庁舎監視システム機器更新整備 消防施設に設置されている庁舎監視システムの構成機器の更新整備	29,000
	消防署改築 東消防署の移転改築に伴う用地の取得及び基本・実施設計	405,000
	消防施設感染防止対策 感染防止対策のための消防施設の設備改修及び改修工事の実施設計	236,000
	衛星地球局更新整備 次世代型衛星通信システムへの更新整備に向けた実施設計	4,000
		1,839,000
消 防 車 両 整 備	消防車両の更新 救急車	6台 5台
	指揮車	1台
	屈折車重点整備	1台
		205,000
消 防 震 災 対 策	震災対策用消防水利整備促進 大規模災害時における消防水利の整備 容量40m ³ 工事 2基、設計 2基	51,000
		51,000
防 火 防 災 推 進	高齢者世帯自動消火装置設置補助 高齢者世帯を対象とした自動消火装置設置に対する補助	9,000
		9,000
救 急 安 心 都 市 さ っ ぽ ろ 推 進	救急安心都市さっぽろ推進 救急活動のDX化に向けた救急隊アプリの導入及び通信端末等の購入	48,000
		48,000
震 災 時 消 防 体 制 強 化	消防団による地域防災指導の充実強化 防災に関する専門的知識を備えた消防団員を養成するための研修及び消防団員による自主防災組織等への防災指導の実施	2,200
		2,200
救 急 救 助 業 務 推 進	全国消防救助技術大会開催 消防職員の消防救助技術の向上及び強化を図るための全国消防救助技術大会の開催に係る費用	3,343
		3,343
合 計		2,157,543

施設

消防施設の概要（令和5年4月1日現在）

名 称		所 在 地	構 造 1階面積、延べ面積	敷地面積	竣 工	備 考
消 防 局	消 防 局 庁 舎 （中央消防署併設）	中央区 南4条西10丁目	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階・地上8階建 1,076.99㎡ 8,502.73㎡	1,735.87㎡	S 61. 11	
	無 線 基 地 局		鉄骨造	－	S 62. 2	塔 高59.67m （消防局庁舎の 高さを含む）
	衛 星 地 球 局		硬質アルミニウム合金	－	H 29. 3	口 径4.5m
	消 防 学 校 消 防 科 学 研 究 所 救 急 救 命 士 養 成 所	西区 八軒10条西13丁目	鉄筋コンクリート造3階建 1,521.93㎡ 3,846.12㎡ （うち北鐘寮南棟 245㎡ 490㎡）	49,370.41㎡	H 11. 10 H 5. 3 H 5. 3 (H 20. 3)	
	消 防 訓 練 塔		鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上10階建 97.96㎡ 565.57㎡		S 52. 12	塔 高34.2m
	消 防 補 助 訓 練 塔		鉄骨造5階建 81.18㎡ 315.36㎡		S 53. 9	塔 高19.1m
	救 助 訓 練 塔		A塔鉄骨造5層 B、C塔鉄骨造1層		H 7. 12	A塔高17.0m B、C塔高7.0m
	屋 内 訓 練 場		鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建 750.20㎡ 994.40㎡		S 55. 1	
	水 難 救 助 場 水 訓 練		鉄骨造平屋建 上屋鉄骨造ビニール張 684.00㎡ 739.00㎡		S 55. 8	
	車 庫		鉄骨造平屋建 286.56㎡		S 57. 12	
	活 動 資 機 材 集 約 セ ン タ ー		鉄骨造平屋建 499.75㎡		H 23. 1	
	備 蓄 倉 庫		鉄骨造平屋建 311.37㎡		H 8. 3	
	自 動 車 走 行 訓 練 場		周回、屈折、曲線、方向変 換、坂道、直線コース、アス ファルト舗装		S 56. 9	
	ヘ リ コ プ タ ー 臨 着 場		23m×23m アスファルト舗装		H 3. 4	
	大 規 模 災 害 緊 急 給 油 施 設		地下埋設タンク20kℓ ガソリン10,000ℓ軽油10,000ℓ		H 25. 6	
	消 防 航 空 隊 庁 舎	石狩市 新港東2丁目1番2	鉄骨造地上一部2階建 1階2階776.58㎡借用	13,200.16㎡ 借用	H 8. 5	賃貸借契約 H 20. 9
	救 急 ワ ー ク ス テ ー シ ョ ン	中央区 北11条西13丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 207.80㎡ 326.54㎡	450.04㎡	H 7. 10	
	市 民 防 災 セ ン タ ー （白石消防署併設）	白石区 南郷通6丁目北	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階建 うち1階～4階	3,168.50㎡	H 15. 2	
	白 石 タ イ ヤ 庫	白石区 中央1条3丁目	鉄骨造平屋建 240.00㎡	991.74㎡	S 45. 8	
	藻 岩 山 無 線 基 地 局	南区 藻岩山127林班イ小班	鉄筋コンクリート造 2階建 43.60㎡ 85.85㎡	228.00㎡	S 60. 11	塔 高42.7m
	小 金 湯 無 線 中 継 所	南区 小金湯662番3	鉄筋コンクリート造 2階建 30.25㎡ 60.50㎡	361.36㎡	H 12. 12	塔 高40.0m

名 称		所 在 地	構 造 1階面積、延べ面積	敷地面積	竣 工	備 考
消防局	もみじ台無線基地	厚別区 もみじ台南7丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 30.25㎡ 60.50㎡	134.49㎡	S 61. 8	塔 高31.5m
	朝日岳無線基地局	南区 定山溪事業区	鉄筋コンクリート造 平屋建 29.16㎡	1,433.00㎡	S 60. 11	塔 高22.7m
	藤野無線基地局	南区 藤野487番4	鉄筋コンクリート造 平屋建 19.36㎡	116.13㎡	S 60. 11	塔 高32.7m
	当別無線基地局	石狩郡当別町 字高岡3199番地	鉄骨鉄筋コンクリート造 7階建 68.89㎡ 211.45㎡	802.35㎡	H 3. 1	塔 高59.5m
中央消防署	本 署	中央区 南4条西10丁目	消防局庁舎 1・2階	—	S 61. 12	
	桑園出張所	中央区 北4条西22丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 294.28㎡ 431.56㎡	698.34㎡	S 59. 11	
	宮の森出張所	中央区 宮の森2条11丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 287.66㎡ 416.62㎡	848.71㎡	S 57. 10	
	豊水出張所	中央区 南8条西2丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 618.39㎡ 887.14㎡	1,806.28㎡	H 25. 2	
	幌西出張所	中央区 南11条西21丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 278.69㎡ 407.19㎡	793.39㎡	S 55. 11	
	山鼻出張所	中央区 南23条西10丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 438.90㎡ 588.20㎡	1,050.20㎡	H 17. 3	
北消防署	本 署	北区 北24条西8丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 520.20㎡ 950.23㎡	1,619.69㎡	S 55. 1	
	あいの里出張所	北区 あいの里2条1丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 385.84㎡ 535.84㎡	1,003.30㎡	H 7. 3	
	篠路出張所	北区 篠路2条4丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 423.36㎡ 659.13㎡	1,047.17㎡	H 22. 3	
	屯田出張所	北区 屯田5条10丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 229.12㎡ 335.86㎡	724.00㎡	S 50. 12	
	新琴似出張所	北区 新琴似8条4丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 341.16㎡ 480.76㎡	839.98㎡	H 2. 12	
	新光出張所	北区 新琴似1条12丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 287.66㎡ 416.62㎡	864.00㎡	S 56. 11	
	新川出張所	北区 新川1条3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 225.15㎡ 328.33㎡	676.61㎡	S 48. 10	
	幌北出張所	北区 北15条西5丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 275.38㎡ 540.81㎡	970.04㎡	H 9. 3	
東消防署	本 署	東区 北24条東17丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 534.37㎡ 918.37㎡	1,530.00㎡	S 47. 11	
	丘珠出張所	東区 北丘珠1条2丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 286.05㎡ 421.81㎡	798.86㎡	S 59. 11	

名 称		所 在 地	構 造 1階面積、延べ面積	敷地面積	竣 工	備 考
東 消 防 署	栄 出 張 所	東区 北46条東14丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 279.68㎡ 408.18㎡	792.00㎡	S 52. 12	
	北 栄 出 張 所	東区 北39条東1丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 342.68㎡ 517.68㎡	991.26㎡	H27. 3	
	札 苗 出 張 所	東区 東苗穂4条2丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 231.25㎡ 337.99㎡	708.64㎡	S 49. 12	
	苗 穂 出 張 所	東区 北8条東11丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 421.00㎡ 632.82㎡	1,256.70㎡	H24. 3	
白 石 消 防 署	本 署 (市民防災センター併設)	白石区 南郷通6丁目北	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階建 1,227.50㎡ 3,674.65㎡	3,168.50㎡	H15. 2	
	元 町 出 張 所	白石区 菊水元町8条2丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 280.90㎡ 409.40㎡	819.40㎡	S 55. 11	
	菊 水 出 張 所	白石区 菊水上町1条3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 295.68㎡ 432.96㎡	619.22㎡	S 60. 12	
	北 郷 出 張 所	白石区 北郷3条6丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 359.00㎡ 603.44㎡	806.37㎡	R 2. 3	
	東 白 石 出 張 所	白石区 本通18丁目北	鉄筋コンクリート造 2階建 330.16㎡ 459.12㎡	1,038.72㎡	S 57. 10	
厚 別 消 防 署	本 署	厚別区 厚別中央1条5丁目	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階建 うち1階2階1,208㎡占有	826.41㎡	H元. 9	
	厚 別 西 出 張 所	厚別区 厚別西3条5丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 304.25㎡ 442.25㎡	840.00㎡	S 61. 12	
	も み じ 台 出 張 所	厚別区 もみじ台北7丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 279.68㎡ 408.18㎡	746.87㎡	S 53. 12	
豊 平 消 防 署	本 署	豊平区 月寒東1条8丁目	鉄筋コンクリート造 5階建 489.80㎡ 1,539.35㎡	1,363.05㎡	S 44. 12	改修H19. 7
	美 園 出 張 所	豊平区 豊平1条12丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 342.68㎡ 517.68㎡	829.77㎡	H27. 3	
	平 岸 出 張 所	豊平区 平岸1条11丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 340.20㎡ 480.20㎡	840.00㎡	H 4. 3	
	西 岡 出 張 所	豊平区 西岡4条6丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 235.78㎡ 351.90㎡	750.00㎡	S 53. 12	
	東 月 寒 出 張 所	豊平区 羊ヶ丘1番地	鉄筋コンクリート造 2階建 224.31㎡ 327.49㎡	628.13㎡	S 46. 10	
清 田 消 防 署	本 署	清田区 平岡1条1丁目	鉄筋コンクリート造 4階建 うち1階2階 1,495.44㎡ 占有	2,459.50㎡	H 9. 10	
	北 野 出 張 所	清田区 北野7条5丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 282.55㎡ 409.42㎡	727.00㎡	S 55. 11	
	里 塚 出 張 所	清田区 里塚1条4丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 262.10㎡ 517.16㎡	1,245.30㎡	H11. 3	

名 称		所 在 地	構 造 1階面積、延べ面積	敷地面積	竣 工	備 考
南 消 防 署	本 署	南区 真駒内上町5丁目	鉄筋コンクリート造 4階建 580.66㎡ 1,713.82㎡	3,024.30㎡	H30. 11	
	資 機 材 保 管 庫		鉄骨造 2階建 245.28㎡ 294.38㎡			
	澄 川 出 張 所	南区 澄川4条6丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 235.78㎡ 351.90㎡	750.00㎡	S 52. 12	
	川 沿 出 張 所	南区 川沿2条3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 229.12㎡ 335.86㎡	719.70㎡	S 50. 12	
	定 山 溪 出 張 所 (定山溪無線中継所併設)	南区 定山溪温泉西 1 丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 551.35㎡ 806.31㎡	1,305.85㎡	R 3. 11	
	石 山 出 張 所	南区 石山2条4丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 287.66㎡ 416.62㎡	873.21㎡	S 56. 11	
	藤 野 出 張 所	南区 藤野2条3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 417.52㎡ 601.60㎡	1,138.38㎡	H15. 3	
西 消 防 署	本 署	西区 発寒10条4丁目	鉄筋コンクリート造 3階建 うち1階2階 1,534.97㎡占有	1,220.28㎡	H 6. 3	
	八 軒 出 張 所	西区 八軒1条東3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 342.10㎡ 484.74㎡	839.70㎡	S 63. 1	
	西 野 出 張 所	西区 西野3条2丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 231.25㎡ 337.99㎡	726.99㎡	S 49. 12	
	平 和 出 張 所	西区 平和2条3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 245.89㎡ 363.59㎡	622.05㎡	S 54. 12	
手 稲 消 防 署	本 署	手稲区 手稲本町2条5丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 667.90㎡ 1,429.25㎡	1,615.57㎡	H元. 10	
	曙 出 張 所	手稲区 前田6条16丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 323.99㎡ 478.55㎡	813.35㎡	H 4. 3	
	稲 穂 出 張 所	手稲区 稲穂3条6丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 287.66㎡ 416.62㎡	825.10㎡	S 56. 11	
	前 田 出 張 所	手稲区 前田6条5丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 307.67㎡ 443.03㎡	691.43㎡	S 58. 12	
	西 宮 の 沢 出 張 所	手稲区 西宮の沢4条1丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 279.68㎡ 408.18㎡	723.66㎡	S 51. 12	

消防ヘリコプター（令和 5 年 4 月 1 日現在）

愛 称	さつぽろ 2
型 式	レオナルド式 AW139 型（イタリア共和国）
国籍及び登録記号	JA17AR
導 入	平成 29 年 3 月
全 長	16.62m
全 幅	4.22m
全 高	4.98m
エンジン	双発タービンエンジン 1,679SHP×2
速 度	278 km/h
航続距離	1,000 km
航続時間	4.0 時間
離陸重量	6,800 kg
定 員	14 名



【さつぽろ 2】

消防車両配置状況（令和5年4月1日現在）

（単位：台）

車種	所属	合計	ポンプ車		水槽車		救助車		水槽付救助車	山岳救助車	はしご車	屈折車	化学・水槽車	大型水槽車	高発泡・照明車	指揮車	指揮予備車	総合指揮本部車	資材搬送車	調査車	救急車		支援工作車	※ 支援車	※ 大型ブローアー車	※ ウォーターカッター車	※ 大型除染システム搭載車	※ 燃料補給車	※ 特殊災害対応自動車	※ 重機搬送車	※ 大型ポンプ車	※ ホース延長車	査察車	人員輸送車	小型人員輸送車	訓練車	連絡車	共用車	局用車	
			実働	非常用	実働	非常用	実働	非常用																																
		220	-	57	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		26	-	1	46	11	8	2	2	3	7	4	3	5	1	11	2	1	4	4	35	11	5	1	1	1	1	1	1	1	1	18	1	1	5	18	1	1		
局		26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	1	5	8	1	1	
中央		27	-	5	1	1	1	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	5	2	1	-	1	1	1	-	1	1	-	2	-	-	-	1	-	-			
北		26	-	8	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	1	-	-	5	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-			
東		21	-	6	1	1	-	-	-	-	1	-	1	1	1	1	-	-	-	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-			
白石		20	-	4	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	1	1	1	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-		
厚別		13	-	3	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-			
豊平		17	-	5	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-			
清田		14	-	2	2	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-			
南		24	1	6	1	1	-	-	2	1	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-			
西		16	-	3	1	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	1	-	-			
手稲		16	-	4	1	-	-	1	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-			

（注） ※及び警防指揮車は、総務省消防庁からの無償使用車を示す。

救急車は全て高規格 4WD 車

指揮車・水槽車・救助車・水槽付救助車は全て 4WD 車

研 修 ・ 訓 練

研 修 実 施 概 要

札幌市消防学校は、消防職・団員に対する、より高度な人材育成を目的とした教育訓練の研修施設として平成11年11月に設立した。消防職員研修の基本理念「局訓『朗・礼・勇』の精神を礎として、目指す職員像の実現に向けた人材育成を行う」に基づき、職務遂行能力の向上、時代の要請に応じた教育、そして、学び育てる職場文化の醸成を基本方針とした初任教育、幹部教育、専科教育、消防団員研修その他の学校研修や救急救命士養成研修等を行っている。

1. 学 校 研 修

(1) 初任教育

消防職員として、消防業務全般の基礎知識及び基本的な消防活動を習得するとともに、厳正な規律と高い倫理観を持ち、市民に信頼される即戦力の職員となることを到達目標として行った。

(2) 専科教育

ア 警防科

「現場指揮課程」を実施し、災害現場において部隊の安全管理に配慮した適切かつ効果的な指揮活動ができることや、所属における部隊活動の訓練指導者として、必要な知識及び技術を有し、警防活動技術全般について消防部隊を的確に指導できる職員となることを到達目標として人材の育成を行った。

「実火災体験訓練指導員養成課程」を実施し、実火災訓練装置を使用した訓練を安全かつ効果的に実施するため、火災性状等及び安全管理に関する知識について習得するとともに、署隊の消防部隊に対して的確な指導を行い、消火活動能力の向上と、災害活動中の事故防止につなげることができる職員になることを到達目標として人材の育成を行った。

「実火災体験訓練指導補助員養成課程」を実施し、実火災訓練装置を使用した訓練を安全かつ効果的に実施するため、実火災体験訓練指導員を的確に補佐できる職員になることを到達目標として人材の育成を行った。

イ 救急科

「救急標準課程」を実施し、応急処置等に必要な専門的知識・技術を習得し、救急隊員として活動できる職員となることを到達目標として人材の育成を行った。

「気管挿管再認定講習」を実施し、気管挿管の再認定を受け、気管挿管技術の維持・向上を図ることができる職員となることを到達目標として人材の育成を行った。

「ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管講習」を実施し、気管挿管認定救急救命士に対して、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用した気管挿管に必要な知識・技術を習得させ、ビデオ喉頭鏡を使用した気管挿管を行うことができる職員となることを到達目標として人材の育成を行った。

「気管挿管病院実習・ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管病院実習」を実施し、救急現場において気管挿管及びビデオ喉頭鏡による気管挿管を行うことができる職員となることを到達目標として人材の育成を行った。

ウ 救助科

「救助隊員養成課程」を実施し、消防救助操法に基づく基本的な救助技能、技術及び知識を兼ね備え、救助車両に積載されている救助用器具の取扱いにも精通し、災害現場における安全、確実、迅速な救助活動に関する知識を有した即戦力の職員となることを到達目標として人材の育成を行った。

「高度救助課程」を実施し、特殊困難な災害現場において、安全、適切かつ迅速な消防活動に必要な知識及び技術を豊富に兼ね備え、Ⅲ型救助車両に積載されている高度救助用器具の取扱い

ができることを到達目標として人材の育成を行った。

(3) 幹部教育

ア 上級幹部科

「消防司令長昇任課程」及び「消防司令長課程」を実施し、消防司令長としての責務を正しく認識し、各種災害事案に対し消防活動が組織的かつ効果的に行えるように、部隊及び指揮本部を統括指揮し、災害現場の管理を適切に行い、最大の消防活動効果を挙げることができることや、活動困難事案や隊員の重大な事故、消防活動に伴う水損、物損及び住民の受傷事故等、様々なリスク事案、事象の未然防止及び発生時の対応を的確に行うことができる職員となることを到達目標として人材の育成を行った。

イ 中級幹部科

「消防司令昇任課程」及び「消防司令課程」を実施し、消防司令としての責任及び立場を正しく認識し、消防及び社会全般の動向を理解するとともに、迅速かつ的確な意思の決定に基づき、上司を補佐し部下を指揮監督することにより、組織を管理できることや、災害現場において、現場指揮者として災害状況全般の把握、的確な安全管理及び下命を行えるとともに、事故及び事件の発生時に、迅速かつ的確な初動対応ができる職員となることを到達目標として人材の育成を行った。

ウ 初級幹部科

「消防司令補昇任課程」及び「消防司令補課程」を実施し、消防司令補としての責任及び立場を正しく認識し、消防行政の動向を理解するとともに、上司を補佐し、部下を指導できることや、災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えるとともに、事故及び障害の発生時に迅速な初動対応ができる職員となることを到達目標として人材の育成を行った。

「消防士長昇任課程」及び「消防士長課程」を実施し、消防士長としての責任及び立場を正しく認識し、消防行政の動向を理解するとともに、上司を補佐し、部下を指導できることや、災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えるとともに、事故及び障害の発生時に迅速な初動対応ができる職員となることを到達目標として人材の育成を行った。

(4) 特別教育

ア 採用3年次研修

採用年次に応じた基礎的能力の向上を図るとともに、消防職員としての高い使命感や倫理観の醸成、コミュニケーション能力等の向上を図り、組織に貢献できる職員となることを到達目標として人材の育成を行った。

イ 消防士研修

今後の自らの課題や職場の活性化に向けた取組について検討を行い、これまで以上に業務で培ってきた知識・技術を活かせる職員になることを到達目標として人材の育成を行った。

ウ 消防職員意見発表大会

職員の資質と広報技術の向上を図り、消防行政に関する斬新な意見を提言できる職員となることを到達目標として人材の育成を行った。

(5) 消防団員研修

「基礎教育 基礎教育科 基礎教育課程」を実施し、地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解するとともに、災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できる団員となることを到達目標として人材の育成を行った。

2. 救急救命士養成所研修

「救急救命士養成課程」を実施し、救急救命士国家試験の合格を目標に、救急救命士として必要な知識・技術の習得者を養成した。

3. 部 研 修

各部の所管業務に関する実務能力の向上と実践的な訓練により、組織的な消防活動能力の向上を図った。

4. 所 属 研 修

各所属の計画により、各部・署において業務上必要となる専門的知識と技術の修得・向上を図った。

5. 委 託 研 修

(1) 消防大学校研修

消防大学校において、消防に関する高度な知識・技術を総合的、専門的に学び、監督者及び指導者に相応しい人材の育成を図った。

(2) 研修センター研修

行政サービスの担い手としての心構えや、効率的な行政運営のための知識や能力の習得及び高度で専門的な知識・技術の習得を図った。

(3) 資格取得研修

法令に基づく消防防災業務に必要な免許及び資格を習得させ、業務能率の向上を図った。

6. その他の派遣研修

総務省消防庁、救急振興財団救急救命東京研修所へ職員を派遣し、各行政機関の組織、動向、施策等を本市消防防災行政に反映させるべく人材育成を行った。

消防職員研修の方針

1. 消防職員研修の基本理念

局訓『朗・礼・勇』の精神を礎として、目指す職員像の実現に向けた人材育成を行う。

《目指す職員像》

- (1) 規律と高い倫理観のもと、思いやりと勇気を持って市民から信頼される職員
- (2) 強い使命感とチームワークのもと、誇りと情熱を持って職務を遂行できる職員
- (3) 高度な知識と技術、強靱な気力と体力を保持研鑽できる職員

2. 消防職員研修の重点項目

(1) 業務遂行能力の向上

ア 適正な事務執行体制の確立

適正かつ効率的な事務の執行を行うため、職務に関する取扱要領に定められている基本的ルールを再確認し、法令遵守の徹底を図る。

イ 持続可能な火災調査体制のための人材育成

署が主体的に火災調査業務を推進するため、指導及び助言ができる人材育成を行うとともに火災調査技術の維持向上を図る。

ウ 査察規制業務に必要な能力の維持向上

消防法令違反の是正及び適正な規制業務を実施するため、違反処理や各種検査に係る実務的な研修を充実させ、査察規制業務遂行に必要な能力の維持向上を図る。

エ 業務に応じた専門的かつ高度な知識・技術の向上

複雑多様化する消防需要や増大する救急需要に柔軟かつ的確に対応していくため、専門的かつ高度な知識・技術を修得し、災害対応力の向上を図る。

(2) 安全管理能力の向上

ア 受傷事故防止の徹底

全国で発生している殉職事故を教訓として、実火災体験訓練をはじめ、現場活動に関する知識・技術を修得し、災害現場における現場指揮能力、状況判断能力及び安全管理能力の向上を図る。

イ 大規模自然災害への対応力強化

全国各地で頻発している集中豪雨や巨大地震に備え、広域応援時における指揮活動や安全確保に関する知識・技術を向上させ、大規模災害対応力の強化を図る。

学校研修実施状況（令和4年度中）

（単位：回、人）

教育区分		科区分	課程名	実施回数	受講人員	消防吏員									
						消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	
総数				37	609	-	-	-	50	74	139	74	-	272	
消防職員	初任教育	初任科	初任教育課程	1	58	-	-	-	-	-	-	-	-	58	
	専科教育	警防科	実火災体験訓練指導員養成課程	1	14	-	-	-	-	14	-	-	-	-	
			実火災体験訓練指導補助員養成課程	1	21	-	-	-	-	21	-	-	-		
			現場指揮課程	1	10	-	-	-	-	10	-	-	-		
			救急標準課程	1	58	-	-	-	-	-	-	-	58		
		救急科	気管挿管再認定講習	2	46	-	-	-	-	7	39	-	-	-	
			ビデオ喉頭鏡講習	5	5	-	-	-	-	-	5	-	-	-	
			気管挿管病院実習	10	10	-	-	-	-	-	10	-	-	-	
			処置拡大講習	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
		救助科	救助隊員養成課程	1	20	-	-	-	-	-	-	3	-	17	
			高度救助課程	1	10	-	-	-	-	-	1	7	-	2	
		幹部教育	上級幹部科	消防司令長昇任課程	1	13	-	-	-	-	13	-	-	-	-
				消防司令長課程	1	50	-	-	-	50	-	-	-	-	-
	中級幹部科		消防司令昇任課程	1	23	-	-	-	-	-	23	-	-	-	
			消防司令課程	1	30	-	-	-	-	30	-	-	-	-	
	初級幹部科		消防司令補昇任課程	1	28	-	-	-	-	-	-	28	-	-	
			消防司令補課程	1	39	-	-	-	-	-	39	-	-	-	
			消防士長昇任課程	1	35	-	-	-	-	-	-	-	-	35	
			消防士長課程	1	29	-	-	-	-	-	-	29	-	-	
	特別教育		消防士研修		1	19	-	-	-	-	-	-	-	-	19
			若年職員合同研修（3年次）		1	71	-	-	-	-	-	-	-	-	71
		消防職員意見発表大会		1	10	-	-	-	-	-	1	2	-	7	
		救急救命士養成課程		1	9	-	-	-	-	-	-	5	-	4	

教育区分	科区分	課程名	実施回数	受講人員	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
総数			2	62	-	-	-	-	-	-	62
消防団員	基礎教育	基礎科	基礎教育課程	2	62	-	-	-	-	-	62

部研修実施状況（令和4年度中）

（単位：回、人）

部	区 分	実施回数	受講人員
予 防 部	査 察 実 施 研 修	1	8
	設 備 実 務 研 修	6	114
	火 災 調 査 応 用 研 修 I	3	10
	火 災 調 査 応 用 研 修 II ～ IV	63	93
	危 険 物 実 務 研 修	6	57
警 防 部	救 助 隊 長 研 修	1	30
	国 際 消 防 救 助 隊 研 修	1	40
	国 際 消 防 救 助 隊 訓 練	1	40
	流 水 指 導 者 養 成 研 修	1	2
	潜 水 救 助 連 携 訓 練	1	20
	潜 水 技 術 研 修（委 託）	1	1
	潜 水 救 助 員 養 成 研 修	1	20
	特別高度救助隊・高度救助隊道内三市連携訓練	1	19
	道 央 7 消 防 本 部 連 携 訓 練	1	19
	特 別 消 防 隊 長 研 修	1	18
	大 規 模 災 害 対 応 訓 練	1	405
	土 砂 災 害 対 応 訓 練	1	43
	緊急消防援助隊指揮支援隊・北海道大隊指揮隊研修	1	84
	航 空 活 動 基 礎 訓 練	4	25
	航 空 活 動 連 携 訓 練	9	44
	航 空 活 動 応 用 訓 練	15	41
	支 援 指 令 管 制 員 実 務 研 修	13	13
	救 急 救 命 士 就 業 前 研 修	1	17
	病 院 研 修	1	283
	救 急 担 当 係 長 研 修	3	24
	救急救命士生涯研修（救急隊長研修）	2	105
	救急救命士生涯研修（1年次研修）	1	22
	救急救命士生涯研修（2年次研修）	1	19
計		142	1616

委託研修（消防大学校研修）実施状況（令和4年度中）

（単位：回、人）

区 分		実施回数	受講人員	消 防 吏 員										職 消 防 防 事 務 等
				消防司令	消防正監	消防副監	消防司令	消防司令	消防司令	消防司令	消防士長	消防副士長	消防士	
総 数		7	7	-	-	-	2	1	3	1	-	-	-	-
総合教育	幹 部 科	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
専 科 教 育	火 災 調 査 科	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	現 任 教 官 科	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
実 務 講 習	指 揮 隊 長 コ ー ス	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	N B C コ ー ス	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	航 空 隊 長 コ ー ス	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	女 性 活 躍 推 進 コ ー ス	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-

委託研修（資格取得研修）実施状況（令和4年度中）

（単位：回、人）

区 分	実 施 回 数	受 講 人 員	消 防 吏 員									
			消 防 司 監	消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	
総 数	18	141	-	-	-	-	3	15	49	-	74	
第 1 級 陸 上 特 殊 無 線 技 士	1	6	-	-	-	-	-	1	5	-	-	
航 空 特 殊 無 線 技 士	1	6	-	-	-	-	-	1	5	-	-	
大 型 自 動 車 免 許	1	21	-	-	-	-	-	-	11	-	10	
危 険 物 取 扱 者 （ 保 安 講 習 ）	1	3	-	-	-	-	-	3	-	-	-	
潜 水 士	1	6	-	-	-	-	-	-	1	-	5	
小 型 移 動 式 ク レ ー ン 運 転 技 能 講 習	1	4	-	-	-	-	-	-	4	-	-	
玉 掛 け 技 能 講 習	1	5	-	-	-	-	-	-	4	-	1	
第 3 級 陸 上 特 殊 無 線 技 士	1	60	-	-	-	-	1	7	1	-	51	
2 級 小 型 船 舶 操 縦 士	2	8	-	-	-	-	-	-	4	-	4	
第 二 種 衛 生 管 理 者	1	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	6	10	-	-	-	-	-	1	8	-	1	
予 防 技 術 検 定	1	10	-	-	-	-	-	2	6	-	2	

市民見学等の対応状況（令和4年度中）

（単位：回、人）

区 分	延 べ 回 数	延 べ 人 数
学 校 関 係 施 設 見 学	9	94

消防科学研究所における研究・開発業務の概要

札幌市消防局消防科学研究所では、「札幌市消防局消防科学研究所事務処理要綱」に基づき、各種研究業務をはじめ燃焼実験、成分鑑定、危険物確認試験を行い、また、災害現場へ出動し科学的知識に基づく助言を行うなどの業務を実施している。

1. 研究業務及び燃焼実験

- (1) 数年にわたるテーマや年度ごとに策定したテーマについて研究している。
- (2) 火災原因究明のための再現実験や特異な燃焼現象について実験している。

2. 成分鑑定及び危険物確認試験

- (1) 災害現場などから収去した不明物質などを特定するための鑑定を行っている。
- (2) 「危険物の規制に関する政令」及び「危険物の試験及び性状に関する省令」で定められている試験方法に従い、物品が消防法に定められている危険物の性状を有しているか否かを明らかにするための確認試験を行っている。

3. 現 場 活 動 支 援

災害現場における危険物質の分析や科学的知識・知見に基づく助言などの支援を行っている。

4. 職 員 提 案

「札幌市消防職員の提案に関する要綱」に基づく職員提案について、技術的な支援などを行うとともに、事務局として審査会を開催している。

5. 日常生活に潜む危険性の広報

札幌市公式ホームページや動画投稿サイト「YouTube」への火災再現実験映像の掲載、報道機関への情報提供などを通じて、日常生活に潜む火災などの危険性と発生メカニズムについて広報を行っている。

6. 消防科学に関する情報発信

研究結果について、消防科学研究所報の札幌市公式ホームページへの掲載等を通じ、科学的な知識や知見に関する情報を適宜発信している。

音 楽 隊

音 楽 隊 の 概 要

札幌市消防音楽隊は、市民と消防を結ぶ「音の架け橋」として昭和43年6月に発隊し、令和5年4月1日現在、隊長1名、楽長（会計年度任用職員）1名、奏楽隊員25名の計27名編成で活動している。

令和4年中の行事回数は新型コロナウイルス感染症の影響から10回であったが、例年は消防出初式や119ニューイヤーコンサートをはじめとする各種公共的なイベント等に出演し、本市消防のPR及び防火・防災思想の普及啓発活動を行っている。

音楽隊活動状況（令和4年中）

（単位：回）

区 分	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総 数	58	10	2	4	4	3	4	7	3	6	5	5	5
行 事	10	3	-	-	1	-	-	2	-	1	1	1	1
消防局で行う儀式及び諸行事	6	2	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1	1
消 防 団 で 行 う 諸 行 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本市主催の儀式及び諸行事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防関係団体等の諸行事	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
その他公共的な諸行事	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
その他奏楽が必要な場合	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
定 期 訓 練 ・ 特 別 訓 練	48	7	2	4	3	3	4	5	3	5	4	4	4

音楽隊員配置状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	総 数	消防司令		消防司令補		消防士長		消防副士長		消 防 士		団 員	会計年度任用職員
		日勤	隔勤	日勤	隔勤	日勤	隔勤	日勤	隔勤	日勤	隔勤		
総 数	27	3	2	1	3	1	12	-	-	1	3	-	1
消 防 局	3	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
中 央 消 防 署	3	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
北 消 防 署	5	-	1	-	1	-	1	-	-	-	2	-	-
東 消 防 署	4	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
白 石 消 防 署	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
厚 別 消 防 署	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
豊 平 消 防 署	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
清 田 消 防 署	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
南 消 防 署	3	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-
西 消 防 署	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
手 稲 消 防 署	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-

予 防

火 災 予 防

火 災 予 防 の 概 要

火災から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、消防機関において火災の原因及び損害調査結果を分析し、より効果的な火災予防情報の発信、迅速及び確実な消火・人命救助活動を行うことはもとより、市民や事業所などが一体となった地域ぐるみでの防火安全対策を推進することが不可欠である。このことから、火災予防面での対策として、市民や事業所で組織している自主防火団体及び防火協力団体などと消防機関が連携を密にして、市民一人ひとりの火災予防に対する意識の高揚に向けて積極的に取り組んでいる。

1. 火災予防運動の推進

火災や、火災による死傷者を未然に防止するためには、市民一人ひとりが日頃から防火に関心を持ち、家庭や事業所はもとより、地域ぐるみで自主的な防火活動を実践することが大切である。このため、市民をはじめ地域の防火委員会、防火管理者協会、危険物安全協会及び石油燃焼器具整備業協議会などの防火協力団体と消防が一体となり「火災予防運動」を展開し、防火思想の普及高揚を推進している。

2. 広報・広聴活動

消防広報は、火災原因・損害調査結果を踏まえた火災の傾向等について、各種予防運動の周知、防火思想の普及高揚及び消防業務の実態などを市民に幅広く伝え、市民の理解と協力を得ながら消防行政を円滑に推進していくための重要な役割を果たしており、札幌市公式ホームページ、防火看板、防火ポスター及び「広報さっぽろ」などを活用した情報提供を行っている。また、市民の意見や要望を消防行政に反映させるため、各消防署や出張所に相談窓口を設けている。

3. 報道機関への情報提供

市民の防火意識を喚起するため、新聞、ラジオ及びテレビなどの報道機関に対して、火災予防をはじめ消防業務に関する情報提供を積極的に行っている。

4. 子どもに対する防火・防災教育

地域の防火・防災力向上を図ることを目的に、次世代を担う子どもたちに対して、子どもの発達段階に合わせた防火・防災教育を継続的かつ効果的に行っている。これにより、①自らの命に責任を持つ、②災害発生時に自ら主体的に考え、判断し、行動する、③危険の兆候を察知して「念のため」の行動ができる、④学んだことを家庭で話題にし、災害時における家族間の信頼関係を構築する、以上4つの力を醸成し、地域の防火・防災の担い手を育成している。主な事業は、幼稚園児などを対象にした「幼年消防クラブ」、小学3年生を対象にした体験型の出前授業である「教えて！ファイヤーマン」、次世代の地域防火・防災をけん引する社会人の礎を築く「少年消防クラブ」、東日本大震災の教訓を踏まえた体験型の活動支援教育「ジュニア防火防災スクール」である。これらの事業を通じて、子ど

もに対する防火・防災教育を実践している。

5. 住 宅 防 火 対 策

高齢化が年々進む中、札幌市における火災被害の傾向は大きく変化しており、統計によると、高齢者世帯で発生した住宅火災の割合は、平成20年が11%であったのに対し、令和4年は約26%と2倍以上の増加が見られた。

このため、福祉行政などとの連携協力により、高齢者に対する「火の用心」の声掛けなどの注意喚起を図るほか、高齢者宅の火災危険の早期発見を図るため、在宅福祉サービス事業所などへの情報提供や防火研修会を実施している。また、平成30年11月からは、高齢者世帯の火災による被害軽減を図るための支援策として、自動消火装置の設置費を一部助成する「高齢者世帯自動消火装置設置費助成事業」を開始した。

このほか、民間企業等の協力のもと、広く市民へ火災予防広報を行う「暮らしの火の用心協力隊」プロジェクトを展開している。

6. 放 火 防 止 対 策

「放火」件数については、令和4年中は62件（前年比10件増加）と出火原因の3位であり、全火災の約16%を占めている。近年は、地域の防火委員会を中心とした放火されない環境づくりや関係行政機関・関係団体などへの積極的な情報発信をすることで、件数は10年前と比べ減少しているものの、令和3年以降は増加傾向にある。

このほか、連続放火防止対策として、町内会等へのフラッシュライトの貸出しを行っている。

予防広報状況（令和4年中）

（単位：回、人）

区 分	総 数		自 衛 消 防 隊 自 訓		自 主 防 災 隊 自 訓		出 前 講 座		広 報 行 事		消 防 関 係	
	実施 回数	参加 人員	実施 回数	参加 人員	実施 回数	参加 人員	実施 回数	参加 人員	実施 回数	参加 人員	出向 職員	参加 団員
総 数	524	58,455	260	21,347	15	448	75	3,336	174	33,324	3,190	308
地 域 住 民	132	30,737	25	617	12	420	31	950	64	28,750	507	145
事 業 所	122	4,088	87	2,470	-	-	18	463	17	1,155	539	12
社会福祉施設	16	366	12	196	-	-	4	170	-	-	46	-
幼 児	141	11,414	102	9,303	1	-	6	611	32	1,500	662	18
児 童	37	2,314	10	987	1	23	4	222	22	1,082	628	31
生 徒	24	6,928	11	6,624	-	-	3	188	10	116	365	77
大 学 生 等	6	755	1	601	1	5	4	149	-	-	17	8
そ の 他	62	2,219	24	745	-	-	9	753	29	721	472	17

幼年・少年消防クラブの結成状況（令和5年4月1日現在）

1. 幼年消防クラブ

行 政 区		ク ラ ブ 数	指導者数（人）	クラブ員数（人）
総	数	46	174	3,123
中	央	3	14	196
	北	4	28	332
	東	6	20	422
白	石	4	17	330
厚	別	5	16	218
豊	平	4	16	311
清	田	5	15	301
	南	4	12	180
	西	5	13	285
手	稲	6	23	548

2. 少年消防クラブ

行 政 区		ク ラ ブ 数	指導者数（人）	クラブ員数（人）
総	数	45	244	593 (200)
中	央	5	25	79 (30)
	北	5	30	32 (8)
	東	5	11	47 (16)
白	石	2	10	23 (10)
厚	別	4	27	59 (21)
豊	平	4	13	56 (18)
清	田	5	33	79 (28)
	南	5	35	87 (35)
	西	5	33	91 (25)
手	稲	5	27	40 (9)

（注）（ ）は女子の数で内数である。

幼年・少年消防クラブの活動状況（令和4年中）

1. 幼年消防クラブ

（単位：回、人）

行 事 名	活 動 内 容	実施回数	参加延人員
総 数		77	6,225
防 火 の 呼 び か け	防火みこし、防火パレード	-	-
避 難 訓 練 等	避難訓練、放水体験、車両展示	37	3,810
防 火 も ち つ き 等	防火もちつき、防火豆まき	9	618
ク ラ ブ 結 成 式 等	新入クラブ式・卒業クラブ式	15	802
防 火 の お 話	防火映画等	6	462
防 火 の つ ど い	お年寄りとのふれあい会等	-	-
そ の 他	消防署訪問等	10	533

2. 少年消防クラブ

（単位：回、人）

行 事 名	活 動 内 容	実施回数	参加延人員
総 数		138	1,854
防 火 パ ト ロ ー ル	町内防火夜回り等	9	119
防 火 の 呼 び か け	防火パレード、防火ちらし配布	20	223
防 火 ク リ ー ン 運 動	消火栓清掃、吸い殻入れの清掃	-	-
防 火 の つ ど い	防火のつどい	1	4
各 種 訓 練	規律、ロープ結索訓練等	44	514
防 火 研 修 会	消防庁舎見学、煙体験、放水体験、救急講習等	16	419
防 火 も ち つ き	お年寄りへもちの配布	-	-
防 火 看 板 の 作 成	防火看板等作製	-	-
ク ラ ブ 結 成 式 等	新入クラブ式・卒業クラブ式	19	300
親 睦 会	キャンプ、炊事遠足等	1	15
会 議	クラブ活動方針等	10	88
老 人 ホ ー ム 等 慰 問	お年寄りとのふれあい会等	3	6
そ の 他	出初式、感想発表大会、予防部主催イベント等	15	166

査

察

指定対象物状況(令和5年4月1日現在)

(単位: 件)

業 態	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総 数	75,208	11,650	9,548	12,297	10,952	3,256	9,285	2,445	4,025	8,012	3,738
指 定 対 象 物 計	18,197	4,164	1,926	2,229	1,814	1,261	1,949	783	1,339	1,791	941
	55,538	7,221	7,284	9,771	8,952	1,990	7,249	1,629	2,510	6,185	2,747
1 イ 劇 場 ・ 映 画 館	23	7	2	3	1	1	4	-	4	1	-
ロ 公 会 堂 ・ 集 会 場	523	29	76	70	47	44	55	51	69	39	43
イ キャバレー・ナイトクラブ	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 ロ 遊 技 場 ・ ダ ン ス ホ ー ル	77	9	11	11	9	6	6	5	7	7	6
ハ 性 風 俗 関 連 特 殊 営 業 を 営 む 店 舗	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニ カラオケボックスその他遊興のため個室を提供する店舗	17	5	-	3	1	3	1	3	-	-	1
イ 待 合 ・ 料 理 店	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 ロ 飲 食 店	818	228	109	98	72	42	60	54	47	60	48
4 百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	998	134	114	147	114	64	98	90	54	92	91
5 イ 旅 館 ・ ホ テ ル	320	141	21	7	8	4	13	1	104	12	9
ロ 共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	5,206	1,152	419	600	527	534	718	119	346	563	228
イ 病 院 ・ 診 療 所	341	53	42	45	33	23	33	22	22	40	28
6 ロ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ①	617	58	74	95	68	44	67	45	81	50	35
ハ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ②	45	-	8	16	1	3	1	2	8	3	3
ニ 更 生 施 設	782	61	130	119	82	38	69	44	51	109	79
ニ 幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	818	64	144	101	66	42	77	62	74	107	81
7 小 ・ 中 ・ 高 校 各 種 学 校	107	13	18	10	7	10	13	5	11	12	8
8 図 書 館 ・ 美 術 館	3	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-
9 イ 蒸 気 ・ 熱 気 浴 場	13	11	-	-	-	-	1	-	-	-	1
ロ イ 以 外 の 公 衆 浴 場	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1
10 車 両 の 停 車 場	29	4	4	3	2	2	5	1	1	6	1
11 神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会	5	2	-	-	-	-	-	-	2	1	-
12 イ 工 場 ・ 作 業 場	3	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-
ロ 映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	54	12	8	7	7	4	7	-	2	5	2
13 イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	429	91	51	47	32	37	44	25	35	36	31
ロ 飛 行 機 等 の 格 納 庫	107	16	16	15	11	2	13	7	8	14	5
14 倉 庫	286	18	11	72	34	14	15	21	28	59	14
15 前 各 項 以 外 の 事 業 場	2,036	89	266	516	416	42	68	73	46	341	179
16 イ ※ ③	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ ※ ④	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
16の2 地 下 街	614	197	37	80	55	47	69	28	37	41	23
16の3 準 地 下 街	269	85	22	28	44	10	27	7	16	14	16
17 重 要 文 化 財	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-
18 延長50メートル以上のアーケード	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
休 業 等	277	30	16	55	39	8	23	26	30	40	10
	2,020	141	246	522	566	41	83	47	38	226	110
	1,412	449	119	188	116	60	149	42	120	118	51
	2,740	612	309	463	383	101	250	94	149	254	125
	3,529	1,081	451	352	368	152	314	110	183	359	159
	2,828	597	384	352	315	99	396	101	160	298	126
	1,060	254	120	139	159	45	108	54	46	103	32
	3,970	644	464	708	766	103	451	138	152	403	141
	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	13	11	-	-	-	1	-	-	-	1	-
	13	1	10	-	-	-	-	-	1	1	-
	6	5	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	1,473	265	338	297	186	5	87	33	176	36	50

- (注) 1. ※① 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち要介護状態や障がいの程度が重い者などを入所させる施設
 ※② 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち、※①以外の施設
 ※③ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
 ※④ 上記以外の複合用途防火対象物
 2. 各業態ごと、上段は、防火管理者を必要とする防火対象物である。

指定対象物立入検査実施状況（令和4年度中）（単位：件）

業 態	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総 数	13,080	2,365	1,371	2,514	1,511	695	1,176	727	861	1,192	668
指 定 対 象 物 計	4,911	1,054	498	752	478	372	382	300	448	398	230
	7,933	1,278	838	1,713	1,016	318	771	416	394	764	424
1 イ 劇 場 ・ 映 画 館	8	1	1	-	-	1	2	-	2	1	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 公 会 堂 ・ 集 会 場	185	7	15	27	23	13	17	24	36	15	8
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イ キャバレー・ナイトクラブ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 ロ 遊 技 場 ・ ダ ン ス ホ ー ル	29	2	5	3	6	3	3	-	2	3	2
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ハ 性 風 俗 関 連 特 殊 営 業 を 営 む 店 舗	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニ カラオケボックスその他遊興のため個室を提供する店舗	7	1	-	2	-	2	-	2	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イ 待 合 ・ 料 理 店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
ロ 飲 食 店	277	37	38	56	27	17	15	34	22	20	11
	164	21	25	28	12	5	16	16	19	12	10
4 百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	339	14	32	65	36	23	29	51	20	36	33
	260	11	27	75	17	17	32	22	17	22	20
5 イ 旅 館 ・ ホ テ ル	108	24	9	4	1	3	6	-	52	5	4
	45	1	-	4	6	-	3	2	20	6	3
ロ 共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	499	169	36	60	38	67	53	21	10	37	8
	2,934	442	354	721	226	112	351	186	73	339	130
イ 病 院 ・ 診 療 所	116	8	16	28	7	9	11	9	3	16	9
	141	2	15	27	12	9	20	24	6	7	19
6 ロ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ①	230	1	24	56	26	34	30	14	23	10	12
	20	-	2	10	1	3	1	-	2	-	1
ハ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ②	318	9	38	74	27	21	31	26	19	42	31
	290	7	43	63	27	27	35	30	14	22	22
ニ 幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	47	4	7	8	2	4	7	1	5	4	5
	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
7 小 ・ 中 ・ 高 校 各 種 学 校	153	52	21	19	2	9	6	4	22	6	12
	28	3	23	-	-	-	2	-	-	-	-
8 図 書 館 ・ 美 術 館	10	5	-	2	-	1	-	-	2	-	-
	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
9 イ 蒸 気 ・ 熱 気 浴 場	4	2	-	-	-	-	1	-	-	-	1
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ イ 以 外 の 公 衆 浴 場	4	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-
	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
10 車 両 の 停 車 場	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5	-	1	1	-	1	2	-	-	-	-
11 神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会	139	43	13	10	11	12	2	8	18	12	10
	25	7	-	3	3	-	1	-	4	5	2
12 イ 工 場 ・ 作 業 場	72	8	1	11	9	2	-	6	16	14	5
	516	41	44	142	104	10	16	10	19	77	53
ロ 映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	219	95	10	29	14	22	12	10	10	8	9
	83	34	2	6	18	3	3	1	5	5	6
ロ 飛 行 機 等 の 格 納 庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 倉 庫	81	13	5	16	5	3	2	1	23	11	2
	559	69	44	159	153	15	14	4	15	47	39
15 前 各 項 以 外 の 事 業 場	452	219	32	50	24	21	20	12	47	14	13
	836	288	52	126	111	31	46	18	65	62	37
16 イ ※ ③	1,256	194	161	181	183	91	121	62	92	124	47
	910	53	113	180	130	50	133	68	71	73	39
ロ ※ ④	350	138	33	50	37	14	14	15	23	18	8
	1,107	296	92	167	196	35	95	35	64	84	43
16の2 地 下 街	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16の3 準 地 下 街	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 重 要 文 化 財	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	2	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-
18 延長50メートル以上のアーケード	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 休 業 等	236	33	35	49	17	5	23	11	19	30	14

- (注) 1. ※① 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち要介護状態や障がいの程度が重い者などを入所させる施設
※② 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち、※①以外の施設
※③ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
※④ 上記以外の複合用途防火対象物
2. 各業態ごと、上段は、防火管理者を必要とする防火対象物である。

防火管理者の選任と消防計画の届出状況（令和5年4月1日現在）

防火管理者を選任しなければならない対象物数	18,429	件	
防火管理者を選任している対象物数	18,095	件	（選任率 98.2%）
消防計画を届出している対象物数	17,618	件	（届出率 95.6%）
（注） 消防法施行令第2条が適用される対象物は一の対象物として計上			

各種届出状況（令和4年度中）

（単位：件）

届出種別	届出数	届出種別	届出数
炉	8	煙火打上げ・仕掛け	98
厨房設備	5	催物開催	325
温風暖房機	21	臨時客席等設置	137
ボイラ	288	ストーブ・煙突・取付掃除業	-
給湯湯沸設備	124	消防設備業	20
乾燥設備	19	燃焼器具製造業	-
サウナ設備	13	燃焼器具取付・点検整備業	-
ヒートポンプ冷暖房機	44	少量危険物	651
火花を生ずる設備	-	指定可燃物	26
放電加工機	-	灯油販売取扱者	2
変電設備	209	裸火・危険物使用	382
急速充電設備	14	法令適合通知書交付申請	79
燃料電池発電設備	-	防火対象物の仮使用の認定	46
発電設備	76	圧縮アセチレンガス	283
蓄電池設備	64	受水そうの清掃	-
ネオン管灯設備	-	指定洞道等設置	-
水素ガスを充てんする気球	-	使用開始	589
揚煙等の行為	561		

高層建築物等状況（令和5年4月1日現在）（単位：棟）

	総数	31m超 45m以下	45m超 70m以下	70m超 100m以下	100m超
総数	2,666	2,420	188	44	14
中央	1,379	1,219	114	37	9
北	264	241	20	2	1
東	159	148	9	1	1
白石	176	170	5	1	-
厚別	120	108	9	2	1
豊平	268	259	9	-	-
清田	16	15	1	-	-
南	70	66	4	-	-
西	183	163	17	1	2
手稲	31	31	-	-	-

（注） 建築物の最高高さで計上

消 防 同 意

建築物の同意処理状況の推移（過去5年間）

（単位：件）

年 別 区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和 4 年
建 築 物 同 意 総 数		2,474	2,270	1,916	1,989	1,869
	令 別 表 防 火 対 象 物	2,016	1,833	1,453	1,478	1,474
	専 用 住 宅 等	452	431	453	498	388
	危 険 物 施 設	6	6	10	13	7
確 認 通 知 総 数		5,930	6,237	6,092	6,212	5,521
総 数		8,404	8,507	8,008	8,201	7,390

消防同意事務処理状況（令和4年中）

（単位：件）

処 理 区 分			総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
申 請 種 別 計			1,829	446	167	235	234	78	223	54	108	208	76
確 認 申 請			1,309	259	120	177	186	54	181	38	80	159	55
計 画 通 知			109	51	13	8	3	4	2	6	9	8	5
許 可 申 請			108	73	4	7	3	2	4	2	4	7	2
計 画 変 更			303	63	30	43	42	18	36	8	15	34	14
同 意 ・ 不 同 意 別 計			1,869	462	169	243	237	79	223	54	115	211	76
同 意（了 承 含 む。）			559	157	35	76	80	20	63	18	29	58	23
同意（了 承 含 む。）のうち指導したもの			1,305	303	133	167	157	59	160	36	85	152	53
不 同 意（不 了 承 含 む。）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取 り 下 げ			5	2	1	-	-	-	-	-	1	1	-
工 事 種 別 計			1,869	462	169	243	237	79	223	54	115	211	76
新 築			1,794	453	161	231	227	76	220	51	106	200	69
増 築			57	7	5	9	9	3	3	2	4	10	5
改 築			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移 転			1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
用 途 変 更			16	1	3	2	1	-	-	1	5	1	2
大 規 模 の 修 繕			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 規 模 の 模 様 替			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 既 存 等			1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防 火 対 象 物 別 計			1,869	462	169	243	237	79	223	54	115	211	76
令 別 表 の 防 火 対 象 物 小 計			1,474	413	121	183	162	70	169	43	89	164	60
1 項	イ	劇場・映画館・演芸場又は観覧場	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	公会堂又は集会場	4	1	-	-	-	-	1	1	-	-	1
2 項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	遊技場又はダンスホール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗・その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 項	ニ	カラオケボックス・漫画喫茶・複合カフェ等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	イ	待合・料理店その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 項	ロ	飲食店	15	4	1	-	1	-	3	1	2	1	2
		百貨店・マーケット・店舗・展示場	104	63	5	5	5	3	5	4	3	4	7
5 項	イ	旅館・ホテル又は宿泊所・その他	18	5	1	-	-	-	-	-	12	-	-
	ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	608	135	40	79	94	36	108	4	28	73	11
6 項	イ	病院・診療所又は助産所	33	6	3	5	3	1	4	3	1	5	2
	ロ	福祉施設（主に要介護状態の者を入所させるもの）	55	7	7	8	5	1	6	-	8	8	5
	ハ	ロ以外の福祉施設	40	5	5	3	5	1	4	1	4	3	9
	ニ	幼稚園・特別支援学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 項		小学校・中学校・高校・高専・大学・その他	13	3	2	-	-	-	2	-	-	4	2
8 項		図書館・博物館・美術館・その他	4	3	-	-	-	-	-	-	1	-	-
9 項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	イ以外の公衆浴場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 項		車両の停車場又は船舶・航空機の発着場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 項		神社・寺院・教会その他	17	5	3	1	2	1	2	-	1	-	2
12 項	イ	工場又は作業場	17	4	1	7	3	-	1	-	-	1	-
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 項	イ	自動車庫又は駐車場	58	18	5	15	2	1	2	-	3	10	2
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 項		倉庫	67	2	9	17	7	3	3	3	2	18	3
15 項		前各項に該当しない事業場	250	86	18	36	27	13	10	18	17	18	7
16 項	イ	複合用途防火対象物で特定用途に供されるもの※	114	45	17	3	3	7	12	6	3	13	5
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	55	19	4	4	5	3	6	2	4	6	2
16 の 2 項		地下街	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 の 3 項		建築物の地階で連続して地下道に面したもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 項		重要文化財等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 項		延長 50 メートル以上のアーケード	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
専 用 住 宅 等			388	49	48	60	74	8	54	9	25	46	15
危 険 物 施 設 等			7	-	-	-	1	1	-	2	1	1	1
確 認 通 知			5,521	412	950	761	476	254	623	368	547	701	429

（注） ※ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの

危 険 物

危険物施設状況（令和5年4月1日現在：完成検査済証交付施設）

（単位：件）

施 設 名	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総 数	5,862	1,174	585	759	869	250	567	181	500	664	313
● 製 造 所	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
● 貯 蔵 所 計	3,342	573	359	465	560	140	236	110	319	362	218
屋 内 貯 蔵 所	174	14	18	52	35	5	—	4	7	22	17
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	58	—	4	24	4	2	2	—	8	8	6
屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	426	227	38	16	27	21	28	6	25	24	14
地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	1,515	280	151	185	180	96	134	68	175	147	99
簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	4	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—
移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	1,160	52	148	185	314	15	72	32	99	161	82
屋 外 貯 蔵 所	5	—	—	3	—	1	—	—	1	—	—
● 取 扱 所 計	2,519	601	226	294	309	110	331	71	181	301	95
給 油 取 扱 所	463	40	51	84	81	16	36	30	42	46	37
営 業 用	283	32	36	52	38	12	29	16	20	29	19
う ち セ ル フ	124	13	19	20	14	8	9	10	11	11	9
営 業 用 以 外	180	8	15	32	43	4	7	14	22	17	18
販 売 取 扱 所	17	2	—	4	7	—	1	—	—	2	1
第 一 種	5	1	—	1	2	—	—	—	—	—	1
第 二 種	12	1	—	3	5	—	1	—	—	2	—
移 送 取 扱 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一 般 取 扱 所	2,039	559	175	206	221	94	294	41	139	253	57

危険物施設立入検査・指導実施状況（令和4年度中：立入検査実施施設数）

（単位：件）

施設名	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数	2,648	565	246	333	501	187	187	79	126	224	200
● 製造所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
● 貯蔵所計	1,330	264	154	184	219	106	84	40	62	105	112
屋内貯蔵所	63	4	13	20	10	2	—	1	1	4	8
屋外タンク貯蔵所	10	—	2	2	1	—	—	—	1	1	3
屋内タンク貯蔵所	136	64	17	6	9	15	15	—	5	3	2
地下タンク貯蔵所	685	135	68	80	89	80	46	25	35	60	67
簡易タンク貯蔵所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
移動タンク貯蔵所	435	61	54	76	110	9	23	14	19	37	32
屋外貯蔵所	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—
● 取扱所計	1,318	301	92	149	282	81	103	39	64	119	88
給油取扱所	453	93	25	31	138	23	13	23	31	26	50
営業用	286	90	22	11	45	21	12	16	24	22	23
営業用以外	167	3	3	20	93	2	1	7	7	4	27
販売取扱所	9	—	—	2	3	—	1	—	—	1	2
第一種	4	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2
第二種	5	—	—	2	1	—	1	—	—	1	—
移送取扱所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般取扱所	856	208	67	116	141	58	89	16	33	92	36

危険物関係事務処理

製造所等	総 数	設 置 許 可	変 更 許 可	完 成 検 査	完 成 検 査 前 検 査	仮 使 用 承 認	取 下 げ ・ 取 止 届	試 験 報 告 等 届	住 所 ・ 氏 名 ・ 名 称 変 更	軽 微 な 変 更 届	譲 渡 ・ 引 渡 届	品 名 ・ 数 量 ・ 倍 数 変 更 届	廃 止 届	保 安 監 督 者 選 任 届
令和3年度総数	3,228	99	253	332	26	90	1	70	871	562	82	14	117	157
令和4年度総数	3,321	91	252	328	8	103	3	71	904	579	83	12	116	205
● 製造所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
● 貯蔵所計	1,231	81	95	168	1	8	1	24	393	59	58	11	94	47
屋内貯蔵所	60	1	-	1	-	-	-	-	23	1	1	7	3	19
屋外タンク貯蔵所	14	-	-	-	-	-	-	-	7	1	-	-	-	5
屋内タンク貯蔵所	86	4	5	7	1	1	-	6	45	1	6	-	4	2
地下タンク貯蔵所	590	8	19	23	-	7	-	18	280	36	12	-	30	20
簡易タンク貯蔵所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
移動タンク貯蔵所	480	68	71	137	-	-	1	-	38	20	39	4	57	-
屋外貯蔵所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
● 取扱所計	2,089	10	157	160	7	95	2	47	511	520	25	1	22	158
給油取扱所	1,253	1	104	100	7	81	2	16	162	411	6	1	8	91
（営業用	1,104	-	95	89	5	74	2	8	134	393	6	1	6	63
（営業用以外	149	1	9	11	2	7	-	8	28	18	-	-	2	28
販売取扱所	8	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	2
（第一種	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
（第二種	6	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	1
移送取扱所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般取扱所	828	9	53	60	-	14	-	31	343	109	19	-	14	65

状 況 （令和4年度中）

保 安 監 督 者 解 任 届	休 止 届	再 開 届	災 害 発 生 届	危 険 作 業 届	完 成 検 査 済 証 再 交 付 届	着 工 届	各 種 中 間 検 査	そ の 他	施 設 数		令和 3 年度と 令和 4 年度の 施 設 数 比 較		製 造 所 等
									令和 4 年 3 月 末	令和 5 年 3 月 末	4 年 度 増 減 件 数	増 加 率 %	
7	20	1	37	110	3	10	111	255	5,909	-	-	-	令 和 3 年 度 総 数
10	13	1	28	109	14	10	92	289	-	5,863	△46	△0.8	令 和 4 年 度 総 数
-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	● 製 造 所
4	11	1	4	23	13	1	39	95	3,377	3,343	△34	△1.0	● 貯 蔵 所 計
2	1	-	-	-	-	-	-	1	177	174	3	1.7	屋 内 貯 蔵 所
-	-	-	-	-	-	-	-	1	58	58	-	-	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所
-	-	-	-	-	-	1	-	3	425	426	1	0.2	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所
2	10	1	2	22	11	-	39	50	1,535	1,515	△20	△1.3	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	-	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所
-	-	-	2	1	2	-	-	40	1,173	1,161	△12	△1.0	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	屋 外 貯 蔵 所
6	1	-	24	86	1	9	53	194	2,533	2,519	△14	△0.5	● 取 扱 所 計
3	1	-	21	34	1	5	25	173	470	463	△7	△1.5	給 油 取 扱 所
3	1	-	17	26	-	5	13	163	288	283	△5	△1.7	〔 営 業 用
-	-	-	4	8	1	-	12	10	182	180	△2	△1.1	営 業 用 以 外
-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	17	-	-	販 売 取 扱 所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	〔 第 一 種
-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	-	-	第 二 種
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	移 送 取 扱 所
3	-	-	3	52	-	4	28	21	2,046	2,039	△7	△0.3	一 般 取 扱 所

防 火 協 力 団 体

札幌防火委員会連合会（各区防火委員会）

1. 設 立

昭和40年4月16日、市内各地区に協議会として発足した。

その後、政令指定都市への移行に伴い、実践活動の強化を図るため、各区の連合町内会等を加入団体として区防火委員会となり、各委員相互の連絡協議を図るため、昭和49年4月4日札幌防火委員会連合会が設立された。

2. 目 的

区内の連合町内会及び各区の防火委員会と連絡協調し、地域住民の自主的な災害予防活動の実施と防火防災思想の普及啓発を図り、もって地域住民の安心安全に資することを目的としている。

3. 組 織

各区の防火委員会をもって連合会を組織し、各区内の連合町内会等をもって防火委員会を組織している。

1連合会、10区防火委員会、1,952委員

4. 事 業

- (1) 地域と連携した防火防災思想の普及啓発活動に関すること。
- (2) 火災、地震等の災害時において、主体的な消火・応急救護・人命救助を行うことができるようになるための平常時における訓練・研修の実施に関すること。
- (3) 放火防止対策のための地域と連携した活動に関すること。
- (4) 防火及び防災について、消防機関との連絡協調に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要なこと。

各区少年消防クラブ協議会

1. 設 立

平成元年11月、市内各区に協議会が発足した。

2. 目 的

区内の各少年消防クラブと連絡協調し、活動に必要な指導育成を行うとともに相互の親睦を図り、もって消防クラブの発展に資することを目的としている。

3. 組 織

区内の各少年消防クラブの指導者をもって組織している。

10区少年消防クラブ協議会、少年消防クラブ45クラブ、クラブ員数593人、指導者数244人

4. 事 業

- (1) 各少年消防クラブとの連絡協調に関すること。
- (2) 少年消防クラブ運営指導の研究に関すること。
- (3) 少年消防クラブの活動に必要な指導、助言に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

札幌防火管理者協会

1. 設 立

昭和39年3月に防火管理者連絡協議会として発足し、各区防火管理者協議会相互の連絡協調を図るため、昭和45年4月に札幌防火管理者連絡協議会連合会が設立された。

その後、政令指定都市への移行に伴い7協議会となり、昭和54年に札幌防火管理者協議会連合会へと改称、さらに平成元年及び平成9年の分区に伴いそれぞれ2協議会、1協議会が設立され、1連合会10協議会となった。

最初の組織発足から50年が経過し、将来的視点での運営体制、会員のニーズや時代に相応した事業展開を行っていく必要性から、各区防火管理者協議会及び札幌防火管理者協議会連合会を統合再編し、平成28年5月24日の設立総会をもって、現在の札幌防火管理者協会が設立された。

2. 目 的

各事業所における防火管理体制の推進を図るため、消防法令を遵守し、会員自らが防火管理に関する知識及び技術の向上に努めるとともに、積極的に防火防災思想の普及啓発及び地域社会への貢献を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

3. 組 織

本会の趣旨に賛同する防火対象物の防火管理者等により組織し、2,211会員によって組織している。

4. 事 業

「コンプライアンスの推進と安全安心向上に向けた情報発信」・「積極的な地域貢献」・「会員自らが主体となって事業に取り組む団体」という3つの組織コンセプトを掲げており、防火管理技能講習会、救命講習会及び実務講習会などの研修会や自主防火キャンペーン、青少年育成事業や地域の防火・防災等の啓発事業への協賛などの地域貢献活動など、会員自らが主体となった事業を展開するとともに、消防機関や各防火協力団体との連絡協調を図り、ホームページを活用した情報発信など、各防火対象物における防火管理体制の充実強化を図っている。

札幌危険物安全協会

1. 設 立

昭和40年に危険物取扱主任者連絡協議会(2協議会)として発足し、昭和47年の政令指定都市への移行に伴い、危険物安全協議会と改称した。(7協議会)

その後、平成元年の分区に伴い9協議会となり、各区協議会相互の連絡協調を図る必要から、平成4年に札幌危険物安全協議会連合会を設立。そして、平成9年の分区に伴い10協議会となった。

最初の組織発足から、平成27年で50年が経過し、将来的視点での運営体制、会員のニーズや時代に相応した事業展開を行っていく必要性から、各区危険物安全協議会及び札幌危険物安全協議会連合会を統合再編し、平成28年4月27日の設立総会をもって、現在の札幌危険物安全協会が設立された。

2. 目 的

危険物施設における消防法令の遵守と保安の確保を図るため、会員自らが危険物施設の健全化及び危険物に関する知識の向上に努めるとともに、積極的に危険物に関する普及啓発及び地域社会への貢献を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

3. 組 織

各区内の危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の経営者若しくは本会の趣旨に賛同する事業所をもって組織し、正会員958会員及び賛助会員15会員の計973会員をもって組織している。

4. 事 業

「コンプライアンスの推進と保安確保に向けた情報発信」・「積極的な地域貢献」・「会員自らが主体となって事業に取り組む団体」という3つの組織コンセプトを掲げており、危険物安全週間保安研修会、救命講習会及び移動タンク貯蔵所の一斉点検などの研修会等や市民街頭啓発イベント、青少年育成事業や地域の防火・防災等の啓発事業への協賛などの地域貢献活動など、会員自らが主体となった事業を展開するとともに、消防機関や各防火協力団体との連絡協調を図り、ホームページを活用した情報発信など、各危険物施設における保安体制の充実強化を図っている。

札幌石油燃焼器具整備業協議会

1. 設 立

昭和49年3月26日に設立された。

2. 目 的

石油燃焼機器の点検整備等の技術向上及び石油燃焼機器に起因する災害の予防並びに市民の安全を確保するため、防火思想の普及啓発に努めるとともに会員相互の親睦を図り、事業の発展と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

3. 組 織

札幌市火災予防条例に基づく石油燃焼機器の分解整備、修理補修、保守管理及び設置に関する熟練者を擁して、点検整備等の業務を行っている事業所及びこれから事業所を開業しようとする者をもって組織する。

一般会員82、賛助会員4

4. 事 業

- (1) 点検整備等の技術向上についての研修会並びに講習会の開催に関する事項
- (2) 点検整備等についての技術的な助言に関する事項
- (3) 防火思想の普及宣伝に関する事項
- (4) 防火について、消防機関並びに関係諸団体との連絡協調に関する事項
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事項

ガス関係事業所等状況（令和5年4月1日現在）

（単位：件）

事 業 区 分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総 数	2,781	606	387	405	355	102	246	124	116	292	148
高 圧 ガ ス 関 係 計	2,055	528	252	279	258	91	166	92	79	209	101
第 一 種 製 造 者	64	10	7	7	13	2	4	6	3	12	-
第 二 種 製 造 者	781	231	95	82	65	44	72	41	37	68	46
高 圧 ガ ス 販 売 業 者	999	238	128	164	155	40	76	38	30	94	36
第 一 種 貯 蔵 所	22	5	1	2	4	1	2	1	-	4	2
第 二 種 貯 蔵 所	106	23	18	15	10	2	8	2	5	12	11
特 定 高 圧 ガ ス 消 費 者	47	8	3	4	5	1	3	2	3	12	6
容 器 検 査 所	36	13	-	5	6	1	1	2	1	7	-
液 化 石 油 ガ ス 関 係 計	726	78	135	126	97	11	80	32	37	83	47
液 化 石 油 ガ ス 販 売 事 業 所	127	18	23	25	14	-	15	4	6	13	9
保 安 機 関	136	18	24	27	17	-	15	5	6	15	9
充 て ん 事 業 者	7	-	1	-	4	-	-	1	-	1	-
特 定 液 化 石 油 ガ ス 設 備 工 事 事 業 所	456	42	87	74	62	11	50	22	25	54	29

ガス関係申請・届出状況（令和4年度中）

（単位：件）

	総数	高 圧 法 関 係	液 石 法 関 係	
総 数	1,041	381	660	
許可関係 計	40	18	22	
		1	液化石油ガス販売事業登録申請書	-
		10	保安機関認定申請書	-
		-	保安機関認定更新申請書	11
		2	一般消費者等の数の増加認可申請書	1
		-	保安業務規程認可申請書	-
		5	保安業務規程変更認可申請書	4
		-	液化石油ガス販売事業者認定申請書	-
			貯蔵施設等設置許可申請書	2
			貯蔵施設等変更許可申請書	2
			充てん設備許可申請	2
			充てん設備変更許可申請書	-
検査関係 計	40	31	9	
		10	貯蔵施設等完成検査申請書	4
		2	充てん設備完成検査申請書	2
		19	充てん設備保安検査申請書	3
届出関係 計	961	332	629	
		18	液化石油ガス販売事業登録簿謄本	
		-	交付（閲覧）請求書	2
		-	登録行政庁変更届書	-
		14	液化石油ガス販売所等変更届書	40
		9	液化石油ガス販売事業承継届書（甲）	-
		-	液化石油ガス販売事業承継届書（乙）	-
		5	業務主任者等選任（解任）届書	34
		1	液化石油ガス販売事業廃止届	5
		3	一般消費者等の数の減少届書	2
		69	認定行政庁変更届書	-
		18	保安機関変更届書	9
		17	保安機関承継届書（甲）	-
		1	保安機関承継届書（乙）	-
		27	保安業務廃止届書	3
		1	認定液化石油ガス販売事業者状況報告書	2
		15	貯蔵施設等変更届書	-
		-	貯蔵施設等完成検査受検届書	-
		-	貯蔵施設等完成検査報告書	-
		4	充てん設備変更届書	18
		1	充てん設備完成検査受検届書	-
		1	充てん設備完成検査結果報告書	-
		2	充てん設備保安検査受検届書	20
		5	充てん設備保安検査結果報告書	20
		58	液化石油ガス設備工事届書	86
		6	特定液化石油ガス設備工事事業開始届書	11
		4	特定液化石油ガス設備工事事業変更届書	138
		-	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書	10
		4	是正計画（報告）書	-
		11	液化石油ガス販売事業報告	105
		23	保安業務実施状況報告	118
		8	充てん事業報告	6
		-	その他	-
		3	冷凍保安責任者届書	
		3	冷凍保安責任者代理者届書	
		3	検査主任者届書	
		-	容器検査所廃止届書	
		1	その他	

火薬関係事業所等状況（令和5年4月1日現在）

（単位：件）

事業区分		総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数		58	13	5	9	3	1	1	-	16	6	4
火薬類製造所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火薬類販売所		10	5	1	2	1	-	-	-	1	-	-
競技用紙雷管販売所		2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
火薬庫	一級火薬庫	14	2	-	-	-	-	-	-	10	2	-
	二級火薬庫	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	三級火薬庫	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	実包火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	煙火火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貯蔵場所外	火薬類販売所関係	6	2	1	2	-	-	-	-	-	1	-
	委託貯蔵	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	がん具用煙火	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	法令に基づく消費者	20	3	2	4	2	1	1	-	3	2	2
	その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

火薬関係申請・届出状況（令和4年度中）

（単位：件）

	火薬類取締法関係	
総数		211
許可関係計		89
	火薬類譲渡許可申請書	6
	火薬類譲受許可申請書	5
	火薬類消費許可申請書	41
	火薬類譲受・消費許可申請書	15
	保安教育計画(変更)認可申請書	16
	火薬類譲渡・譲受許可証書換申請書	2
	火薬類販売営業許可申請書	3
	火薬庫設置等許可申請書	1
検査関係計		9
	保安検査申請書	8
	完成検査申請書	1
届出関係計		113
	火薬庫外貯蔵場所指示願	10
	火薬庫外貯蔵場所廃止届	3
	火薬類製造（取扱）保安責任者（代理者・副）選(解)任届	31
	火薬庫等定期自主検査計画策定（変更）届	10
	火薬庫等定期自主検査報告書	18
	火薬類販売年報報告書	10
	火薬類販売営業許可申請書等記載事項変更報告書	4
	火薬庫所有(占有)者年報報告書	9
	火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書	2
	火薬類消費許可申請書等記載事項変更届	8
	火薬類消費年報報告書	8

火

災

火 災 の 概 要（令和4年中）

令和4年中の札幌市内の火災件数は387件で、前年と比較して4件(1.0%)増加し、1日当たり1.06件の発生となった。

1. 火 災 種 別

火災種別では、建物火災は282件（全火災件数の72.9%）で、前年と比較して8件（2.9%）増加し、林野火災は1件(同0.3%)で前年同数となった。また、車両火災は51件(同13.2%)で8件増加、船舶・航空機火災は0件で前年同数、その他火災は53件(同13.7%)で12件の減少となった。

2. 死 傷 者

死者は25人で前年と比較して5人（25.0%）増加し、負傷者は59人で前年と比較して6人（9.2%）の減少となった。また、死者のうち逃げ遅れによるものは23人で前年と比較して8人（53.3%）の増加となり、そのうち高齢者は17人で5人（41.7%）の増加となった。

3. 火 災 状 況

焼損棟数は325棟で、前年と比較して29棟の減少となった。

焼損床面積は3,956 m²で、前年と比較して1,365 m²の減少となった。また、林野焼損面積は0aで、前年と比較して1aの減少となった。

損害額は281,809千円で、前年と比較して57,925千円の増加となった。

4. 出 火 率

出火率（人口1万人当たりの火災件数）は2.0件/万人で、前年と比較して0.1件/万人(5.3%)の増加となった。

5. 月 別 発 生 状 況

月別発生件数は、5月の46件が最も多く、次いで、12月が44件となっている。また、最も少ないのは9月の20件となっている。

月平均の発生件数は、32.3件となっている。

6. 区 別 発 生 状 況

区別発生件数は、中央区の69件が最も多く、次いで、北区の60件となっている。また、最も少ないのは厚別区の16件となっている。

火 災 発 生 状 況

(各年・月中)

年月次	総 数	爆発	火災種別										死者数			負傷者数	焼損棟数	り災世帯数	り災人員	焼損面積		損害額 (千円)	出火率
			建　　物				林野	車両	船舶・航空機	その他		逃げ遅れ	高齢者										
			全焼	半焼	部分焼	ぼや				野火													
平成 29 年	474	1	323	22	19	95	187	-	90	-	61	11	19	16	11	82	378	235	410	5,223	-	402,483	2.4
30 年	435	-	310	24	16	68	202	-	62	-	63	15	30	30	22	120	370	318	585	6,927	-	483,322	2.2
元年	407	3	285	19	18	71	177	1	53	-	68	20	11	11	8	63	332	228	407	10,866	-	1,606,994	2.1
令和 2 年	376	1	259	11	12	61	175	3	60	-	54	12	14	12	9	70	303	236	434	2,871	28	257,333	1.9
3 年	383	1	274	29	14	53	178	1	43	-	65	15	20	15	12	65	354	259	498	5,321	1	339,734	1.9
4 年	387	-	282	18	20	59	185	1	51	-	53	5	25	23	17	59	325	256	462	3,956	-	281,809	2.0
4 年 1 月	34	-	28	2	1	9	16	-	4	-	2	-	4	3	1	6	29	20	30	383	-	30,838	-
2 月	33	-	25	2	3	6	14	-	5	-	3	-	4	4	3	6	30	25	38	825	-	35,813	-
3 月	24	-	21	3	2	7	9	-	2	-	1	-	2	2	1	9	27	28	53	496	-	42,033	-
4 月	42	-	28	-	2	6	20	-	4	-	10	3	2	2	2	9	29	25	41	172	-	12,705	-
5 月	46	-	22	3	1	6	12	-	9	-	15	1	-	-	-	3	33	21	43	421	-	22,645	-
6 月	24	-	17	-	1	3	13	1	3	-	3	-	-	-	-	5	17	10	16	16	-	1,678	-
7 月	24	-	18	1	1	2	14	-	3	-	3	1	1	1	1	4	21	17	32	154	-	8,576	-
8 月	32	-	22	1	1	2	18	-	5	-	5	-	-	-	-	2	24	21	41	85	-	7,236	-
9 月	20	-	15	-	1	3	11	-	4	-	1	-	1	1	-	4	15	12	19	62	-	28,168	-
10 月	35	-	26	2	4	6	14	-	4	-	5	-	6	5	5	3	31	25	55	631	-	48,972	-
11 月	29	-	23	-	2	4	17	-	2	-	4	-	1	1	1	4	27	23	42	165	-	10,606	-
12 月	44	-	37	4	1	5	27	-	6	-	1	-	4	4	3	4	42	29	52	546	-	32,539	-

区 別 火 災 件 数

(各年・月中)

年月次		総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
平成	29 年	474	83	76	67	62	30	43	23	34	35	21
	30 年	435	66	63	57	52	17	45	35	35	29	36
令和	元年	407	69	56	64	55	21	40	10	39	32	21
	2 年	376	56	52	73	43	18	32	21	34	24	23
	3 年	383	61	54	51	54	19	38	15	24	39	28
	4 年	387	69	60	44	54	16	37	18	24	36	29
4 年	1 月	34	5	5	5	6	1	4	3	2	3	-
	2 月	33	8	6	8	4	-	2	3	1	1	-
	3 月	24	2	6	-	4	1	2	-	1	3	5
	4 月	42	7	9	4	10	-	4	-	2	4	2
	5 月	46	7	6	2	3	1	5	4	3	6	9
	6 月	24	2	4	6	2	4	-	-	2	2	2
	7 月	24	4	6	2	4	3	-	-	2	1	2
	8 月	32	8	-	2	4	-	6	3	4	4	1
	9 月	20	2	4	-	4	1	3	4	-	-	2
	10 月	35	6	6	5	4	1	5	1	4	3	-
	11 月	29	5	6	4	4	-	2	-	1	5	2
	12 月	44	13	2	6	5	4	4	-	2	4	4

原因別火災件数

(各年・月中)

年月次		出 火 原 因																		
		総 数	放火（疑いを含む。）	こんろ	たばこ	火遊び	ストーブ	電気配線	電気機器	電気装置	配線器具	排気管	マッチ・ライター	溶接等	灯 火	焼却炉	たき火	その他の電気	その他	不明
平成	29年	474	57	77	44	12	34	12	8	10	20	7	9	6	7	2	－	15	114	40
	30年	435	43	68	46	4	34	24	14	9	20	11	5	1	9	6	6	21	67	47
令和	元年	407	51	59	53	6	29	10	14	4	23	7	8	3	4	1	9	21	78	27
	2年	376	44	62	38	3	21	21	19	5	11	12	8	2	2	6	5	20	73	24
	3年	383	52	69	36	5	27	15	20	6	17	7	7	6	12	3	4	17	60	20
	4年	387	62	66	49	1	19	17	21	3	22	10	4	2	6	3	4	25	57	16
4年	1月	34	3	3	6	－	2	1	4	1	4	1	－	－	－	－	－	2	5	2
	2月	33	7	4	4	－	3	1	1	1	2	2	－	－	1	－	－	4	2	1
	3月	24	2	4	3	－	1	1	－	－	4	1	－	－	1	－	－	3	3	1
	4月	42	11	7	7	－	2	1	2	－	－	1	－	2	1	2	－	1	5	－
	5月	46	8	6	9	－	－	2	2	－	3	－	1	－	－	－	1	1	8	5
	6月	24	4	9	3	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	1	4	1
	7月	24	1	5	4	1	－	－	1	－	3	－	－	－	－	1	－	1	6	1
	8月	32	10	6	1	－	－	3	3	－	1	－	－	－	－	－	－	3	4	1
	9月	20	5	1	2	－	1	－	2	－	－	2	2	－	－	－	－	1	2	2
	10月	35	5	3	3	－	3	4	1	－	1	2	－	－	3	－	1	2	5	2
	11月	29	3	8	2	－	1	1	2	－	3	－	－	－	－	－	2	1	6	－
	12月	44	3	10	5	－	6	3	3	1	1	－	－	－	－	－	－	5	7	－

(注) 出火原因の網掛けは、「電気関係」を示す。

敬
言

防

警 防 活 動 の 概 要

都市構造や社会環境等の変化に伴い、災害の発生要因は複雑多様化しており、従来にも増して的確な災害対応が求められており、様々な災害に対応できる強靱な消防部隊の育成を図っている。

また、道内の災害発生時における相互応援体制の確立、さらに、全国で大規模災害が発生した場合に応援出動する緊急消防援助隊に 66 隊（令和 5 年 4 月 1 日現在）を登録するとともに、応援を受ける場合の受援計画を作成し、全国的な災害対応体制を確立するなど、警防体制の充実強化に努めている。

このような中、本市における令和 4 年中の火災出動等の概要は次のとおりである。

1. 消防隊の出動状況

総出動件数は 10,845 件（火災 387 件、救助 1,901 件、危険排除 8,557 件）で 1 日平均 29.7 件、約 50 分に 1 回出動しており、前年比出動件数は 412 件の増（火災 4 件増、救助 293 件増、危険排除 115 件増）となっている。

第 2 出動以上の火災は 12 件で、前年より 4 件の減となっている。

また、総出動隊数は、31,396 隊（火災 3,075 隊、救助 11,045 隊、危険排除 17,276 隊）で、前年比 1,761 隊の増となっている。

※ 危険排除出動とは、火災現象の見られない事象「非火」及びガス漏えい、危険物の流出等に消防隊が出動したものをいう。

2. 焼損面積（建物）に対する使用水量

建物火災の焼損面積 3,791 m²に対する使用水量は 2,294,234ℓ と前年比 548,721ℓ の減となり、焼損面積 1 m²当たりの使用水量は 605.2ℓ と前年比 12.4ℓ の減となっている。

3. 火災出動時における現場到着までの所要時間

消防隊の出動から現場到着までの平均所要時間は、最先着隊 6.6 分で前年比 0.3 分の増となっており、最後着隊 13.0 分で前年比 0.6 分の増となっている。

4. 火災出動時における現場到着から現場引揚げまでの所要時間

消防隊の現場到着から現場引揚げまでの平均時間は、137.8 分で前年比 7.1 分の増、また、消防隊の出動から帰署（所）までの平均時間は 158.5 分で前年比 5.7 分の増となっている。

5. 警戒パトロールの実施状況

火災の早期発見と災害発生時の初動体制の強化を図るため、12,378 回の警戒パトロールを実施した。

行政区別火災出動状況（令和４年中）

行政区	出動件数 (件)	出動人員 (人)	出 動 隊 数 (隊)							放 水 状 況			
			総 数	指揮 隊	ポンプ群隊	救助 隊	はし ご隊 屈折 隊	救急 隊	その 他	件数 (件)	隊数 (隊)	使用ホ ース (本)	使用水量 (ℓ)
総 数	387	12,071	3,075	375	1,713	311	210	286	180	158	515	4,318	2,294,234
中 央	69	2,052	556	66	286	45	63	45	51	23	69	603	280,486
北	60	1,912	487	60	274	46	30	53	24	23	81	713	484,730
東	44	1,619	410	47	232	46	22	34	29	20	90	756	443,500
白 石	54	1,697	423	57	244	39	21	37	25	24	60	456	128,380
厚 別	16	332	86	10	44	11	10	8	3	5	6	47	3,570
豊 平	37	1,304	325	43	175	34	27	32	14	14	44	369	114,800
清 田	18	427	105	13	57	15	4	12	4	8	19	169	74,850
南	24	592	147	15	95	15	2	12	8	13	31	279	156,058
西	36	1,101	277	34	157	25	19	34	8	15	43	344	155,150
手 稲	29	1,035	259	30	149	35	12	19	14	13	72	582	452,710

(注) 消防部隊が対応した結果、火災扱いとした出動状況を示す。

月別火災防ぎょ状況（令和４年中）

月及び種別		出 動 件 数 (件)					隊数 (隊)		人員 (人)		放 水 状 況					
		総 数	第 1	第 2	第 3	第 4	出 動	防ぎょ	出 動	防ぎょ	件 数 (件)	隊 数 (隊)	延時間 (分)	口 数 (口)	使用ホ ース (本)	使用水量 (ℓ)
総 数		387	375	12	-	-	3,075	2,485	12,071	10,013	158	515	18,218	528	4,318	2,294,234
建 物 火 災		261	249	12	-	-	2,634	2,143	10,315	8,620	108	443	16,679	452	3970	2,173,601
建物以外の火災		126	126	-	-	-	441	342	1,756	1,393	50	72	1,539	76	348	120,633
1 月	建物	24	24	-	-	-	323	230	1,249	909	8	31	1,313	31	290	198,090
	建物以外	10	10	-	-	-	26	23	99	89	2	4	172	4	16	9,350
2 月	建物	24	22	2	-	-	291	241	1,127	963	13	63	3,408	67	625	491,600
	建物以外	9	9	-	-	-	36	21	147	88	3	4	80	4	13	2,500
3 月	建物	21	19	2	-	-	246	206	975	838	15	68	1,905	68	610	215,050
	建物以外	3	3	-	-	-	19	10	74	40	2	2	20	2	5	700
4 月	建物	23	23	-	-	-	169	137	661	552	7	18	252	19	131	26,700
	建物以外	19	19	-	-	-	98	72	392	301	8	14	92	13	102	25,900
5 月	建物	22	20	2	-	-	188	174	750	708	12	48	1,860	53	415	214,500
	建物以外	24	24	-	-	-	92	70	369	286	15	23	655	24	91	43,850
6 月	建物	16	16	-	-	-	134	95	516	372	5	11	153	10	135	21,100
	建物以外	8	8	-	-	-	37	33	151	137	2	2	6	5	24	10,378
7 月	建物	17	17	-	-	-	165	128	633	514	6	21	508	15	155	52,950
	建物以外	7	7	-	-	-	19	18	75	72	2	6	140	7	48	14,800
8 月	建物	18	18	-	-	-	150	117	596	480	6	18	494	20	148	64,331
	建物以外	14	14	-	-	-	19	19	78	78	3	3	32	3	5	2,250
9 月	建物	14	14	-	-	-	74	63	285	246	2	6	73	6	49	16,000
	建物以外	6	6	-	-	-	28	19	113	78	2	2	6	2	4	1,000
10 月	建物	26	25	1	-	-	304	256	1,232	1,064	16	60	2,470	65	558	327,250
	建物以外	9	9	-	-	-	36	27	146	115	4	5	301	5	25	5,710
11 月	建物	23	22	1	-	-	209	180	823	725	7	28	982	29	222	99,370
	建物以外	6	6	-	-	-	10	10	37	37	3	3	21	3	7	3,350
12 月	建物	33	29	4	-	-	381	316	1,468	1,249	11	71	3,261	69	632	446,660
	建物以外	11	11	-	-	-	21	20	75	72	4	4	14	4	8	845

行政区別火災以外（危険排除）の出動状況（令和４年中）

行政区	出動件数 (件)	出動隊数 (隊)	出動人員 (人)	事 故 種 別 (件)															
				自火報の非火災報	危険物	ストーブ等の異常燃焼	蒸気・煙	ガス漏れ	排水関係	異臭	虚報・誤報	電気関係	ガス漏れ警報設備	漏電火災警報器	防犯ベル	風水害	倒壊関係	救急支援	その他
総 数	8,557	17,276	66,170	1,886	500	32	156	59	18	82	269	42	28	8	8	65	17	2,640	2,747
中 央	1,307	2,855	10,668	454	60	1	29	8	6	15	41	10	6	1	4	7	5	306	354
北	1,266	2,539	9,574	227	65	6	23	5	-	9	36	7	5	-	-	12	1	449	421
東	1,196	2,240	8,576	297	89	5	19	7	1	14	33	5	5	3	2	13	2	313	388
白 石	903	1,834	7,078	226	40	4	28	10	1	11	25	3	3	2	-	5	2	212	331
厚 別	543	1,123	4,274	78	27	3	10	1	2	5	16	1	-	-	-	4	1	226	169
豊 平	842	1,707	6,629	227	40	4	13	13	2	2	39	5	6	1	-	4	1	211	274
清 田	480	952	3,912	65	32	-	6	3	2	-	13	1	1	-	-	7	3	166	181
南	635	1,311	4,974	53	26	2	3	3	1	3	14	1	-	-	-	1	-	250	278
西	795	1,596	6,123	172	69	3	12	7	2	12	31	7	2	1	2	4	1	284	186
手 稲	590	1,119	4,362	87	52	4	13	2	1	11	21	2	-	-	-	8	1	223	165

主要警防資機材現有状況（令和5年4月1日現在）

資機材名		総数	局	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
消火器具	無反動管そう	52	-	5	8	6	6	3	5	3	6	5	5
	二股分岐管	78	-	9	11	9	7	5	7	7	10	7	6
	自給式消火バケツト	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	空中消火タンク	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	C1級軽可搬消防ポンプ	3	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-
	B3級軽可搬消防ポンプ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	背負式放水器	97	-	11	-	-	-	50	-	-	16	10	10
	組立水槽1t	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	組立水槽10t	11	-	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
	自動回転放水銃	5	-	-	-	-	-	2	1	1	-	1	-
	ラインプロポーションナー	54	-	6	8	8	5	3	6	3	7	3	5
	エアフォームノズル200型	51	-	5	8	6	5	3	6	3	7	3	5
一般救助器具	エアフォームノズル400型	6	-	2	-	-	2	-	-	-	-	2	-
	エアフォームノズル800型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	エアフォームノズル1000型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	防水シート	378	-	34	55	49	40	25	41	24	58	25	27
	かぎ付はしご	32	-	4	3	2	3	3	3	4	4	3	3
	二連はしご	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	三連はしご	73	-	9	10	8	7	5	8	5	9	6	6
	ワイヤーはしご	12	-	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1
	空気式救助マツト	11	-	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
	救命索発射銃	10	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	サバイバースリンダ	15	2	2	1	1	1	1	2	1	2	1	1
	救助用縛帯	79	10	8	11	8	7	5	8	5	6	5	6
重量物排除器具	簡易縛帯	13	-	2	1	1	2	1	2	1	1	1	1
	平担	15	-	2	2	2	1	1	2	1	1	2	1
	バスケツト担架	21	-	3	1	1	1	2	3	2	5	1	2
	四つ折り担架	109	-	11	21	9	8	6	20	6	15	7	6
	油圧ジャッキ	101	-	14	15	9	9	6	11	6	11	8	12
	可搬ウインチ	14	-	3	1	1	1	1	2	1	2	1	1
	マンホール救助器具	11	-	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
	マツト型空気ジャッキ	12	-	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1
	小型マツト型空気ジャッキ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大型油圧式救助器具一式	13	-	2	1	1	1	1	2	1	2	1	1
	救助用支柱器具	3	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-
切断器具	エンジンカッタ	76	1	10	10	8	7	5	9	5	9	6	6
	ガソリン溶断器	6	-	-	1	-	1	1	1	1	-	1	-
	酸素溶断器	5	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1
	ガス溶断器	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	チェーンソー	77	1	9	10	8	7	8	8	5	9	6	6
	根切機	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	鉄線カッタ	77	-	10	10	9	7	5	9	5	9	6	7
	空気切断機	12	-	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1
	バッテリー式セイバーソー	11	-	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
破壊器具	コンクリートチェーンソー	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	万能斧	95	1	13	10	13	7	9	11	8	10	6	7
	ハンマ	74	-	9	10	9	7	5	9	5	9	6	5
	携帯用コンクリート破壊器具	12	-	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1
	削岩機	16	-	4	2	1	1	1	3	1	1	1	1
測定器具	ハンマドリル	17	-	1	2	2	1	2	3	1	2	2	1
	生物剤検知器	5	-	3	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	可燃性ガス測定器	74	-	9	10	8	7	5	9	5	9	6	6
	化学剤検知器	9	-	7	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	有毒ガス測定器	15	-	1	3	1	1	1	4	1	1	1	1
	放射線測定器	94	-	34	23	2	2	1	24	2	2	2	2
	放射線線量計	195	-	53	42	10	10	10	30	10	10	10	10

資機材名							総数	局	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
測定器具	生物剤検知器	5	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	可燃性ガス測定器	74	-	9	10	8	7	5	9	5	9	5	9	5	9	6	6	6
	化学剤検知器	9	-	7	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	毒ガス検測器	15	-	1	3	1	1	1	4	1	1	1	4	1	1	1	1	1
	放射線測定器	94	-	34	23	2	2	1	24	2	2	2	24	2	2	2	2	2
呼吸保護用器具	放射線計	195	-	53	42	10	10	10	30	10	10	10	30	10	10	10	10	10
	空気呼吸器	295	2	32	41	36	27	21	31	21	36	24	24	24	24	24	24	24
	空気ボンベ（FRP）	1176	2	145	139	156	101	97	131	92	112	103	98	98	98	98	98	98
	空気ボンベ（スチール）	79	-	10	10	15	5	6	17	-	4	6	6	6	6	6	6	6
	酸素呼吸器	49	-	9	4	5	4	4	5	5	4	4	5	5	5	5	5	5
隊員保護用器具	簡易呼吸器	233	-	20	33	26	17	21	21	17	33	24	21	21	21	21	21	21
	取替え式防じんマスク	306	-	35	44	36	30	26	32	22	22	27	32	22	22	27	32	32
	送風機	11	-	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	放射線計	90	-	65	4	-	12	-	9	-	-	-	9	-	-	-	-	-
	放熱性ダスト用防じんマスク	90	-	65	4	-	12	-	9	-	-	-	9	-	-	-	-	-
隊員保護用器具	耐電手袋	72	-	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	9	7	7
	耐電靴	20	-	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	耐電ブーツ	20	-	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	耐電長靴	42	-	4	4	4	4	4	4	4	6	4	4	4	4	6	4	4
	感染防止用ゴーグル	270	-	41	39	32	32	16	26	16	23	21	24	24	24	23	21	24
	携帯用警報器	242	-	29	34	26	24	15	28	17	29	20	20	20	20	20	20	20
	防毒マスク	92	-	44	24	-	-	-	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	化学防護服	243	-	58	82	7	7	7	54	7	8	6	7	7	7	8	6	7
	アスベスト対応防毒衣	52	-	10	5	5	5	5	5	5	5	-	7	5	5	5	-	7
	太陽圧式化学防護服	45	-	7	5	4	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	耐放射線防護服	41	-	7	2	6	7	2	4	2	2	5	4	2	2	5	4	4
	放射線防護服	40	-	7	5	2	2	2	8	2	7	2	3	2	2	7	2	3
	放射線物質防護衣	45	-	10	5	5	5	5	5	-	-	5	5	-	-	5	5	5
	フルハーフ保護ネ	230	34	22	25	21	19	15	19	13	25	18	19	13	25	18	19	19
	切断防止用保護衣	72	1	9	10	8	7	5	8	4	9	5	6	4	9	5	6	6
その他の救助器具	投光式機器	102	-	13	15	10	9	8	13	6	12	9	7	13	6	12	9	7
	携帯式懐中電灯	83	-	8	13	5	6	6	18	6	10	6	5	18	6	10	6	5
	充電式懐中電灯	112	-	16	14	19	9	9	13	9	4	7	12	13	9	4	7	12
	携帯用拡声機	122	-	15	15	14	13	10	14	9	14	9	9	14	9	14	9	9
	携帯無線機	696	80	82	69	76	65	51	62	45	64	44	58	62	45	64	44	58
	緩降機	22	-	2	2	2	2	2	3	2	3	2	2	3	2	3	2	2
	発電機	115	-	17	16	11	10	8	15	7	14	8	9	15	7	14	8	9
	シートベルトカッター	14	-	2	1	1	1	1	2	1	3	1	1	2	1	3	1	1
	雪中検索棒	150	3	12	18	9	16	3	12	6	33	15	23	12	6	33	15	23
	可搬式ブローア	20	-	5	3	1	1	1	3	1	3	1	1	3	1	3	1	1
高度救助資機材	簡易画像探査機	9	-	1	1	-	1	1	2	1	-	1	1	2	1	-	1	1
	画像探査機Ⅰ型	3	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	画像探査機Ⅱ型	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	画像探査機知照装置	4	-	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	熱画像直視装置	15	-	3	2	1	1	1	3	1	1	1	1	3	1	1	1	1
	夜間用暗視装置	3	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	電磁波探査装置	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	二酸化炭素探査装置	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水中探査装置	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地震警報機	4	-	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
水難救助器具	ドライスーツ（潜水救助用）	23	-	-	-	11	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ドライスーツ（流水救助用）	28	4	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	潜水器具一式	16	-	-	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	救助者救命胴衣	310	5	35	42	36	32	22	30	18	37	27	26	30	18	37	27	26
	救助者用胴付長靴	303	-	35	42	35	31	22	30	18	37	27	26	30	18	37	27	26
	救助者用救命胴衣	66	-	7	9	13	6	4	6	3	8	5	5	6	3	8	5	5
	水中投光器（ライト）	12	-	-	-	5	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水中通話装置一式	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	救命浮環	34	1	5	4	4	6	2	2	2	4	2	2	2	2	4	2	2
	救命ボート	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	船外機	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水難救助用担架	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水中探査装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水中テレビカメラ	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山岳救助器具	ウイーン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	G P	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	3
	ビーコン	35	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	-	10

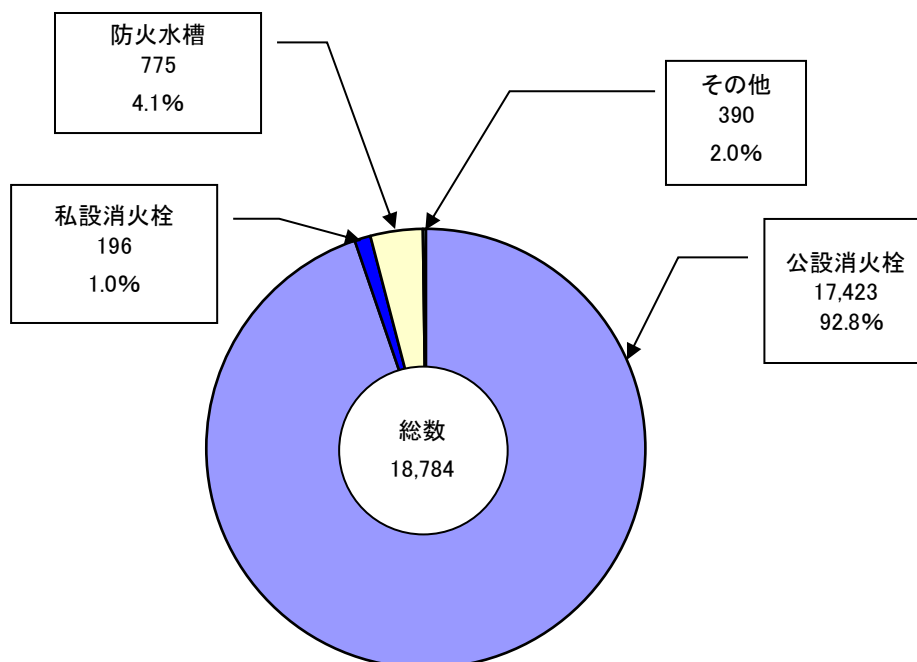
消 防 水 利 の 概 要

現在、本市における消防水利の主軸となっているのは消火栓である。消火栓設置については、水道局における水道管延長計画に合わせて行っており、令和4年度は公設消火栓14基の減少があった。
令和5年4月1日現在の消防水利状況は次のとおりである。

消 防 水 利 状 況

(単位：基、か所、%)

種 別	R5. 4. 1 現在	R4. 4. 1 現在	増 △ 減
総 数	18,784	18,798	-14
公設消火栓	単口 13,649	13,617	32
	双口 3,774	3,820	-46
私設消火栓	単口 154	155	-1
	双口 42	42	-
防火水槽	公設 668	666	2
	私設 107	109	-2
井 戸	-	-	-
池 沼	14	14	-
受 水 槽 等	376	375	1



消防水利一覧（令和5年4月1日現在）

種 別			合 計	消 火 栓 (基)						防 火 水 槽 (基)			その他	
				小 計	公 設			私 設						
					計	単口	双口	計	単口	双口	計	公設		私設
総 計			18,784	17,619	17,423	13,649	3,774	196	154	42	775	668	107	390
局	消 防 学 校		1	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
中 央	中 央 署 計		2,067	1,884	1,843	1,461	382	41	32	9	30	24	6	153
	消 防 係		428	331	328	239	89	3	-	3	3	2	1	94
	桑 園		466	433	408	332	76	25	22	3	7	5	2	26
	宮 森		253	243	243	209	34	-	-	-	6	6	-	4
	豊 水		289	267	267	203	64	-	-	-	1	-	1	21
	幌 西		286	274	274	230	44	-	-	-	9	7	2	3
	山 鼻		345	336	323	248	75	13	10	3	4	4	-	5
北	北 署 計		2,676	2,459	2,424	1,962	462	35	9	26	184	145	39	33
	消 防 係		296	288	287	229	58	1	1	-	4	4	-	4
	あ い の 里		352	297	297	230	67	-	-	-	50	44	6	5
	篠 路		611	553	553	452	101	-	-	-	51	51	-	7
	屯 田		395	374	374	281	93	-	-	-	16	16	-	5
	新 琴 似		352	340	340	293	47	-	-	-	12	12	-	-
	新 光		152	146	146	116	30	-	-	-	6	3	3	-
	新 川		268	252	252	222	30	-	-	-	16	14	2	-
東	幌 北		250	209	175	139	36	34	8	26	29	1	28	12
	東 署 計		2,362	2,245	2,210	1,748	462	35	30	5	90	77	13	27
	消 防 係		526	506	503	410	93	3	-	3	15	14	1	5
	丘 珠		313	288	287	210	77	1	-	1	22	22	-	3
	栄 栄		445	426	426	353	73	-	-	-	19	19	-	-
	北 栄		210	201	200	166	34	1	1	-	6	6	-	3
	札 苗		424	408	402	307	95	6	6	-	10	10	-	6
白 石	苗 穂		444	416	392	302	90	24	23	1	18	6	12	10
	白 石 署 計		1,952	1,866	1,864	1,507	357	2	2	-	52	42	10	34
	消 防 係		583	557	557	460	97	-	-	-	16	15	1	10
	元 町		247	238	238	199	39	-	-	-	2	2	-	7
	菊 水		331	318	318	267	51	-	-	-	10	5	5	3
	北 郷		529	513	513	410	103	-	-	-	12	12	-	4
厚 別	東 白 石		262	240	238	171	67	2	2	-	12	8	4	10
	厚 別 署 計		1,207	1,118	1,117	818	299	1	1	-	69	59	10	20
	消 防 係		643	596	595	439	156	1	1	-	33	27	6	14
	厚 別 西		225	205	205	159	46	-	-	-	17	17	-	3
豊 平	も み じ 台		339	317	317	220	97	-	-	-	19	15	4	3
	豊 平 署 計		1,901	1,783	1,760	1,414	346	23	22	1	83	70	13	35
	消 防 係		608	595	594	479	115	1	1	-	9	8	1	4
	美 園		192	181	180	137	43	1	1	-	9	3	6	2
	平 岸		304	290	290	234	56	-	-	-	8	6	2	6
	西 岡		528	483	483	389	94	-	-	-	35	35	-	10
清 田	東 月 寒		269	234	213	175	38	21	20	1	22	18	4	13
	清 田 署 計		1,206	1,095	1,090	817	273	5	5	-	87	84	3	24
	消 防 係		675	610	605	455	150	5	5	-	46	45	1	19
	北 野		239	222	222	159	63	-	-	-	13	13	-	4
南	里 塚		292	263	263	203	60	-	-	-	28	26	2	1
	南 署 計		1,860	1,750	1,701	1,241	460	49	48	1	96	85	11	14
	消 防 係		324	316	269	176	93	47	47	-	7	4	3	1
	澄 川		242	232	232	188	44	-	-	-	10	8	2	-
	川 沿		448	413	411	302	109	2	1	1	31	29	2	4
	定 山 溪		101	95	95	52	43	-	-	-	2	2	-	4
	藤 野		429	409	409	302	107	-	-	-	18	17	1	2
西	石 山		316	285	285	221	64	-	-	-	28	25	3	3
	西 署 計		1,938	1,869	1,866	1,460	406	3	3	-	43	41	2	26
	消 防 係		870	843	841	642	199	2	2	-	8	7	1	19
	八 軒		238	229	229	194	35	-	-	-	5	5	-	4
	西 野		358	351	350	280	70	1	1	-	4	4	-	3
手 稻	平 和		472	446	446	344	102	-	-	-	26	25	1	-
	手 稻 署 計		1,614	1,548	1,547	1,220	327	1	1	-	42	41	1	24
	消 防 係		266	262	261	215	46	1	1	-	3	3	-	1
	曙 曙		321	304	304	243	61	-	-	-	11	11	-	6
	稲 穂 穂		393	370	370	284	86	-	-	-	18	17	1	5
手 稻	前 田		300	286	286	212	74	-	-	-	4	4	-	10
	西 宮 の 沢		334	326	326	266	60	-	-	-	6	6	-	2

救 急 業 務 の 概 要

救急業務は、昭和 38 年に消防機関の業務として法制化されたところであるが、本市においては昭和 33 年から救急業務を開始しており 65 年が経過している。

この間、社会環境の著しい進展と多岐にわたる消防行政の中で救急業務の占める割合は極めて重要なものとなり、今日では地域住民の日常生活にとって不可欠な業務として定着している。

このような中、平成 3 年 4 月の「救急救命士法」制定により、救急隊員の行う応急処置が拡大した。平成 13 年には、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置の質を保障する体制であるメディカルコントロール体制構築が総務省消防庁から通知され、平成 14 年 12 月には総務省消防庁と厚生労働省の合同検討会である「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」報告書により、包括的指示下での除細動及び気管挿管が認められた。この報告書の発出に伴い、厚生労働省令施行規則が改正され、平成 15 年 4 月 1 日からは包括的指示下での除細動、平成 16 年 7 月 1 日からは気管挿管が可能となった。さらに平成 18 年 4 月 1 日からは薬剤投与、平成 26 年 4 月 1 日からは心肺停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が可能となった。

以上のような情勢に対応するため、本市においては、高規格救急自動車の整備、救急救命士の養成を推進するとともに、平成 7 年 10 月には救急ワークステーションを市立札幌病院の敷地内に開設するなど、救急隊員の教育訓練の充実、医療機関との連携強化を図り、市民生活の安全確保に努めている。また、令和元年 11 月 25 日からは、市内での救急要請輻輳時において、消防車と救急車の「乗換運用」を試行実施している。さらに、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、札幌市保健福祉局から患者移送に係る協力依頼を受け、令和 2 年 2 月 10 日から患者の移送業務に当たっている（「新型コロナウイルス感染症の移送に関する覚書」締結）。

令和 4 年中における救急自動車による救急活動概要は、次のとおりである（札幌市保健福祉局からの協力依頼に基づく新型コロナウイルス感染症患者の移送に係る出動件数及び搬送人員は、各集計数値から除いている。）。

1. 出 動 件 数

- (1) 出動件数は、115,969 件となり、前年比 18,117 件増加した。これはおよそ 4.5 分に 1 回出動し、市民 16.9 人のうち 1 人が救急車を要請したことになる。なお、札幌市保健福祉局からの協力依頼に基づく新型コロナウイルス感染症患者の移送に係る出動件数は、1,136 件であった。
- (2) 1 日あたりの最高出動件数は、486 件（7 月 30 日）であり、1 日あたりの平均出動件数は 317.7 件であった。
- (3) 出動件数が最も多い救急隊は、豊水救急隊（4,583 件）。次いで八軒救急隊（4,437 件）、中央救急隊（4,246 件）の順である。1 隊あたりの平均は 3,313.4 件である。
- (4) 最も多い行政区は、中央区（20,146 件）。次いで北区（15,809 件）、東区（15,809 件）の順である。
- (5) 最も多い消防署は、中央署（20,366 件）。次いで東署（16,944 件）、北署（14,839 件）の順である。
- (6) 最も多い月は、12 月（11,295 件）。次いで 8 月（11,085 件）、7 月（11,004 件）の順である。
- (7) 最も多い曜日は、月曜日（17,310 件）。次いで土曜日（16,851 件）、金曜日（16,663 件）の順である。

(8) 最も多い時間帯は、9 時台 (7, 449 件)。次いで 10 時台 (7, 362 件)、11 時台 (6, 661 件) の順である。

2. 事 故 種 別

- (1) 急病は 79, 221 件となり、前年比 13, 521 件増加した。全出動件数に占める割合は 68. 3%となった。
- (2) 一般負傷は 18, 006 件となり、前年比 3, 162 件増加した。全出動件数に占める割合は 15. 5%となった。
- (3) 交通事故は 3, 517 件となり、前年比 157 件増加した。全出動件数に占める割合は 3. 0%となった。
- (4) その他の事故種別（急病・一般負傷・交通事故を除く。）は、合わせて 15, 225 件となった。主な種別は、転院搬送（7, 808 件）である。

3. 搬 送 人 員 等

- (1) 搬送人員は、92, 585 人となり、前年比 10, 612 人増加した。これは、市民 21. 2 人のうち 1 人を救急車により医療機関へ搬送したことになる。なお、札幌市保健福祉局からの協力依頼に基づく新型コロナウイルス感染症患者の移送に係る搬送人員は、1, 159 人であった。
- (2) 搬送人員の性別は、男性 43, 587 人 (47. 1%)、女性 48, 998 人 (52. 9%) である。性別の違いによる傾向は、労働災害、運動競技において比較的男性が多く、自損行為において比較的女性が多い。
- (3) 傷病程度は、軽症（外来診療）48, 464 人 (52. 3%)、中等症（入院診療）39, 939 人 (43. 1%)、重症（長期入院）2, 585 人 (2. 8%)、死亡 1, 592 人 (1. 7%)、その他 5 人 (0. 01%) である。
- (4) 診療科目は、内科系 22, 843 人 (24. 7%)、脳神経外科系 21, 723 人 (23. 5%)、整形・形成外科系 13, 294 人 (14. 4%)、循環器科系 9, 064 人 (9. 8%)、消化器科系 8, 275 人 (8. 9%) である。
- (5) 救急告示医療機関への搬送は、73, 074 人 (78. 9%) である。
- (6) 夜間急病センターへの搬送は、3, 906 人 (4. 2%) であり、前年比 1, 099 人増加している。
- (7) 医療機関別の搬送は、国・公立 10, 240 人 (11. 1%)、公的 1, 525 人 (1. 6%)、私的 80, 820 人 (87. 3%) である。
- (8) 救急業務に要する所要時間及び走行距離は、出動から現場到着まで平均 8. 4 分（119 番通報から現場まで平均 9. 4 分）、現場までの走行距離は平均 3. 0km である。また、現場活動時間は平均 24. 5 分、現場から医療機関まで平均 11. 8 分、現場から医療機関までの走行距離は平均 6. 4km である。
- (9) 救急隊が行った応急処置（観察含む）は、血中酸素飽和度測定、血圧測定、心音・呼吸音等の聴診、体温測定、心電図測定、その他の観察、酸素投与、被覆、固定等である。

4. 応急手当の普及啓発実施状況

市民に対する応急手当の指導は、従前、各消防機関で独自に内容を定めていたが、総務省消防庁から「応急手当の普及啓発活動の推進に関する要綱」（平成 5 年 3 月制定）が示されたことから、指導内容等は全国的に統一されている。

本市においては、同要綱に基づき応急手当に関する各種講習（以下「普及講習」という。）を行い、広く市民に応急手当の技術と知識を啓発している。

また、一般市民にも AED（自動体外式除細動器）の使用が認められたことにより、平成 17 年 4 月 1 日から、普及講習に AED の使用方法を取り入れている。

- (1) 令和 4 年中の普及講習は、535 回実施し、16, 503 人が受講している。
- (2) 受講者の区分は、学校関係が 13, 427 人 (81. 4%)、市民（事業所等）が 1, 525 人 (9. 2%)、保育士等が 576 人 (3. 5%) の順である。

救急業務状況（令和４年中）

種 別	令和４年	１日平均	１隊平均	前年 (令和３年)
出 動 件 数	115,969	317.7	3,313.4	97,852
出 動 人 員	358,448	982.0	10,241.4	307,025
傷 病 者 搬 送 件 数	92,165	252.5	2,633.3	81,645
傷 病 者 不 搬 送 件 数	23,804	65.2	680.1	16,207
うち医師等搬送件数	94	0.3	2.7	128
搬 送 人 員	92,585	253.7	2,645.3	81,973
走 行 距 離（km）	1,526,567	4,182.4	43,616.2	1,241,230
所 要 時 間（分）	8,045,218	22,041.7	229,863.4	6,364,372

救急業務の推移（過去 5 年間）

（単位：件、人）

年別		総 数	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労 災	運 動	一般 負傷	加 害	自 損	急 病	そ の 他
出動 件数	30	98,182	464	109	16	3,936	606	427	14,985	426	1,200	63,985	12,028
	元	102,309	469	1	11	3,995	661	410	15,279	435	1,252	67,424	12,372
	2	90,783	442	2	9	3,303	604	191	13,978	367	1,303	59,803	10,781
	3	97,852	413	2	9	3,360	656	219	14,844	340	1,344	65,700	10,965
	4	115,969	442	4	8	3,517	748	308	18,006	393	1,531	79,221	11,791
搬送 件数	30	85,467	81	93	3	3,320	589	419	13,530	301	896	57,181	9,054
	元	88,431	58	1	2	3,396	638	394	13,733	306	942	59,885	9,076
	2	76,945	76	1	-	2,738	584	186	12,478	266	973	51,874	7,769
	3	81,645	62	1	4	2,767	642	206	13,245	235	962	55,796	7,725
	4	92,165	70	1	2	2,848	701	294	15,674	270	1,066	63,600	7,639
不搬送 件数	30	12,715	383	16	13	616	17	8	1,455	125	304	6,804	2,974
	元	13,878	411	-	9	599	23	16	1,546	129	310	7,539	3,296
	2	13,838	366	1	9	565	20	5	1,500	101	330	7,929	3,012
	3	16,207	351	1	5	593	14	13	1,599	105	382	9,904	3,240
	4	23,804	372	3	6	669	47	14	2,332	123	465	15,621	4,152
搬送 人員	30	85,999	119	96	3	3,621	642	425	13,565	311	898	57,255	9,064
	元	88,898	68	1	2	3,718	639	396	13,754	312	942	59,986	9,080
	2	77,284	85	1	-	2,971	586	186	12,501	269	974	51,938	7,773
	3	81,973	69	1	4	2,956	642	209	13,267	237	962	55,896	7,730
	4	92,585	71	1	2	3,072	704	297	15,692	274	1,067	63,761	7,644

行政区別・月別・曜日別救急出動状況（令和４年中）

（単位：件）

行政区	総 数	火 災	自然 災害 事故	水 難 事 故	交 通 事 故	労働 災害 事故	運動 競技 事故	一 般 負 傷	加 害 事 故	自 損 行 為	急 病	そ の 他
総 数	115,969	442	4	8	3,517	748	308	18,006	393	1,531	79,221	11,791
行 政 区												
中 央 区	20,146	78	1	－	625	170	34	3,192	145	290	12,433	3,178
北 区	15,809	77	1	2	532	77	48	2,525	45	220	11,207	1,075
東 区	15,809	45	－	1	578	105	38	2,083	51	216	10,840	1,852
白 石 区	12,448	53	1	3	394	108	25	1,916	39	178	8,680	1,051
厚 別 区	7,150	18	－	1	161	36	26	1,163	15	86	4,868	776
豊 平 区	12,680	47	－	－	303	78	66	2,005	33	169	9,027	952
清 田 区	5,194	16	－	－	174	37	18	780	14	67	3,570	518
南 区	7,983	22	－	－	201	40	23	1,367	11	95	5,521	703
西 区	11,483	56	1	1	347	59	10	1,855	31	123	7,925	1,075
手 稲 区	7,249	30	－	－	198	38	20	1,115	9	86	5,143	610
市 外	18	－	－	－	4	－	－	5	－	1	7	1
月 別												
1 月	9,874	52	－	2	219	70	8	1,841	32	99	6,507	1,044
2 月	8,961	44	1	－	162	70	8	1,551	21	99	6,134	871
3 月	8,506	49	1	－	186	54	15	1,331	30	126	5,746	968
4 月	8,340	34	－	－	271	46	18	1,348	25	110	5,587	901
5 月	8,860	30	1	3	286	40	34	1,302	41	122	6,065	936
6 月	8,693	25	－	－	347	62	39	1,313	52	139	5,712	1,004
7 月	11,004	27	－	－	384	76	52	1,505	33	163	7,661	1,103
8 月	11,085	29	－	1	332	52	32	1,425	27	126	8,037	1,024
9 月	9,230	26	1	1	392	70	33	1,391	25	152	6,156	983
10 月	9,749	46	－	－	336	61	23	1,543	40	131	6,583	986
11 月	10,372	37	－	1	358	56	15	1,435	28	137	7,369	936
12 月	11,295	43	－	－	244	91	31	2,021	39	127	7,664	1,035
曜 日 別												
月曜	17,310	51	－	1	469	104	17	2,582	50	249	11,981	1,806
火曜	16,329	66	1	－	514	126	30	2,431	38	230	11,088	1,805
水曜	16,077	67	2	2	540	113	34	2,531	38	228	10,810	1,712
木曜	16,413	62	－	1	541	124	36	2,543	52	197	11,163	1,694
金曜	16,663	78	－	2	563	117	32	2,637	56	189	11,123	1,866
土曜	16,851	58	1	－	477	109	57	2,681	78	212	11,603	1,575
日曜	16,326	60	－	2	413	55	102	2,601	81	226	11,453	1,333

救急隊別出動状況（令和４年中）

（単位：件、人）

隊	総出動件数に対する比率	総 数	搬送件数	搬送人員
総 数	100%	115,969	92,165	92,585
局警防部 計	0.5%	613	461	464
警 防	0.5%	613	461	464
中央消防署 計	17.6%	20,366	15,364	15,425
中 央	3.7%	4,246	3,266	3,279
大 通	3.6%	4,150	3,134	3,148
豊 水	4.0%	4,583	3,408	3,418
幌 西	3.5%	4,019	2,944	2,959
山 鼻	2.9%	3,368	2,612	2,621
北消防署 計	12.8%	14,839	11,611	11,657
北	3.3%	3,868	2,938	2,945
北エルム	1.6%	1,846	1,431	1,438
篠 路	2.8%	3,302	2,542	2,557
新 光	3.2%	3,670	2,931	2,940
あいの里	1.9%	2,153	1,769	1,777
東消防署 計	14.6%	16,944	13,638	13,721
東	3.4%	3,932	3,190	3,206
東モエレ	1.7%	1,992	1,642	1,653
栄	3.1%	3,622	3,034	3,051
札 苗	2.9%	3,341	2,689	2,709
苗 穂	3.5%	4,057	3,083	3,102
白石消防署 計	10.7%	12,441	10,244	10,291
白 石	3.1%	3,648	3,110	3,131
南 郷	1.2%	1,350	1,194	1,196
菊 水	3.3%	3,826	2,936	2,945
北 郷	3.1%	3,617	3,004	3,019
厚別消防署 計	5.4%	6,225	4,910	4,923
厚 別	2.9%	3,340	2,639	2,643
厚別西	2.5%	2,885	2,271	2,280
豊平消防署 計	9.6%	11,126	8,908	8,946
豊 平	3.5%	4,039	3,250	3,264
西 岡	2.7%	3,149	2,593	2,606
平 岸	3.4%	3,938	3,065	3,076
清田消防署 計	5.8%	6,759	5,545	5,578
清 田	2.8%	3,198	2,631	2,645
北 野	3.1%	3,561	2,914	2,933
南消防署 計	5.7%	6,666	5,347	5,374
南	3.0%	3,478	2,772	2,786
定山溪	0.6%	742	578	586
藤 野	2.1%	2,446	1,997	2,002
西消防署 計	10.5%	12,143	9,748	9,791
西	3.2%	3,752	3,073	3,087
八 軒	3.8%	4,437	3,543	3,551
西 野	3.4%	3,954	3,132	3,153
手稲消防署 計	5.7%	6,664	5,410	5,430
手 稲	2.9%	3,313	2,763	2,775
前 田	2.9%	3,351	2,647	2,655
特設救急隊	1.0%	1,183	979	985

（注）１．比率（％）は、小数第二位を四捨五入する。計または総数と各比率は、必ずしも一致しない。

２．特設救急隊は、期間を定めて特別に編成・運用した救急隊の出動状況を計上する。

期 間	出動件数	出動→現場		現場活動時間 平均（分）	現場→医療機関		出動→帰署（所）	
		所要時間	走行距離		所要時間	走行距離	所要時間	走行距離
		平均（分）	平均（km）		平均（分）	平均（km）	平均（分）	平均（km）
通 年	115,969	8.4	3.0	24.5	11.8	6.4	69.4	13.2
冬 季	30,130	10.2	3.4	26.1	13.9	6.5	75.5	13.4
夏 季	30,782	7.8	2.9	23.6	10.9	6.3	66.0	13.0

（注）１．走行距離は、小数第２位を四捨五入する。

２．冬季～１月、２月、１２月、夏季～６月、７月、８月の各３か月間の運用状況を計上する。

時間別救急出動状況（令和４年中）

（単位：件）

時間別	総 数	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労 災	運 動	一般 負傷	加 害	自 損	急 病	そ の 他
総数	115,969	442	4	8	3,517	748	308	18,006	393	1,531	79,221	11,791
0	3,101	12	－	－	39	7	1	397	25	74	2,198	348
1	2,586	14	－	－	32	5	－	302	19	52	1,889	273
2	2,319	9	－	－	34	5	－	257	17	53	1,728	216
3	2,265	16	－	－	39	7	－	237	24	53	1,671	218
4	2,160	18	－	－	30	1	－	251	21	34	1,596	209
5	2,393	14	－	－	53	7	－	277	20	35	1,780	207
6	3,262	14	－	1	105	16	3	457	10	39	2,417	200
7	4,311	19	－	－	161	31	8	705	6	56	3,099	226
8	5,817	19	－	1	246	48	4	1,044	12	49	4,138	256
9	7,449	10	－	1	203	88	15	1,357	13	51	4,988	723
10	7,362	18	－	－	187	68	23	1,297	12	54	4,751	952
11	6,661	19	－	－	173	71	38	1,101	15	70	4,251	923
12	6,565	14	2	－	174	34	27	1,091	7	65	4,249	902
13	6,298	21	－	－	186	60	25	1,020	6	55	4,107	818
14	5,986	30	－	1	199	56	27	1,012	5	68	3,886	702
15	5,845	14	1	3	197	61	27	962	18	69	3,743	750
16	5,903	19	1	－	251	53	19	1,023	13	79	3,664	781
17	6,339	18	－	1	296	39	16	1,065	20	82	4,140	662
18	6,065	34	－	－	279	22	17	930	15	99	4,194	475
19	5,589	39	－	－	211	21	15	798	22	85	3,994	404
20	5,324	23	－	－	155	17	19	765	19	78	3,801	447
21	4,781	18	－	－	104	12	20	650	29	76	3,477	395
22	4,037	16	－	－	96	11	4	524	21	72	2,925	368
23	3,551	14	－	－	67	8	－	484	24	83	2,535	336

性別・年代別搬送状況（令和４年中）

（単位：人）

区 分	総 数	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労 災	運 動	一 般 負 傷	加 害	自 損	急 病	そ の 他
総数	92,585	71	1	2	3,072	704	297	15,692	274	1,067	63,761	7,644
性 別												
男	43,587	35	－	1	1,729	518	238	6,485	131	309	30,366	3,775
女	48,998	36	1	1	1,343	186	59	9,207	143	758	33,395	3,869
年 代 別												
新 生 児	279	－	－	－	－	－	－	2	－	－	33	244
乳 幼 児	4,828	1	－	－	87	－	－	855	2	－	3,687	196
少 年	2,913	－	－	－	292	2	121	430	15	78	1,880	95
成 人	31,665	41	－	－	2,010	545	166	3,634	217	895	22,036	2,121
高齢者①	13,261	10	－	－	345	120	5	2,249	16	42	9,158	1,316
高齢者②	18,553	13	－	2	253	36	2	3,599	19	32	12,750	1,847
高齢者③	21,086	6	1	－	85	1	3	4,923	5	20	14,217	1,825

- （注） 1. 新生児 生後28日未満の者
2. 乳幼児 生後28日以上、満7歳未満の者
3. 少 年 満7歳以上、満18歳未満の者
4. 成 人 満18歳以上、満65歳未満の者
5. 高齢者① 満65歳以上、満75歳未満の者
6. 高齢者② 満75歳以上、満85歳未満の者
7. 高齢者③ 満85歳以上の者

傷 病 程 度												
死 亡	1,592	16	－	－	22	4	－	105	2	107	1,308	28
重 症	2,585	11	－	2	57	16	－	235	5	79	1,851	329
長期入院												
中等症	39,939	15	1	－	349	219	50	5,364	27	354	26,630	6,930
入院診療												
軽 症	48,464	29	－	－	2,643	465	247	9,986	240	527	33,970	357
外来診療												
そ の 他	5	－	－	－	1	－	－	2	－	－	2	－

事 故 種 別 救 急

事故種別	区 分
	総 数
火 災	直接火災に起因したもので、建物火災現場で発生したもの 〃 建物以外の火災現場で発生したもの
自然災害	自然現象に起因する災害
水 難	水泳中の溺者または水中転落等によるもの
交 通	交通機関相互の衝突、接触によるもの 転落、横転等交通機関の単独の事故によるもの 歩行者と交通機関との衝突によるもの 交通機関の事故で前各号に該当しないもの
労 災	各種工場、事業所、作業所、工事現場等において就業中発生した転落事故 〃 〃 感電事故 〃 〃 ガス類中毒事故 〃 〃 はさまれ事故 〃 〃 前各号以外の事故
運 動	組織的運動競技中に発生した運動競技を実施した者の事故 〃 の審判員及び関係者の事故 観覧中の者が直接に運動競技用具等によって負傷したもの 運動競技を目的とした練習中に発生した事故
一 般	ガスにおける中毒事故 異物による気道閉鎖事故 異物の誤飲事故 スケートによる遊戯中に発生したもの スキー、スノーボードによる遊戯中に発生したもの 火傷によるもの 雪道の自己転倒 前各号以外で屋内において発生したけが 〃 屋外において発生したけが
加 害	犯罪による事故であることが明白なもの 犯罪と明白でないもので、傷害を加えられたもの
自 損	毒物・薬物を使用したもの 自殺の目的でガスを使用したもの 首くくりで自殺を行ったもの 刃物で自殺を行ったもの 河川、海、交通機関等に投身したもの 前各号以外の方法で自殺を行ったもの
急 病	脳外科系疾患 内科系疾患 小児科系疾患 外科・整形外科系疾患 産婦人科系疾患 急性アルコール中毒 前各号以外の疾患
そ の 他	転院 (うち夜間急病センターからの転院) 正常分娩 医師、看護師を搬送したもの 医薬品等の輸送によるもの 誤報、いたずら等によるもの その他

- (注) 1. 重症（長期入院）は、3週間以上の入院加療を必要とするもの
2. 中等症（入院診療）は、3週間未満の入院加療を必要とするもの
3. 軽症（外来診療）は、入院加療を必要としないもの
4. その他は、傷病程度が判明しないもの、医師の診断がないもの、その他の場所に搬送したもの等

状 況（令和４年中）

出 動 件 数			搬送人員	傷 病 程 度					
(各合計)	総数	搬送件数		不 搬 送 件 数	死亡	重症 長期入院	中等症 入院診療	軽症 外来診療	その他
	115,969	92,165	23,804	92,585	1,592	2,585	39,939	48,464	5
(442)	416	61	355	61	16	9	14	22	-
	26	9	17	10	-	2	1	7	-
(4)	4	1	3	1	-	-	1	-	-
(8)	8	2	6	2	-	2	-	-	-
(3,517)	2,061	1,678	383	1,879	6	20	125	1,727	1
	787	600	187	614	6	10	131	467	-
	636	545	91	552	10	27	87	428	-
	33	25	8	27	-	-	6	21	-
(748)	171	163	8	164	2	6	79	77	-
	1	1	-	1	-	-	-	1	-
	5	3	2	3	-	-	3	-	-
	67	62	5	62	1	5	27	29	-
	504	472	32	474	1	5	110	358	-
(308)	141	138	3	141	-	-	24	117	-
	2	2	-	2	-	-	2	-	-
	2	2	-	2	-	-	-	2	-
	163	152	11	152	-	-	24	128	-
(18,006)	17	12	5	12	-	-	3	9	-
	270	217	53	217	59	38	60	60	-
	265	202	63	202	1	2	37	162	-
	13	13	-	13	-	-	4	9	-
	92	88	4	88	1	1	27	59	-
	86	83	3	84	-	1	14	69	-
	1,446	1,274	172	1,275	-	11	456	807	1
	11,174	10,020	1,154	10,031	31	146	3,902	5,951	1
	4,643	3,765	878	3,770	13	36	861	2,860	-
(393)	371	255	116	259	2	5	23	229	-
	22	15	7	15	-	-	4	11	-
(1,531)	721	602	119	602	1	21	265	315	-
	17	5	12	5	1	-	2	2	-
	287	124	163	124	70	16	12	26	-
	275	182	93	182	4	9	27	142	-
	117	91	26	91	27	23	29	12	-
	114	62	52	63	4	10	19	30	-
(79,221)	10,884	10,556	328	10,556	33	424	4,934	5,164	1
	43,598	37,214	6,384	37,287	1,205	1,291	16,955	17,835	1
	4,967	4,254	713	4,292	2	12	895	3,383	-
	3,057	2,439	618	2,441	-	21	982	1,438	-
	434	387	47	396	-	2	157	237	-
	842	539	303	539	-	1	55	483	-
	15,439	8,211	7,228	8,250	68	100	2,652	5,430	-
(11,791)	7,808	7,592	216	7,597	27	328	6,912	330	-
	(473)	(464)	(9)	(465)	(1)	(5)	(431)	(28)	(-)
	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	94	-	94	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,091	-	1,091	-	-	-	-	-	-
	2,798	47	2,751	47	1	1	18	27	-

市内・市外・国外居住別 ・ 診療科目別搬送状況 （令和４年中）

（単位：人）

区 分	総 数	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労 災	運 動	一般 負傷	加 害	自 損	急 病	そ の 他
総 数	92,585	71	1	2	3,072	704	297	15,692	274	1,067	63,761	7,644

市内・市外・国外 居住別

市内 居住者	89,233	69	1	1	2,845	634	249	15,112	258	1,023	62,002	7,039
市外 居住者	3,197	2	-	-	215	69	48	557	16	27	1,677	586
国外 居住者	45	-	-	-	2	-	-	16	-	1	24	2
その他	110	-	-	1	10	1	-	7	-	16	58	17

（注） その他は、住所が判明しない者とする。

診 療 科 目

内 科	22,843	12	-	1	9	18	11	364	1	383	21,066	978
呼 吸 器 科	5,327	17	-	-	-	2	-	159	-	15	4,492	642
消 化 器 科	8,275	-	-	-	6	3	2	110	1	230	6,472	1,451
循 環 器 科	9,064	3	-	1	12	2	-	98	-	36	7,764	1,148
精 神 科	808	2	-	-	-	-	-	2	2	50	654	98
小 児 科	5,547	-	-	-	17	-	4	236	1	8	4,828	453
産 婦 人 科	961	-	-	-	12	-	-	5	1	-	520	423
泌 尿 器 科	1,863	-	-	-	-	2	-	36	1	-	1,533	291
外 科	1,672	30	-	-	90	146	6	739	33	249	265	114
整形・形成外科	13,294	4	1	-	1,868	325	192	7,472	73	54	2,524	781
脳 神 経 外 科	21,723	3	-	-	1,047	199	75	6,320	158	31	12,729	1,161
眼 科	86	-	-	-	-	3	5	33	1	-	36	8
耳 鼻 咽 喉 科	728	-	-	-	1	-	-	62	-	-	623	42
歯科・口腔外科	99	-	-	-	7	2	2	40	2	-	40	6
そ の 他	295	-	-	-	3	2	-	16	-	11	215	48

医療機関別搬送状況 （令和４年中）

（単位：人）

区 分	総 数	国・公立	公 的	私 的
総 数	92,585	10,240	1,525	80,820
救急告示医療機関	73,074	9,794	1,477	61,803
その他の医療機関	19,511	446	48	19,017

事故別不搬送扱いの内容（令和４年中）

（単位：件）

区 分	総 数	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労 災	運 動	一 般 負 傷	加 害	自 損	急 病	そ の 他
総 数	23,804	372	3	6	669	47	14	2,332	123	465	15,621	4,152
傷病者なし	3,060	310	2	1	85	－	1	83	9	14	136	2,419
拒 否	1,095	－	－	－	24	4	－	205	25	43	692	102
辞 退（到着後）	13,700	31	1	－	411	19	8	1,505	80	208	11,029	408
辞 退（到着前）	915	1	－	－	28	6	－	103	3	9	586	179
死 亡	1,660	7	－	5	－	1	－	20	1	162	1,424	40
誤報・いたずら	391	6	－	－	－	－	－	3	－	1	2	379
医 師 搬 送	94	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	94
そ の 他	2,889	17	－	－	121	17	5	413	5	28	1,752	531

（注） その他は、途中引揚等とする。

救急隊員が行った応急処置（令和４年中）

（単位：人）

応急処置 種類	傷病者数	応急処置 種類	傷病者数
血中酸素飽和度測定	90,444	C P R	1,974
血圧測定	84,748	胸骨圧迫	142
聴診（聴診器）	61,567	胸骨圧迫（自動式）	525
体温 測定	90,418	人工呼吸	308
心電図 測定	35,204	除細動	170
心電図伝送（FOMA 端末）	171	気道確保（用手）	2,239
酸素投与	14,308	気道確保（器具）	1,412
被覆	4,131	補助呼吸	530
止血	1,295	静脈路確保	2,104
保温	318	アドレナリン投与	950
冷却	217	血糖測定	820
嘔吐介助	2,188	ブドウ糖投与	115
吸引	476	喉頭展開（喉頭鏡）	105
固定（各種器具等）	4,698	ビデオ喉頭鏡	24
その他	36		

（注） 搬送人員（計：92,585 人）を対象に、応急処置を行った傷病者の人数を計上する。

応急手当に関する各種講習実施状況（令和４年中）

（単位：回、人）

区 分		総 数	救命 ステップ アップ 講習	普通救命講習				応急 手当 指導員 養成 講習	応急手当 普及員養 成講習	救命 入門 コース	教えて ファイヤー マン コース	救命 フォロー アップ 講習	応急 手当 普及員 再講習
				I	II	III	計						
総数	回数	535	19	137	51	38	226	1	7	95	157	—	30
	人員	16,503	357	1,665	379	444	2,488	58	66	2,094	11,188	—	252
消防職員	回数	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
	人員	58	—	—	—	—	—	58	—	—	—	—	—
消防団員	回数	17	—	—	—	—	—	—	6	—	—	—	11
	人員	163	—	—	—	—	—	—	51	—	—	—	112
市 民 （事業所等）	回数	146	19	73	35	—	108	—	—	—	—	—	19
	人員	1,525	357	774	254	—	1,028	—	—	—	—	—	140
町内会等	回数	14	—	3	—	3	6	—	—	8	—	—	—
	人員	203	—	43	—	31	74	—	—	129	—	—	—
保育士等	回数	50	—	—	—	35	35	—	—	15	—	—	—
	人員	576	—	—	—	413	413	—	—	163	—	—	—
学校関係	回数	247	—	17	—	—	17	—	1	72	157	—	—
	人員	13,427	—	422	—	—	422	—	15	1,802	11,188	—	—
そ の 他	回数	60	—	44	16	—	60	—	—	—	—	—	—
	人員	551	—	426	125	—	551	—	—	—	—	—	—

- （注） 1. 救命ステップアップ講習：救命導入講習、救命入門コース又は応急手当 WEB 講習の修了者に対して行う応急手当の知識と技術に関する講習。（2 時間講習）
2. 普通救命講習Ⅰ：応急手当の知識と技術に関する講習。（3 時間講習）
3. 普通救命講習Ⅱ：一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とした、基本的応急手当の知識と技術に関する講習。（4 時間講習）
4. 普通救命講習Ⅲ：乳幼児・新生児に対する応急手当の知識と技術に関する講習。（3 時間講習）
5. 応急手当指導員養成講習：普及講習の講師（応急手当指導員という。）を養成する講習。（救急隊員を対象とした 8 時間講習）
6. 応急手当普及員養成講習：普通救命講習の講師（応急手当普及員という。）を養成する講習。（24 時間講習）
7. 救命入門コース：心肺蘇生法に特化した基礎的な知識と技術に関する講習。（45 分講習）
8. 教えてファイヤーマンコース：胸骨圧迫の体験を目的とした講習。（15 分講習）※平成 29 年 4 月から実施。
9. 救命フォローアップ講習：普通救命講習修了者に対する実技を中心とした再講習。（1 時間講習）
10. 応急手当普及員再講習：認定証の有効期限（3 年間）内に受講する有効期限延長のための講習。（3 時間講習）

救 助 業 務 の 概 要

消防機関が行う救助業務は、時代の変遷とともに変化する災害内容に対応し、火災、交通事故、水難事故、自然災害又はテロ災害などの特殊な災害において、生命又は身体に危険が及んでいる救助を要する者の危険を排除し、安全な状態に救出することを目的としている。

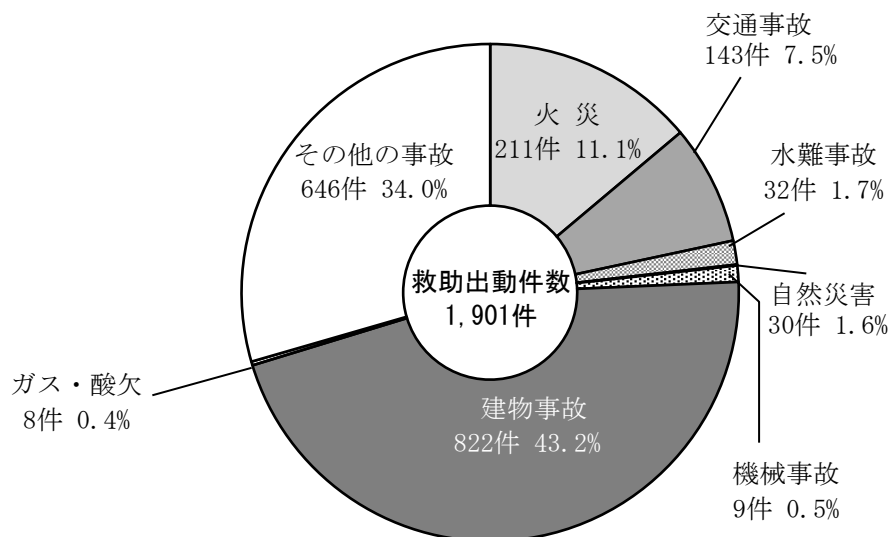
そのような中、本市では、人命救助を行うための特別な救助器具を装備した救助車と、専門的な教育を受けた隊員で編成する「救助隊」を各消防署に1隊、計10隊配置し、各種災害に的確に対応する体制を整備している。

このうち、中央消防署の救助隊については、「特別高度救助隊（スーパーレスキューサッポロ）」に位置づけ、北・豊平消防署の「高度救助隊」とともに、専門的かつ高度な教育を受けた隊員が高度救助用器具を活用して地震や列車事故などの大規模災害に的確に対応する体制を構築している。

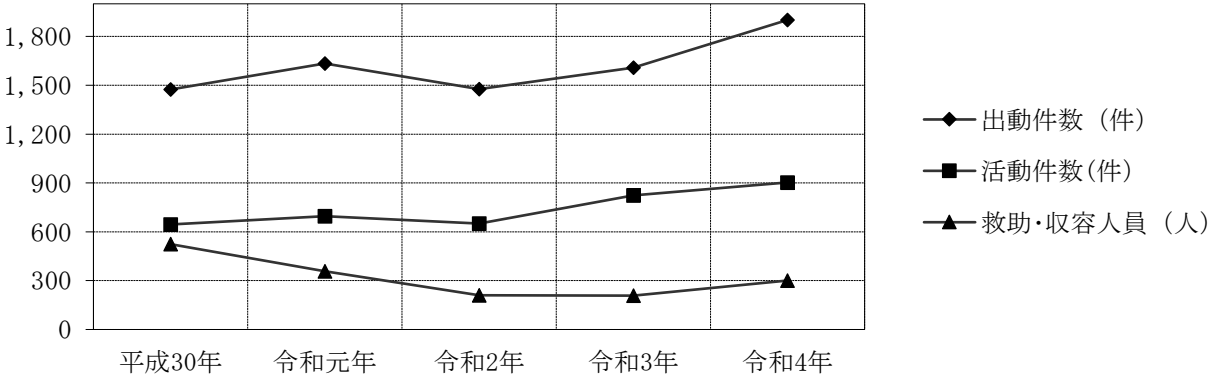
さらに各消防署の地域特性に応じて「水難救助隊」や「山岳救助隊」、サリン等の生物・化学剤などによるテロ災害等に対応する「特殊災害救助隊」を指定しており、これらの隊は、国内各地における大規模災害に派遣する「緊急消防援助隊」に登録し、迅速な応援体制を整えている。

また、特別高度救助隊員は、海外での大規模災害において国際緊急援助活動に従事する「国際消防救助隊員」として、総務省消防庁に登録している。

救助出動・事故種別比較（令和4年中）



救助出動・活動状況（過去5年間）



	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
出動件数	1, 474	1, 634	1, 477	1, 608	1, 901
活動件数	645	696	650	824	915
救助・収容人員	524	357	211	208	300

要因別救助活動状況（令和4年中）

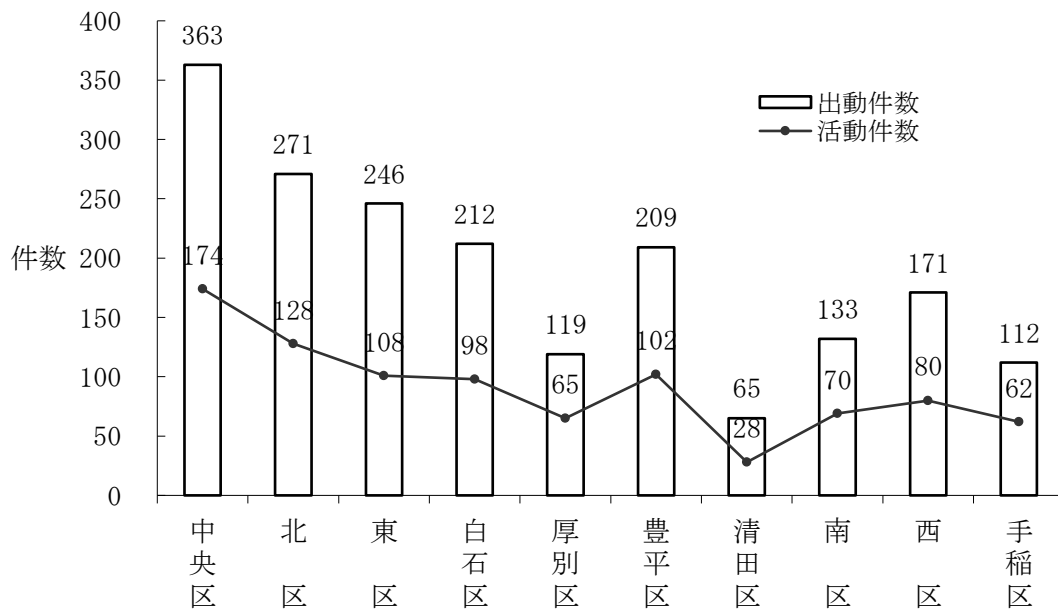
要 因	出 動 件 数 (件)	出 動 隊 数 (隊)	出 動 人 員 (人)	活 動 件 数 (件)	活 動 隊 数 (隊)	活 動 人 員 (人)	救助人員(人)		収 容 人 員 (人)
							救 出	誘 導	
総 計	1,901	11,045	43,669	915	1,031	4,742	111	114	75
火 災 計	211	2,799	10,971	40	59	261	7	63	4
建物火災	186	2,521	9,853	40	59	261	7	63	4
建物以外の火災	25	278	1,118	-	-	-	-	-	-
火 災 以 外 計	1,690	8,246	32,698	875	972	4,481	104	51	71
交 通 事 故	143	668	2,699	63	78	356	13	-	9
交通機関相互	60	290	1,148	29	34	150	4	-	2
交通機関単独	40	177	741	15	19	85	1	-	1
交通機関と歩行者	1	4	16	1	1	4	1	-	-
地下鉄人身	1	4	18	1	2	10	-	-	-
列車人身	8	37	158	6	8	41	2	-	3
その他の交通事故	33	156	618	11	14	66	5	-	3
水 難 事 故	32	359	1,515	24	46	209	4	-	2
水中転落	3	34	145	3	8	38	-	-	-
入水	8	98	416	7	15	67	2	-	2
その他の水難事故	21	227	954	14	23	104	2	-	-
自 然 災 害	30	159	658	10	4	18	-	-	-
風害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雪害	30	159	658	10	4	18	-	-	-
機 械 事 故	9	25	102	3	2	9	1	-	-
エレベーター閉じ込め	2	9	34	3	1	4	1	-	-
機械挟まれ	6	12	51	-	-	-	-	-	-
機械下敷き	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の機械事故	1	4	17	-	1	5	-	-	-
建 物 事 故	822	3,718	14,609	640	648	3,009	61	-	50
建物閉じ込め	805	3,672	14,420	629	641	2,975	61	-	50
建物挟まれ	2	8	34	1	1	5	-	-	-
建物下敷き	3	20	80	1	2	9	-	-	-
その他の建物事故	12	18	75	9	4	20	-	-	-
ガ ス ・ 酸 欠 事 故	8	65	252	7	10	46	1	51	1
プロパンガス等事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毒性ガス事故	1	16	60	1	2	9	-	46	-
一酸化炭素中毒	7	49	192	6	8	37	1	5	1
その他のガス事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破 裂 事 故	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 事 故	646	3,252	12,863	128	184	834	24	-	9
その他転落	67	383	1,459	27	38	164	3	-	-
その他閉じ込め	33	136	543	15	15	69	2	-	2
その他挟まれ	14	51	206	13	15	67	2	-	-
その他下敷き	4	18	67	4	5	23	1	-	-
落雪事故	17	75	304	4	6	30	-	-	-
山岳事故	17	168	681	16	35	170	3	-	1
その他の事故	95	531	2,129	48	69	307	13	-	6
虚報・誤報	399	1,890	7,474	1	1	4	-	-	-

（注）収容とは、救助時既に死亡していたものをいう。

行政区別救助出動状況（令和４年中）

区 分	総 数	火 災	交 通	水 難	自然災害	機 械	建 物	ガ ス ・ 酸 欠	破裂事故	そ の 他
総 数	1,901 915	211 40	143 63	32 24	30 10	9 3	822 640	8 7	－ －	646 128
中 央 区	363 174	35 6	20 12	3 2	2 －	1 1	149 121	2 2	－ －	151 30
北 区	271 128	35 5	31 12	5 5	5 1	3 －	112 96	1 －	－ －	79 9
東 区	246 108	24 5	16 4	4 4	－ 8	1 －	126 74	2 2	－ －	73 11
白 石 区	212 98	28 6	16 7	6 4	7 －	－ －	89 69	1 1	－ －	65 11
厚 別 区	119 65	5 2	7 4	1 1	5 －	－ －	60 52	－ －	－ －	41 6
豊 平 区	209 102	26 6	7 2	2 2	1 －	1 1	100 84	1 1	－ －	71 6
清 田 区	65 28	8 1	9 3	－ －	2 1	－ －	20 11	1 1	－ －	25 11
南 区	133 70	13 2	14 8	3 2	4 －	2 1	40 35	－ －	－ －	57 22
西 区	171 80	21 4	13 6	4 3	4 －	－ －	74 54	－ －	－ －	55 13
手 稲 区	112 62	16 3	10 5	4 1	－ －	1 －	52 44	－ －	－ －	29 9

（注） 上段：出動件数、下段：活動件数（単位：件）



航空業務の概要

都市構造、社会情勢の変化に伴い、複雑多様化、大規模化、特殊化する各種災害に対応するため、平成3年に消防ヘリコプター1機を導入し、市内における火災、救急、救助活動をはじめ、道内外における大規模災害に応援出動するとともに、消防業務及び行政業務における上空調査など、広範多岐にわたり有効活用を図り、平成21年3月には消防ヘリコプター1機を導入し、2機による常時1機が稼動可能な通年運航体制を確立した。

さらに、平成3年に導入した消防ヘリコプターを平成29年3月に更新し、2機を保有していたが、令和元年10月に耐空検査整備で埼玉県の実験工場に入庫中であった1機が令和元年東日本台風に伴う水害により毀損し、使用不能となった。

消防ヘリコプターには、赤外線カメラを装備しており、火災現場や捜索活動において、より効果的な活動が可能となっている。

また、消防隊、救助隊、救急隊との訓練を行い、空・陸一体となった消防活動体制の強化に努めている。

1. 活動状況

令和4年中は全飛行件数427件、飛行時間283時間08分。内訳は、災害活動件数209件、飛行時間95時間50分、災害活動以外の飛行件数218件、飛行時間187時間18分となった。

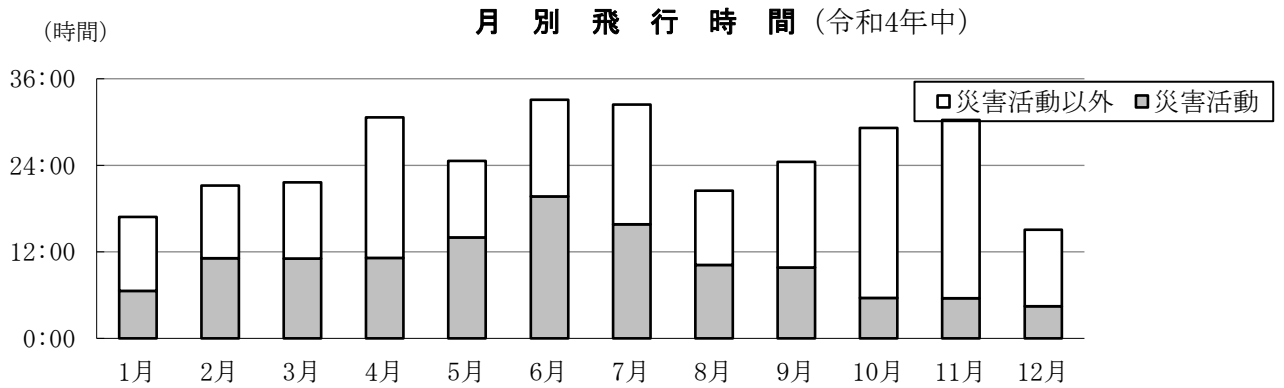
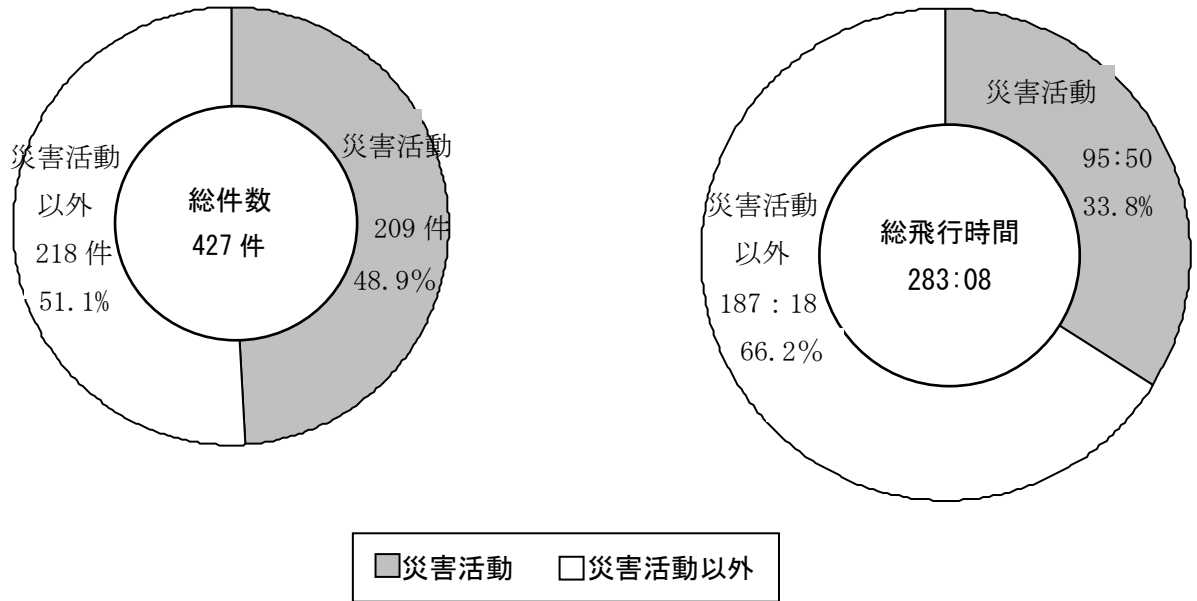
月別ヘリコプター活動状況（令和4年中）

（単位：件）

区 分		月 別		月 別 飛 行 件 数											
		件数	時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総 数		427	283:08	22	34	23	41	34	44	44	55	29	33	31	37
災害活動	火 災	11	6:59	-	1	1	2	2	1	-	1	1	1	-	1
	救 急	160	64:45	7	14	10	13	8	24	16	26	8	9	11	14
	救 助	38	24:06	2	2	2	2	6	7	4	5	3	3	-	2
	危険排除	-	0:00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	209	95:50	9	17	13	17	16	32	20	32	12	13	11	17
災害活動以外	消防業務	広 報	-	0:00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		調 査	5	3:41	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	1
		訓 練	181	160:44	13	14	7	17	16	10	18	21	11	18	19
	航空隊業務	航空調査	-	0:00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		操縦訓練	12	4:31	-	2	-	4	-	-	4	-	2	-	-
		整備確認	15	13:25	-	-	1	2	2	-	2	2	1	1	2
	行政業務		5	4:57	-	-	-	-	2	-	-	2	1	-	-
	計		218	187:18	13	17	10	24	18	12	24	23	17	20	20

（注） 災害活動件数には、広域応援を含む。

ヘリコプター活動状況（令和4年中）

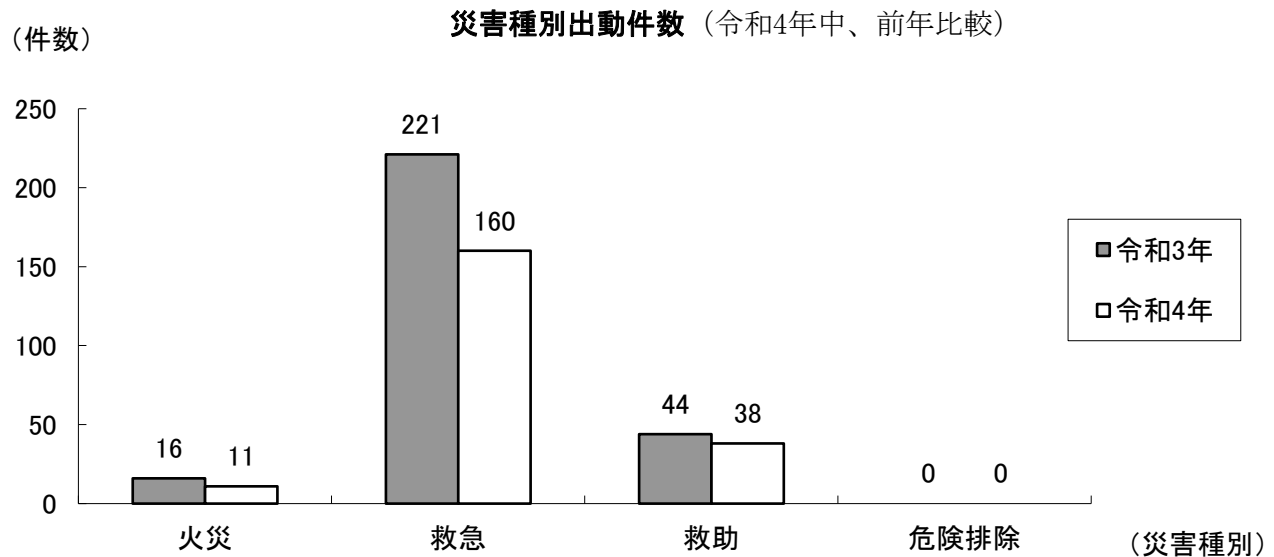


2. 災害出動件数

災害出動の総件数は209件で、前年比72件の減少となった。災害出動の割合は、火災が約5%、救急が約77%、救助が約18%、危険排除が0%となっている。

災害別の件数については、次のとおりである。

- (1) 火災は、11件で前年比5件の減少となった。内訳は、通常建物3件、中高層6件、林野1件、野火1件となっている。
- (2) 救急は、160件で前年比61件の減少となった。内訳は、急病128件、一般7件、自損11件、交通4件、労働災害2件、転院7件、医師搬送1件となっており、傷病者の搬送人員は66人で、前年比25人の減少、医師の搬送人員は2人で、前年比7人の減少となっている。
- (3) 救助は、38件で前年比6件の減少となった。内訳は、水難事故14件、山岳事故22件、その他2件となっており、救出人員は8人で、前年比6人の減少となっている。
- (4) 危険排除は、0件で前年同様となった。



3. 出動指令から離陸までの時間

屋外（エプロン）待機している場合は平均 5 分 21 秒、格納庫待機している場合は平均 8 分 34 秒であった。

4. 災害時の離着陸状況

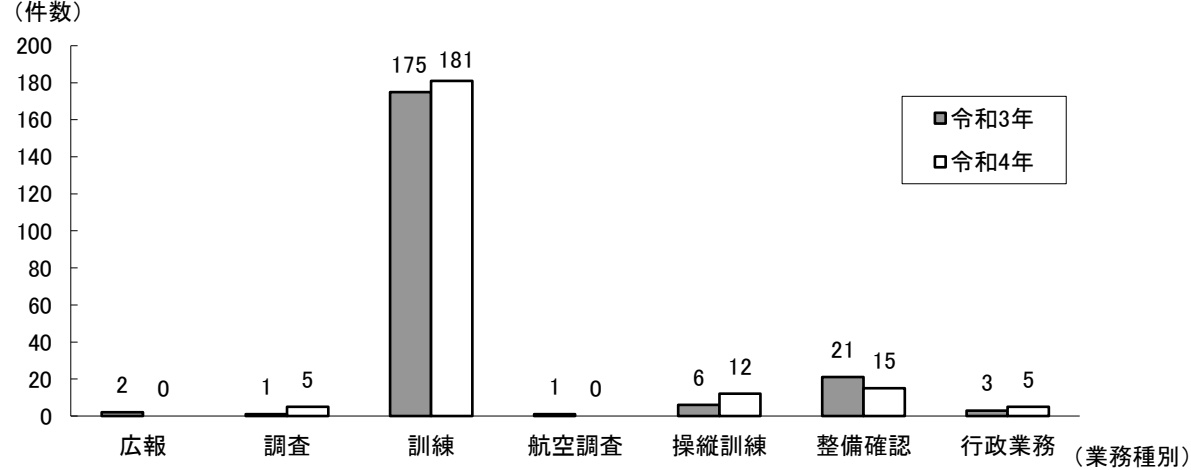
災害時の離着陸は、航空法の適用除外を受け、安全が確保される場合には、どこの場所においても可能である。しかし、操縦士が目視によって周囲の状況を確認できるものでなければならない。

また、日没以降や積雪時においては、照明・赤旗の設定等、消防隊との連携活動が必要不可欠である。

5. 災害以外の活動

- (1) 広報（写真撮影等）
0 件で前年比 2 件の減少
- (2) 調査（警防調査等）
5 件で前年比 4 件の増加
- (3) 訓練（合同・総合訓練、救助隊連携訓練等）
181 件で前年比 6 件の増加
- (4) 航空調査（緊急離着陸場の調査等）
0 件で前年比 1 件の減少
- (5) 操縦訓練（緊急操作・計器飛行等）
12 件で前年比 6 件の増加
- (6) 整備確認飛行（耐空検査のための空輸・整備後の確認飛行等）
15 件で前年 6 件の減少
- (7) 行政業務（他部局の写真撮影、産業廃棄物調査等）
5 件で前年比 2 件の増加

災害活動以外業務別飛行件数（令和4年中、前年比較）



指 令 業 務 の 概 要

現在の「消防指令システム」（平成 25 年 10 月更新）は、119 番通報受付から出動指令はもとより、災害活動を支援するための膨大な情報を一元管理している。

平成 22 年 4 月から運用開始した「統合型発信地表示システム」により、携帯電話の GPS や基地局を利用したおおよその発信位置や NTT 固定電話・IP 電話の契約者情報を表示することで、具合が悪く話すことが困難な場合でも、いち早く消防部隊を出動させている。音声による通報が困難な方へは「119 番ファクシミリ」、「メール 119 番通報システム」、「NET119 番通報システム」を活用し、迅速に対応している。

「消防救急デジタル無線」は、「消防指令システム」の更新と同時に整備し、従来のアナログ無線からデジタル無線に移行することで、使用無線チャンネル数の増加や、通信の秘匿性向上等の効果を上げている。また、新たに導入した車載データ端末を使用することで、消防部隊の位置を常に把握し、「消防指令システム」と連動させることで災害点に近い車両に対し出動指令し、消防部隊の現場到着までの時間短縮等の効果を上げている。

また、災害の状況を確認する「高所監視カメラ」、ヘリコプターで撮影した被災状況を消防指令管制センター等へ無線により電送する「ヘリコプターTV 電送システム」、ドローン等を活用して災害映像をリアルタイムで全国の主要消防機関等へ衛星通信により伝送する「画像伝送システム」、災害現場における無線幅そう緩和と現場活動の強化を図る署活系無線の導入など、情報伝達の迅速・効率化とともに、全道・全国規模に及ぶ広域災害への対応を図っている。

さらに、電話による災害・病院案内に加え、平成 17 年 2 月 1 日から聴覚や言語に障がいのある方はじめ、市民に広く災害情報を提供するため、札幌市公式ホームページを利用し、パソコンや携帯電話で出動情報を確認できるサービスを開始した。

ソフト面においては、119 番通報受付時、傷病者救命のため、救急隊が現場到着するまでに応急手当が必要と認める場合、「119 番通報時の応急手当の口頭指導マニュアル」及び「口頭指導運用基準」に基づき指令管制員が電話を通じて適切な応急手当を指導している。

なお、令和 4 年中の通報状況は、次のとおりである。

1. 通 報 受 付 状 況

受付総数は 154,689 件で一日平均 423.8 件であり、約 3 分 24 秒に 1 件の割合で通報を受け付けており、このうち 119 番による通報受付は 141,545 件で、全体の 91.5%、その他の通報手段による受付は 13,144 件で、全体の 8.5%である。

- (1) 災害通報の件数は 113,604 件で、受付総数の 73.4%である。
- (2) まちがい通報の件数は 6,219 件で、受付総数の 4.0%である。
- (3) いたずら通報の件数は 1,669 件で、受付総数の 1.1%である。
- (4) 問合わせの件数は 7,564 件で、受付総数の 4.9%である。
- (5) 回線試験・通報訓練の件数は 4,446 件で、受付総数の 2.9%である。
- (6) 警察電話による通報は 3,250 件で、受付総数の 2.1%である。
- (7) 加入電話（局・署所）による通報は 2,376 件で、受付総数の 1.5%である。
- (8) 市民駆け付けによる通報は 143 件で、受付総数の 0.1%である。
- (9) その他（消防隊・救急隊・専用電話・メール・NET119 番通報システム）の通報は 7,375 件で、受付総数の 4.8%である。

2. 移動体電話（携帯電話・PHS）及び IP 電話からの通報状況

携帯電話からの 119 番通報件数は 80,433 件で受付総数の 52.0%、前年は 65,882 件で前年受付総数（137,178 件）の 48.0%、インターネット回線を利用した IP 電話からの 119 番通報件数は 34,000 件で受付総数の 22.0%、前年は 31,505 件で前年受付総数の 23.0%である。

通報受付状況（令和 4 年中）

（単位：件）

区 分			総 数	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
総 数			154,689	13,291	12,302	11,952	11,144	11,776	11,648	14,562	14,626	12,336	12,851	13,395	14,806
1 1 9 番 通 報 受 付	計		141,545	12,145	11,110	10,888	10,176	10,751	10,762	13,183	13,388	11,309	11,762	12,331	13,740
	災 害 通 報	小 計	113,604	9,783	8,720	8,473	8,206	8,614	8,559	10,540	10,887	9,093	9,528	10,019	11,182
		火 災	458	59	36	43	33	39	30	26	29	32	46	35	50
		救 急	103,129	8,681	7,753	7,577	7,490	7,907	7,877	9,680	9,906	8,285	8,702	9,243	10,028
		救 助	649	72	74	58	42	38	52	48	53	49	47	40	76
		警戒等(注 1)	3,550	429	316	326	231	222	203	299	346	288	260	240	390
		続 報	5,818	542	541	469	410	408	397	487	553	439	473	461	638
	ま ち が い		6,219	470	412	494	475	538	530	585	551	594	500	527	543
	い た ず ら		1,669	97	158	226	73	146	181	177	156	84	105	137	129
	問 合 わ せ		7,564	721	696	538	556	503	499	756	841	567	577	589	721
	回線試験・通報訓練		4,446	310	249	470	365	423	424	392	272	404	406	342	389
	その他(注 2)		8,043	764	875	687	501	527	569	733	681	567	646	717	776
そ の 他 の 通 報 受 付	計		13,144	1,146	1,192	1,064	968	1,025	886	1,379	1,238	1,027	1,089	1,064	1,066
	警察電話(110 番)		3,250	253	270	212	222	289	256	329	324	277	268	250	300
	加入電話(局署所)		2,376	210	340	245	172	149	127	193	205	170	163	179	223
	市民駆付(署所)		143	7	12	7	10	12	16	14	13	15	11	11	15
	その他(注 3)		7,375	676	570	600	564	575	487	843	696	565	647	624	528

応 援 協 定

応 援 協 定 の 概 要

本市では、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 39 条の規定に基づき道内 58 の消防本部(令和 5 年 4 月 1 日現在)と北海道広域消防相互応援協定を締結し、万全な体制を確保しているところである。

さらに、本協定に基づき、市境界付近や高速道路での災害に対処するため、本市が道路網の状況等により直接的に関係する 5 消防本部(北広島市、石狩北部地区消防事務組合、江別市、小樽市及び羊蹄山ろく消防組合)と地域の実情に応じた事項について申合せ等を取り交わし、当該地域に対する初動体制を確保している。

応援協定に基づく出動状況 (令和 4 年中)

(単位：件)

消防本部		区 分	火 災		救 急		救 助		その他	
総 数		応 援	1	—	40	(6)	1	(6)	8	—
		被応援	3	—	—	(3)	1	(2)	5	—
隣 接 市 町 等	北広島市	応 援	—	—	3	—	—	—	2	—
		被応援	—	—	—	—	—	—	3	—
	石狩北部地区 (組)	応 援	1	—	—	—	—	(4)	2	—
		被応援	2	—	—	—	—	—	1	—
	江別市	応 援	—	—	9	—	1	—	—	—
		被応援	—	—	—	—	—	—	—	—
	小樽市	応 援	—	—	—	—	—	(1)	2	—
		被応援	1	—	—	—	1	—	1	—
	羊蹄山ろく (組)	応 援	—	—	—	—	—	(1)	2	—
		被応援	—	—	—	—	—	—	—	—
	恵庭市	応 援	—	—	—	—	—	—	—	—
		被応援	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	応 援	—	—	28	(6)	—	—	—	—
		被応援	—	—	—	(3)	—	(2)	—	—

※ 各枠内左記件数は、陸上応援及び航空応援の総数を示す。

※ () 内は、総件数のうち航空応援の件数を示す。

消 防 団

消 防 団 の 概 要

1. 消 防 団 の 組 織

消防団は、消防署とともに行政区域を単位として設置しており、札幌市消防団条例に基づき、10消防団・10本部・72分団、定員2,150人の構成をもって組織している。

〈構成図〉（令和5年4月1日現在）

市 長	中央消防団	1	本 部	13分団
	北 消 防 団	1	本 部	11分団
	東 消 防 団	1	本 部	10分団
	白石消防団	1	本 部	7分団
	厚別消防団	1	本 部	4分団
	豊平消防団	1	本 部	6分団
	清田消防団	1	本 部	4分団
	南 消 防 団	1	本 部	8分団
	西 消 防 団	1	本 部	5分団
	手稲消防団	1	本 部	4分団
	(10団)	(10本部)	(72分団)	

2. 消 防 団 の 事 務

消防団の事務は、消防局職員課が主管となり、さらに各消防署予防課庶務係において、消防団本部と連携をとり執行している。

令和4年度中における消防団事務の概要は、次のとおりである。

(1) 任免状況

133人が退職し、新たに132人を採用し、180人が昇任している。

(2) 表彰状況

消防功勞により叙勲5人、消防庁長官表彰6人、北海道知事表彰131人、日本消防協会会長表彰17人などを含め、総数467人、10団体に対して表彰があった。

3. 消 防 団 の 活 動

消防団員は非常勤の地方公務員として、火災をはじめ、風水害など自然災害の有事における災害防除、さらには防火思想の普及を図るために火災予防運動など各種の活動を行っている。

(1) 災害及び予防活動等の出動状況

令和4年中における消防団の災害等出動は、火災・水災害235人、予防及び警戒5,115人となっている。

(2) 研修訓練等の状況

消防活動技術の向上を図るため、消防団業務計画を策定し、学科研修をはじめ各種災害を想定した訓練を実施し、延べ11,160人が出動した。

(3) その他の状況

消防団会議、消防団事務、出初式、機械器具点検、消防水利調査等に延べ9,298人が出動した。

4. 札幌市10消防団連合協議会（平成17年4月1日設立）

全市的な消防団の施策を展開するため、各消防団相互の横断的な情報の共有及び各消防団管轄地域の地域実情に応じた消防団活動を実施し、これらを包括的に支援し、消防団本来の任務を達成するために設立された。

5. 消防団協力事業所表示制度（平成19年10月1日施行）

消防団と事業所の協力体制を促進するため、消防団に協力している事業所に対し、社会貢献の証として表示証を交付する制度を発足した。交付事業所数は令和5年4月1日現在47事業所となっている。

消防団員定員現員状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

区	分	総数	団長	副団長	分団長 (本部長を含む)	副分団長 (副本部長を含む)	部長	班長	団員
総数	定員	2,150	10	20	82	88	270	414	1,266
	現員	1,721	10	20	82	86	233	335	955
	(女性)	409	—	—	(4)	(9)	(47)	(92)	(257)
中央	定員	279	1	2	14	15	38	64	145
	現員	203	1	2	14	15	26	42	103
	(女性)	48	—	—	(1)	(2)	(5)	(13)	(27)
北	定員	298	1	2	12	13	39	61	170
	現員	264	1	2	12	13	39	52	145
	(女性)	52	—	—	—	(1)	(6)	(10)	(35)
東	定員	299	1	2	11	12	39	59	175
	現員	250	1	2	11	11	36	52	137
	(女性)	47	—	—	—	(1)	(6)	(8)	(32)
白石	定員	210	1	2	8	9	26	40	124
	現員	172	1	2	8	9	24	38	90
	(女性)	40	—	—	—	(1)	(4)	(14)	(21)
厚別	定員	130	1	2	5	5	15	23	79
	現員	95	1	2	5	5	14	23	45
	(女性)	25	—	—	(1)	—	(1)	(7)	(16)
豊平	定員	210	1	2	7	8	25	37	130
	現員	144	1	2	7	7	16	28	83
	(女性)	43	—	—	(1)	(2)	(6)	(12)	(22)
清田	定員	130	1	2	5	5	15	23	79
	現員	112	1	2	5	5	14	19	66
	(女性)	30	—	—	—	—	(3)	(5)	(22)
南	定員	250	1	2	9	10	31	47	150
	現員	187	1	2	9	10	26	37	102
	(女性)	49	—	—	—	(1)	(8)	(9)	(31)
西	定員	200	1	2	6	6	24	34	127
	現員	188	1	2	6	6	21	25	127
	(女性)	40	—	—	(1)	—	(3)	(8)	(28)
手稲	定員	144	1	2	5	5	18	26	87
	現員	106	1	2	5	5	17	19	57
	(女性)	35	—	—	—	(1)	(5)	(6)	(23)

（注） 女性団員数は内数である。

消防団員任免状況（令和4年度中）

（単位：人）

区	分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
採	用	132	29	22	22	4	6	18	3	8	12	8
昇	任	180	26	33	43	4	32	9	1	—	21	11
退	職	133	19	13	13	14	15	15	11	8	12	13

消防団員表彰状況（令和4年度中）

（単位：人、団）

区 分	総 数	功労などの賞	永年勤続	優良消防団	退職消防団員
総 数	467	33	377	10	47
叙 勲	5	5	－	－	－
消 防 庁 長 官	6	－	6	－	－
知 事	131	2	129	－	－
市 長	172	－	115	10	47
団 長	11	11	－	－	－
1 0 団 連 会 長	1	1	－	－	－
日 本 消 防 協 会 長	17	3	14	－	－
北 海 道 消 防 協 会 長	124	11	113	－	－

消防団員出動状況（令和4年中）

（単位：回、人）

区 分	総 数		火災・水災害		研修・訓練		予防・警戒		そ の 他	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
総 数	7,467	25,808	144	235	2,844	11,160	1,345	5,115	3,134	9,298
中 央	1,076	3,138	32	51	406	1,183	198	611	440	1,293
北	1,382	4,520	20	35	707	1,797	289	1,299	366	1,389
東	1,059	3,838	8	13	392	1,819	218	888	441	1,118
白 石	662	2,233	20	33	296	1,185	97	360	249	655
厚 別	521	1,695	25	32	155	651	102	270	239	742
豊 平	555	1,990	5	9	230	1,054	60	198	260	729
清 田	613	1,924	2	2	171	840	156	371	284	711
南	730	2,716	16	35	230	1,265	110	348	374	1,068
西	573	2,615	8	13	166	804	75	591	324	1,207
手 稲	296	1,139	8	12	91	562	40	179	157	386

- （注） 1. 回数のうち、火災については出動した件数、他は団又は分団単位の出動回数である。
2. その他は、消防団会議、消防団事務、出初式、機械器具特別点検、消防水利調査などである。
3. 人員は、延べ人員である。

研修・訓練実施状況（令和４年中）

（単位：人）

区 分		目 的	人 員
所属研修	実科・学科研修	団員としての必要な知識、技術を習得し 資質の向上を図る。	1,100
学校研修	基礎教育課程	火災予防及び消火活動上必要な基礎知識 の習得を図る。	103
所属訓練	基本・応用訓練等	団員として必要な知識・技術を習得し 災害対応能力の向上を図る。	4,431
	防災訓練	防災に関する知識技能の習得及び有事即 応の防災体制の確立と防災思想の普及を 図る。	18
訓練大会	各消防団訓練大会	団員の体力気力の鍛練と消防技術の向上 を図る。	3,879
そ の 他			1,629
合 計			11,160

（注） 1. 実施人数は、延べ人数である。

2. その他は、札幌市10消防団連合協議会事業計画外に行われた各団独自の研修・訓練等
（訓練礼式・ポンプ操作等）である。

年齢別消防団員数（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	総 数	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
総 数	1,721 (409)	10 -	20 -	82 (4)	86 (9)	233 (47)	335 (92)	955 (257)
20 歳 未 満	18 (4)	-	-	-	-	-	-	18 (4)
20 ～ 24	76 (14)	-	-	-	-	-	-	76 (14)
25 ～ 29	33 (8)	-	-	-	-	-	4	29 (8)
30 ～ 34	33 (4)	-	-	-	-	-	2	31 (4)
35 ～ 39	104 (20)	-	-	-	-	1	10	93 (18)
40 ～ 44	159 (37)	-	-	1	1	11	19	127 (31)
45 ～ 49	274 (71)	-	-	2	3	21	51	197 (52)
50 ～ 54	282 (83)	-	-	4	9	39	81	149 (56)
55 ～ 59	256 (61)	-	2	13	16	48	65	112 (32)
60 ～ 64	199 (49)	2	3	18	19	48	41	68 (22)
65 歳 以 上	287 (58)	8	15	44	38	65	62	55 (16)

（注）（ ）は、女性団員数で内数

勤続年数別消防団員数（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	総 数	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
総 数	1,721 (409)	10 -	20 -	82 (4)	86 (9)	233 (47)	335 (92)	955 (257)
1 年 未 満	116 (27)	-	-	-	-	-	1	115 (27)
1 ～ 4	321 (94)	-	-	-	-	-	5	316 (92)
5 ～ 9	343 (100)	-	-	3	2	5	52	281 (78)
10 ～ 14	271 (66)	-	-	3	7	32	98	131 (30)
15 ～ 19	257 (72)	-	-	7	14	63	106	67 (22)
20 ～ 24	149 (28)	-	-	9	19	56	39	26 (5)
25 ～ 29	112 (17)	-	4	16	20	41	20	11 (3)
30 ～ 34	68 (5)	1	5	23	11	18	8	2 -
35 ～ 39	46 -	4	6	9	10	11	3	3 -
40 ～ 44	27 -	3	4	8	2	4	3	3 -
45 年 以 上	11 -	2	1	4	1	3	-	- -

（注）（ ）は、女性団員数で内数

職業別消防団員数（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数	1,721	203	264	250	172	95	144	112	187	188	106
サービス業（他に分類されないもの）	182	23	29	32	19	6	14	12	24	15	8
医療、福祉	136	18	21	16	11	8	10	14	7	20	11
運輸業、郵便業	76	6	6	9	12	11	7	1	9	11	4
卸売業、小売業	250	38	25	34	17	10	31	15	32	36	12
学術研究、専門・技術サービス業	47	10	6	8	6	3	4	3	3	4	－
教育、学習支援業	35	8	4	4	4	－	3	3	1	6	2
金融業、保険業	51	10	9	5	9	3	1	2	8	2	2
建設業	226	9	48	39	22	6	11	18	25	30	18
公務（他に分類されるものを除く）	31	3	6	3	2	3	－	5	2	4	3
鉱業、採石業、砂利採取業	3	－	1	1	－	－	－	－	－	－	1
宿泊業、飲食サービス業	71	11	13	7	2	3	6	4	19	5	1
情報通信業	25	3	7	1	2	－	6	2	2	2	－
生活関連サービス業、娯楽業	69	12	8	7	8	6	6	3	8	7	4
製造業	83	10	10	16	9	7	4	5	3	9	10
電気・ガス・熱供給・水道業	28	2	6	5	1	1	1	3	2	4	3
農業、林業	56	－	9	20	9	2	－	1	13	1	1
不動産業、物品賃貸業	89	16	14	18	13	6	7	3	5	5	2
複合サービス事業	5	1	3	－	－	－	－	－	1	－	－
分類不能の産業	25	7	2	2	5	3	2	－	－	2	2
その他（学生・主婦など）	233	16	37	23	21	17	31	18	23	25	22

（注） 職業は、統計調査に用いる産業分類を定める政令（昭和26年政令第127号）に基づく産業分類による。

消防団施設・機器配置状況（令和5年4月1日現在）

区 分	器 具 置 場 数	軽可搬消防ポンプ台数	車 両 台 数
総 数	72	80	4
中 央	10	14	－
北	15	16	－
東	10	11	1
白 石	7	7	－
厚 別	4	4	－
豊 平	5	6	－
清 田	4	4	1
南	8	9	1
西	5	5	－
手 稲	4	4	1

（注） 器具置場数には、署所内配置も含む。

付 録

沿

革

明治 5 年	(1872)	開拓使判官岩村通俊による御用火事の延焼防止のために組織した“中川組”が、札幌市消防の始まりである。 開拓使工業局に消防組が設置された。
明治 6 年	(1873)	官許を得て区立自衛消防組を組織した。
明治 7 年	(1874)	最初の出初式を本庁前で行い、はしご乗り（登梯式）を披露した。 火災消防規則及び野火取締規則を制定した。
明治 8 年	(1875)	開拓使工業局の消防組が廃止された。
明治 12 年	(1879)	非常ならびに出火時の消防規則（14 カ条）を制定した。 消防規則及び水防規則を廃止し、札幌市街消防規則を制定した。
明治 21 年	(1888)	道庁が部落単位の消防組の設立を進める「消防組設置準則」を制定した。 山林火入取締規則を制定した。
明治 22 年	(1889)	私設別手組ができ、竜吐水 1 台を備えた。
明治 25 年	(1892)	私設別手組を市中消防 4 番組に編入した。
明治 27 年	(1894)	私設消防組が豊平村にできた。 消防組規則が公布され、札幌消防組を公設とした。 消防組規則施行細則を制定した。 青年会附属の私設消防組が札幌村の各部落ごとに設立された。
明治 31 年	(1898)	札幌消防組を 5 部制とした。
明治 34 年	(1901)	札幌消防組を 7 部制とした。
明治 36 年	(1903)	琴似村に私設消防組ができた。
明治 41 年	(1908)	望楼を第 1 部に新設した。
明治 43 年	(1910)	豊平町の一部編入で豊平消防組（豊平橋詰所）が、札幌消防組に編入（第 8 部）。 道庁が火災予防組合規則を定めた。
明治 44 年	(1911)	41 の火防組合が札幌区に組織された。
大正 4 年	(1914)	規律厳正訓練優秀により金馬簾 1 条の使用が認許された。
大正 7 年	(1918)	火災予防組合が白石村に設立された。
大正 10 年	(1921)	第 9 部を苗穂方面に増設した。 特科部が札幌消防組に設置され、初めて常備消防を設けた。第 10 部を設置し、第 3 部以下を繰り下げて部名を改称、第 8 部は第 39 火防組合から編入設置した。
大正 11 年	(1922)	組員一致協力現場功労顕著により金馬簾 2 条の使用が認許された。 札幌に市制施行、札幌支庁を石狩支庁に改称。
大正 14 年	(1925)	火災報知専用電話（磁石式）を設置した。
大正 15 年	(1926)	消防本部及び望楼の建築に着工した。
(昭和元年)		
昭和 2 年	(1927)	消防本部及び望楼（高さ 41 メートル）が大通西 1 丁目にしゅん工し、本部を移転した。
昭和 3 年	(1928)	火災専用電話が共電式となった。 消防本部が常備消防本部となり本部長に広瀬博が任命された。

		第 1、2、5 の各部を常備に改めた。 消防署に整備工場を附設した。
昭和 4 年	(1929)	消防組規則施行細則を改正し、消防組設置区域ならびに組織編成を告示した。
昭和 5 年	(1930)	現場功勞により金馬簾 3 条の使用が認許された。
昭和 6 年	(1931)	第 7 部を第 5 部と改め常備した。
昭和 8 年	(1933)	現場功勞により金馬簾 4 条の使用が認許された。 白石消防組が設立された。
昭和 9 年	(1934)	新川添消防組を第 2 部の出張所に改組し編入した。 市吏員総動員で災害警防演習を実施した。
昭和 10 年	(1935)	防御計画（特殊建築物）内規を定めた。 札幌市防護計画及び防護団則が制定され、札幌市防護団（団長 橋本正治市長）を設置した。
昭和 11 年	(1936)	潜攻系を専任とした。 消防本部の電話交換台を応答式に改めた。 消火栓の通水が全市にされた。
昭和 12 年	(1937)	出火通報内規を定めた。 出初式のはしご乗り（登梯式）を中止、代わって集団式組演技（新式登梯式）を披露した。 札幌市防護団が改組強化し、改めて発足した。
昭和 14 年	(1939)	警防団令を公布し、消防組規則を廃止した。 札幌消防組と札幌市防護団が改組統合し、札幌市警防団が誕生した。
昭和 16 年	(1941)	札幌市警防団を改組し、6 部 11 分団制とした。 警防団に第 12、13 の 2 分団を増設した。
昭和 17 年	(1942)	警防団を豊平館附属建物に移転した。
昭和 18 年	(1943)	警防団を豊平館から今井百貨店卸部（南 1 西 1）に移転した。 消防練習所を警察練習所に併置した。 警防団本部を市役所（北 1 西 2）に移転した。
昭和 19 年	(1944)	札幌市警防団本部が北海道庁札幌消防署となり、広瀬博が署長に任命された。
昭和 20 年	(1945)	広瀬博署長が小樽消防署長に転出し、後任には木下冬太（深川警察署長）が任命された。 米軍の命令により第 10 出張所が第 1 出張所に合併し、立ち退いた。 警防団員は警察の補助員として市内警備にあたった。
昭和 21 年	(1946)	特別消防隊が改組し、署所属警防団特科本部とした。 出初式のはしご乗り（登梯式）が復活した。 第 10 出張所が新築開所され、第 7 出張所は閉鎖した。
昭和 22 年	(1947)	消防団令が公布施行され、警防団令を廃止した。札幌消防団設置条例が公布、札幌市警防団は札幌消防団に改組され 1 消防団 19 分団制として発足した。 所長制度を消防出張所に設けた。

昭和 23 年

(1948)

- 3 月 4 日 札幌市消防本部設置条例を公布（3 月 7 日施行）した。
札幌市消防職員の訓練及び礼式に関する規則を制定（3 月 7 日施行）した。
- 3 月 7 日 消防組織法施行に伴い、官設札幌消防署が札幌市に移管され、札幌市消防本部が初代消防長瀬田一雄の下に 1 本部 1 消防署 10 出張所 1 訓練所制で発足。本部の機構を本部長―総務係、消防係、予防係（規定されたものではなく任意に設置）―訓練所とし、消防署の機構を署長―次席―主任（総務、消防、予防、機械（規定されたものではなく任意に設置））―直轄、出張所とした。
本部を北 1 条西 4 丁目市役所内に設けた。
- 7 月 24 日 消防団令が廃止された。
- 8 月 22 日 札幌市消防団員の服制及び消防団旗の制式に関する規則を制定した。
- 10 月 1 日 札幌市危険物取締条例、札幌市火災予防条例を公布（24 年 1 月 1 日施行）した。
立入検査証票を制定（実施 24 年 1 月 1 日）した。

昭和 24 年

(1949)

- 4 月 1 日 札幌市消防本部設置規則及び札幌市消防署設置規則を制定、本部の機構を消防長―次長―総務係、経理係、予防係、消防係、訓練所とし、消防署の機構を署長―次席―主任（総務、警防）―直轄、出張所とした。
札幌市消防団条例及び札幌市消防団設置区域ならびに組織に関する規則を制定した。
- 7 月 12 日 消防出動計画を作成した。
- 9 月 1 日 札幌市消防団条例及び札幌市消防団設置区域ならびに組織に関する規則を制定した。
- 10 月 1 日 札幌市消防団が 1 消防団 22 分団制で発足した。

昭和 25 年

(1950)

- 4 月 1 日 火災専用電話を共電式一斉指令装置に改め、消防署に通信主任を置いた。
- 7 月 1 日 白石村を本市に合併、消防団に 3 分団を増設、1 消防団 25 分団制とした。
- 8 月 22 日 札幌市消防吏員服制等に関する規則を制定した。
- 8 月 29 日 消防手帳制式を定めた。
- 9 月 25 日 機械整備工場を北 1 条東 14 丁目に新設、消防署に機械主任を置いた。

昭和 26 年

(1951)

- 8 月 15 日 第 9 出張所を第 3 出張所に統合閉鎖した。
- 8 月 20 日 消防署に教養主任を置いた。
- 9 月 15 日 札幌市消防手数料条例を制定した。
- 10 月 2 日 札幌市危険物取締条例及び札幌市火災予防条例の全部改正、札幌市危険物取締規則及び札幌市火災予防規則を制定した。

昭和 27 年

(1952)

- 6 月 5 日 第 6 出張所を南 11 条西 14 丁目に新築移転した。
- 6 月 16 日 機構改革を行い訓練所を廃止し、本部の機構を 1 本部（次長を置く）2 課（庶務、警防）5 係（庶務、経理、予防、消防、機械）制、消防署の機構を 1 消防署（次席を置く）2 係（庶務、警防）1 直轄 9 出張所制とし、主任制を廃止し出張所の名称を改め、署所属の通信、機械、教養を本部の事務に移管した。

- 昭和 28 年 (1953)**
- 11 月 1 日 札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例を制定した。
 - 2 月 6 日 札幌市消防職員職階級規則を制定した。
 - 2 月 26 日 札幌市消防職員表彰制度を定めた。
 - 3 月 1 日 札幌市消防特用日付認印を定めた。
 - 5 月 14 日 札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規則を制定した。
 - 6 月 16 日 消防本部の当直制度を実施した。
 - 8 月 1 日 幌北消防署を北 15 条西 5 丁目に新設し、従来の札幌消防署は大通消防署に改め、1 本部 2 消防署 9 出張所制とし、消防署の係制を廃止し主任制を取り入れた。
 - 8 月 27 日 札幌市消防職員の訓練及び礼式に関する規則を廃止、札幌市消防訓練及び礼式に関する規則を制定した。
- 昭和 29 年 (1954)**
- 4 月 1 日 札幌消防団本府分団を中央分団に統合、1 消防団 24 分団制とした。
 - 8 月 23 日 道内初のはしご付消防自動車（26 メートル、1,200 万円）を購入、幌北消防署に配置した。
 - 10 月 1 日 白石出張所を改称し、菊水出張所とした。
 - 12 月 28 日 瀬田一雄初代消防長が退任、小松久次郎次長が第 2 代消防長に就任した。
- 昭和 30 年 (1955)**
- 3 月 1 日 琴似町、札幌村、篠路村の 3 町村を本市に合併、幌北消防署琴似出張所を増設、1 消防本部 2 消防署 10 出張所制とし、札幌消防団の特別分団を廃止、3 団（琴似、北札幌、篠路）15 分団を増設、消防 4 団 38 分団制とした。
 - 3 月 3 日 国家消防本部長より本市消防に表彰旗 1 旗が授与された。
 - 3 月 23 日 札幌市消防団設置区域並びに組織に関する規則を廃止、札幌市消防団条例の全部改正及び札幌市消防団規則を制定した。
- 昭和 31 年 (1956)**
- 2 月 8 日 札幌市消防団員表彰制度を定めた。
 - 9 月 7 日 札幌市消防職員相互共済会設置規則を制定した。
- 昭和 32 年 (1957)**
- 1 月 16 日 札幌市消防本部ラッパ隊（隊員 32 名以内）が発足した。
 - 2 月 1 日 消防無線電話を設置した。
 - 9 月 1 日 札幌市まさ屋根解消資金の融資制度を制定した。
 - 10 月 1 日 円山出張所を桑園出張所に統合、幌北消防署桑園出張所を北 4 条西 22 丁目に新築移転し、1 本部 2 消防署 9 出張所制とした。
 - 11 月 8 日 北札幌消防団に竿頭綬が授与された。
- 昭和 33 年 (1958)**
- 6 月 1 日 本市に最初の救急車を備え、消防係に救護員を置き、6 月 20 日より正式に救急業務を開始した。
 - 7 月 7 日～ 8 月 3 日 臨時消防出張所を北海道大博覧会会場（桑園）に設置し警備にあたった。
 - 9 月 1 日 大通消防署菊水出張所を菊水上町 52 番地に新築移転した。
- 昭和 34 年 (1959)**
- 4 月 1 日 機構改革を行い、消防本部に予防課及び指導係を新設、1 本部 3 課 6 係制とした。
 - 9 月 30 日 札幌市危険物取締条例を廃止した。

- 10月1日 札幌市消防職員相互共済会設置規則を廃止した。
10月16日 幌北消防署琴似出張所を琴似町琴似504番地に新築移転した。

昭和35年 (1960)

- 7月10日 災害救急指定当番病院制度が発足した。
12月9日 公用文は左横書とすることになった。

昭和36年 (1961)

- 1月1日 琴似消防団に琴似中央分団、北札幌消防団に東雁来分団を増設、4消防団40分団制とした。
4月14日 札幌市危険物取締規則を廃止、札幌市危険物規制規則を制定した。
5月1日 豊平町を札幌市に合併、同地区に2出張所（月寒、平岸）4分遣所（清田、石山、簾舞、定山溪）を増設、大通消防署所管とし、1本部2署11出張所4分遣所制とした。
消防団に1団（南札幌）7分団を増設、5消防団47分団制とした。
8月1日 南消防署（本部庁舎併用4階建1、2階部分）を南3条西11丁目に新設、西創成出張所を廃止、1本部3消防署10出張所4分遣所制とした。
8月7日 消防本部庁舎を南3条西11丁目に新築、札幌市役所庁舎から移転した。
8月21日 札幌市機構改革に伴い、消防本部は局制を施行、消防局と称した。

昭和37年 (1962)

- 4月1日 南消防署定山溪分遣所を出張所に昇格した。
5月1日 大通消防署白石出張所を白石町中央47番地に新設（白石分団詰所を改装仮庁舎とした）、1局3消防署12出張所3分遣所制とした。
9月1日 札幌市火災予防条例及び火災予防規則の全部改正を行った。
9月20日 南消防署山鼻出張所を南25条西11丁目に新築移転した。
10月1日 南消防署定山溪出張所を定山溪223番地に新築移転した。

昭和38年 (1963)

- 3月9日 札幌市防災会議が設置された。
3月31日 小松久次郎消防局長が退任した。
4月1日 高松高男秘書室長が第3代消防局長に就任した。
9月1日 消防署に予防主任を置いた。
10月20日 白石出張所を白石本通7丁目南16に新築移転した。
12月18日 本市初の化学車を購入し菊水出張所へ配置した。
12月25日 札幌市消防職員の職名等に関する規則を制定した。

昭和39年 (1964)

- 4月1日 札幌市消防本部設置規則を廃止、札幌市消防本部及び消防署設置条例並びに札幌市消防局組織規則を制定、消防局を部制とし消防局の機構を1局2部（管理、警防）4課（庶務、管理、消防、予防）9係（庶務、教養、管理、経理、警防、機械、救急、予防、指導）制とし、消防署の主任制を廃止し、次席を次長と改め、3係（消防第一係、消防第二係、予防係）1直轄、出張所制とした。
5月20日 幌北消防署苗穂出張所を東苗穂93番地に新築移転、東苗穂出張所と改称した。
12月25日 大通消防署を大通東5丁目に新築移転した。

昭和40年 (1965)

- 2月 大通西1丁目旧大通消防署庁舎を取り壊した。

- 7 月 1 日 消防署の機構改革を行い、事務と直轄を 1 本化、4 係（庶務、警備第一、警備第二、予防）出張所制とした。
- 10 月 20 日 大通消防署豊水出張所を南 9 条西 1 丁目に新設、豊平出張所を廃止した。
- 12 月 15 日 警防部救急係所属の救急隊を各消防署へ移管、警防部救急係を通信救急係に改めた。

昭和 41 年 (1966)

- 4 月 1 日 札幌消防団に 2 分団（北、東白石）を増設、5 消防団 49 分団制とした。
- 4 月 8 日 札幌市消防訓練及び礼式に関する規則の全部改正を行った。
- 4 月 27 日 本市が第 11 回冬季オリンピック大会の開催地に決定された。
- 11 月 10 日 本市初の屈折はしご車（15 メートル、損保寄贈）を南消防署へ配置した。
- 11 月 27 日 藻岩山頂に無線中継所を設置した。
- 12 月 3 日 大通消防署美園出張所を美園 1 条 1 丁目に、幌北消防署北栄出張所を北 33 条東 1 丁目に新設、1 局 2 部 4 課 3 消防署 14 出張所 4 分遣所制とし、署の所属の分遣所を出張所所管に改めた。
- 12 月 5 日 出初式におけるはしご乗り（登梯式）の中止が決定された。

昭和 42 年 (1967)

- 3 月 1 日 手稲町を本市に合併、同地区に手稲出張所および東手稲分遣所を増設し、幌北消防署の所管とし、消防団に 1 団（手稲）2 分団を増設、6 消防団 51 分団制とした。
- 9 月 20 日 豊平消防署平岸出張所を改築した。
- 11 月 1 日 手稲消防団手稲第二分団を増設、6 消防団 52 分団制とした。
- 11 月 15 日 幌北消防署琴似出張所庁舎を増改築し西消防署を新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 4 消防署 14 出張所 5 分遣所制とし、警防部予防課所管の火災調査事務を各消防署に移管した。
- 11 月 20 日 定山溪に消防職員住宅が完成した。
- 12 月 10 日 本市 2 台目の油圧式はしご付消防自動車（32 メートル）を購入、南消防署に配置した。

昭和 43 年 (1968)

- 札幌市まさ屋根解消資金融資制度が廃止された。
- 6 月 14 日～8 月 18 日 真駒内を会場に開道百年記念北海道大博覧会が開催され、期間中消防臨時派出所を設置した。
- 6 月 25 日 札幌市消防本部ラッパ隊を廃止、札幌市消防局音楽隊（隊員 30 名以上）が発足した。
- 9 月 28 日 幌北消防署北光出張所を北 12 条東 9 丁目に新築移転した。
- 11 月 1 日 西消防署新琴似出張所を新琴似 8 条 3 丁目に新設した。
- 12 月 25 日 大通消防署真駒内出張所を真駒内幸町 1 丁目に新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 9 係 4 消防署 16 出張所 5 分遣所制とした。

昭和 44 年 (1969)

- 4 月 1 日 消防副士長制度を実施した。
- 4 月 21 日 警防部予防課に危険物係を新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 10 係 4 消防署 16 出張所 5 分遣所制とし、消防局庁舎の当直を廃止した。
- 11 月 25 日 西消防署手稲出張所を手稲本町 138 番地に新築移転、旧庁舎を水防倉庫と消防団詰所とした。

- 12 月 13 日 南消防署を月寒東 1 条 8 丁目に新設、大通消防署を東消防署、旧南消防署を中消防署、幌北消防署を北消防署に改めた。
消防待機宿舎を南消防署に併設（庁舎 3、4 階部分）した。
月寒出張所を廃止し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 10 係 5 消防署 15 出張所 5 分遣所制とした。
本市初の高発泡車を購入し、南消防署へ配置した。

昭和 45 年 (1970)

- 1 月 14 日 消防化学訓練所を南 25 条西 11 丁目に新設した。
3 月 1 日 水難救助隊を編成し、警防部消防課に配置した。
3 月 7 日 札幌市消防旗を制定、消防記念日に披露した。
4 月 16 日 札幌消防団に東米里分団を増設、6 消防団 53 分団制とした。
8 月 1 日 ピーポーサイレンを救急車に採用した。
8 月 28 日 整備工場を白石町中央 1 条 3 丁目に新築移転した。
11 月 21 日 東消防署厚別町出張所を厚別下野幌 493 番地に新設した。
12 月 1 日 北消防署篠路出張所を篠路町篠路 38 番地に新設、篠路分遣所を廃止し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 10 係 5 消防署 17 出張所 4 分遣所制とした。

昭和 46 年 (1971)

- 5 月 12 日 高松高男消防局長が退任した。
5 月 13 日 河口義弘総務局市民部長が第 4 代消防局長に就任した。
10 月 1 日 警防部予防課指導係を 2 分し、指導第一係、指導第二係とし、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 11 係 5 消防署 17 出張所 4 分遣所制とした。
指令室に救急指令台が設置され、救急無線（対向波）が実装された。
10 月 18 日 東消防署北郷出張所を白石町北郷 3 条 5 丁目に、南消防署東月寒出張所を羊ヶ丘 1 番地に新設、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 11 係 5 消防署 19 出張所 4 分遣所制とした。
南消防署の直属であった清田分遣所を東月寒出張所の所管とした。
第 11 回オリンピック冬季大会消防警戒総本部（本部長 河口義弘消防局長）を設置した。

昭和 47 年 (1972)

- 1 月 31 日 自動応答装置を設置し、火災の案内を開始した。
2 月 3 日～2 月 13 日 本市を中心に札幌オリンピック冬季大会が開催され会場警備にあたった。
4 月 1 日 本市は川崎、福岡市とともに政令指定都市に移行、10 大都市の一つとして位置づけられた。
本市の行政は 7 区に分けられ、中消防署を中央消防署、南消防署を豊平消防署、東消防署を大通消防署に改めた。
警防部予防課指導第一係、指導第二係を指導一係、指導二係、消防署の警備第一係、警備第二係を警備一係、警備二係に改めた。
課長職の消防署長を部長職に、係長職の消防署次長を副署長に改め、課長職に格上げした。
消防団の機構を 8 消防団 58 分団制に改めた。
9 月 23 日 自動屈折車（損保寄贈）を中央消防署へ配置した。

- 10 月 1 日 豊平消防署真駒内出張所を増改築し、南消防署を新設、真駒内出張所を廃止した。
西消防署発寒出張所を西区発寒 983 番地に新設、南消防署定山溪出張所を南区定山溪温泉西 2 丁目に新築移転した。
- 11 月 6 日 中央消防団に南苗穂分団、篠路消防団に中沼分団を増設、8 消防団 60 分団制とした。
- 12 月 1 日 東消防署を東区北 24 条東 17 丁目に新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 11 係 7 消防署 19 出張所 4 分遣所制とした。

昭和 48 年 (1973)

- 4 月 1 日 消防署の副署長を複数とし隔日勤務制とした。
- 7 月 1 日 豊平消防団に美園分団を増設し、8 消防団 61 分団制とした。
- 10 月 1 日 札幌市火災予防条例及び札幌市火災予防規則の全部改正を行った。
- 10 月 10 日 大通消防署白石出張所を増改築し、大通消防署を白石消防署と改め本署とし、白石出張所を廃止、旧大通消防署庁舎を中央消防署大通出張所として発足した。
- 10 月 25 日 北消防署新川出張所を北区新川 1 条 3 丁目に、豊平消防署清田出張所を豊平区清田 92 番地に新設、清田分遣所を廃止し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 11 係 7 消防署 21 出張所 3 分遣所制とした。

昭和 49 年 (1974)

- 2 月 19 日 南消防署定山溪出張所に無線前進基地局を設置し運用を開始した。
- 2 月 20 日 白石消防署菊水元町分遣所を白石区菊水元町 8 条 2 丁目に新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 11 係 7 消防署 21 出張所 4 分遣所制とした。
- 4 月 1 日 2 車以上を配置している 10 出張所（桑園、大通、豊水、山鼻、東苗穂、菊水、厚別、美園、定山溪、手稲）を課に準ずる出張所に昇格し、係長職の次長を置いた。
警防部通信救急係を 2 分し、通信救急一係、通信救急二係に改め、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 12 係 7 消防署 21 出張所 4 分遣所制とした。
中央消防署大通出張所に特別救助車を 1 台配置、消防特別救助隊（隊員 22 名）が発足した。
指定防火対象物の表示制度を採用実施した。
- 4 月 20 日 消防局 4 階に消防史料展示室を新設した。
- 11 月 1 日 西消防署西野出張所（係に準ずる）を西区手稲西野 180 番地に新設、東手稲分遣所を廃止した。
- 11 月 10 日 東消防署札苗出張所（係に準ずる）を東区東苗穂 518 番地に新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 12 係 7 消防署 23 出張所 3 分遣所制とした。

昭和 50 年 (1975)

- 札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例、札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規則、札幌市消防団条例、札幌市消防団規則、札幌市危険物規制規則、札幌市火災予防条例、札幌市火災予防規則並びに札幌市消防本部及び消防署設置条例の一部改正を行った。
- 6 月 31 日 河口義弘消防局長が退任した。
- 7 月 1 日 足羽収六豊平区長が第 5 代消防局長に就任した。
消防局に次長を置くことができることとなった。また、6 出張所（新琴似、北光、北郷、平岸、東月寒、発寒）を課に準ずる出張所に昇格した。
- 10 月 1 日 消防団の機構を 7 消防団 61 分団制とし 1 区 1 消防団制とした。

	11 月 1 日	札幌市消防用設備等整備資金融資制度を制定した。
	12 月 15 日	北消防署屯田出張所（係に準ずる）を北区屯田 354 番地に、南消防署川沿出張所（係に準ずる）を南区川沿 2 条 3 丁目に新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 12 係 7 消防署 25 出張所 3 分遣所制とした。
昭和 51 年	(1976)	札幌市消防団条例、札幌市消防団規則、札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規則及び札幌市消防職員階級規則の一部改正を行った。
	12 月 5 日	西消防署宮の沢出張所（係に準ずる）を西区手稲宮の沢 155 番地に新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 12 係 7 消防署 26 出張所 3 分遣所制とした。
昭和 52 年	(1977)	札幌市消防局組織規則、札幌市消防団条例、札幌市消防団規則及び札幌市危険物規制規則の一部改正を行った。
	4 月 1 日	管理部庶務課に職員係を新設した。 中央消防署所属の消防特別救助隊を消防課警防係所管とした。
	12 月 5 日	南消防署澄川出張所（係に準ずる）を南区澄川 4 条 6 丁目に新設した。
	12 月 10 日	東消防署栄出張所（係に準ずる）を東区北 46 条東 14 丁目に新設、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 13 係 7 消防署 28 出張所 3 分遣所制とした。
	12 月 28 日	地下 1 階地上 10 階建ての消防訓練塔を西区八軒 465 番地に新設した。
昭和 53 年	(1978)	札幌市消防吏員服制等に関する規則、札幌市消防団員の服制及び消防団旗の制式等に関する規則、札幌市消防手数料条例及び札幌市消防団条例の一部改正を行った。
	4 月 10 日	片原栄警防部長が初代消防局次長に就任した。 警防部消防課に救急救助係を新設し、警防係所属の消防特別救助隊を救急救助係所管とし、通信救急一係、通信救急二係を指令一係、指令二係に改めた。
	9 月 19 日	地上 5 階建ての補助訓練塔を西区八軒 465 番地に新設した。
	12 月 5 日	白石消防署もみじ台出張所（課に準ずる）を白石区もみじ台北 7 丁目に、豊平消防署西岡出張所（係に準ずる）を豊平区西岡 4 条 6 丁目に新設、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 14 係 7 消防署 30 出張所 3 分遣所制とした。
昭和 54 年	(1979)	札幌市消防団条例、札幌市消防本部及び消防署設置条例並びに札幌市消防団規則の一部改正を行った。
	2 月 6 日	消防局展示室を消防局 1 階に開設した。
	2 月 15 日	道内初の電源車（100 メートル先 150 ルックス）を購入、救急救助係へ配置した。
	3 月 10 日	片原栄消防局次長が退任した。
	4 月 1 日	消防無線制御回線が多重化となり、各署に基地局を設置した。
	6 月 2 日	警防部消防課所属の機械係を管理部管理課所管とした。また、中央消防署予防係を 2 分し、予防一係、予防二係とした。
	8 月 1 日	管理部に札幌市有施設のうち教育施設を重点に消防用設備等の点検報告を行うため、課長職 1 名、一般職 6 名を配置し、2 班編成で業務を開始した。
	8 月 31 日	資材搬送車を購入、消防課へ配置した。
	12 月 10 日	西消防署平和出張所（係に準ずる）を西区手稲平和 79 番地の 7 に新設し、西消防署宮の沢出張所を課に準ずる出張所に昇格し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 14 係 7 消防署 31 出張所 3 分遣所制とした。
	12 月 19 日	大型水槽車を購入、北消防署へ配置した。

昭和 55 年	(1980)	札幌市消防本部及び消防署設置条例、札幌市消防団条例、札幌市火災予防条例、札幌市消防団規則並びに札幌市火災予防規則の一部改正を行った。
1 月 10 日		屋内訓練所が消防訓練所（西区八軒 10 条西 13 丁目 3 番 1 号）にしゅん工し、1 月 21 日開所した。
1 月 15 日		北消防署を北区北 24 条西 8 丁目に新築移転、旧北消防署庁舎を改修し、幌北出張所（課に準ずる）として発足し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 14 係 7 消防署 32 出張所 3 分遣所制とした。
4 月 1 日		中央消防署幌西出張所及び南消防署川沿出張所を課に準ずる出張所に昇格した。消防署の副署長を、庶務予防担当、警備担当に区分し日勤とした。
7 月 26 日		消防訓練所（西区八軒 10 条西 13 丁目 3 番 1 号）に水難救助訓練所がしゅん工し、8 月 4 日開所した。
8 月 1 日		北海道ガス株式会社とガス災害消防対策についての取決めを行った。
8 月 9 日		足羽収六消防局長が財政局長に転出した。
8 月 10 日		菊地忠吉財政局税政部長が第 6 代消防局長に就任した。
11 月 10 日		中央消防署幌西出張所を中央区南 11 条西 21 丁目に新築移転、白石消防署菊水元町分遣所を廃止し、白石消防署元町出張所（係に準ずる）を同地（白石区菊水元町 8 条 2 丁目）に、豊平消防署北野出張所（係に準ずる）を豊平区北野 373 番地に新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 14 係 7 消防署 34 出張所 2 分遣所制とした。
昭和 56 年	(1981)	札幌市消防団条例、札幌市消防団規則、札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例並びに札幌市消防団員の服制及び消防団旗の制式等に関する規則の一部改正を行った。
6 月 5 日		北海道電力株式会社と建物火災、ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策についての取決めを行った。
11 月 20 日		北消防署新光出張所（係に準ずる）を北区新琴似 1 条 12 丁目に新設、南消防署石山出張所（係に準ずる）を南区石山 250 番地に新設し、南消防署石山分遣所を廃止、西消防署稲穂出張所（係に準ずる）を西区手稲稲穂 226 番地に新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 14 係 7 消防署 37 出張所 1 分遣所制とした。
11 月 24 日		道内初の 25 メートル級屈折車（3 節式）2 台を購入、中央消防署及び白石消防署へ配置した。
昭和 57 年	(1982)	札幌市消防手数料条例、札幌市消防団条例、札幌市消防団規則及び札幌市危険物部改正を行った。
4 月 1 日		白石消防団に 3 分団、豊平消防団に 2 分団、南消防団に 1 分団を増設し、7 消防した。
5 月 1 日		千葉一志警防部長が第 2 代消防局次長に就任した。
11 月 1 日		中央消防署宮の森出張所（係に準ずる）を中央区宮の森 2 条 11 丁目に新設、白地出張所（係に準ずる）を白石区本通 18 丁目北に新設し、消防局の機構を 1 局 2 7 消防署 39 出張所 1 分遣所制とした。
12 月 9 日		道内初の 46 メートルはしご車（5 段）1 台を購入、中央消防署へ配置した。
昭和 58 年	(1983)	札幌市消防団条例及び札幌市消防団規則の一部改正を行った。
5 月 31 日		菊地忠吉消防局長が財政局長に転出した。
6 月 1 日		後藤義英厚生局参事が第 7 代消防局長に就任した。

		機構改革を行い、警防部に指令室（課に準ずる）を新設し、消防局の機構を 1 局 14 係 7 消防署 39 出張所 1 分遣所制とした。
	8 月 31 日	千葉一志消防局次長が退任した。
	12 月 13 日	西消防署前田出張所（係に準ずる）を西区前田 6 条 5 丁目に新設し、消防局の機構 4 課 1 室 14 係 7 消防署 40 出張所 1 分遣所制とした。
昭和 59 年	(1984)	札幌市危険物規制規則の一部改正を行った。
	2 月 29 日	「札幌消防の歌」を制定した。
	3 月 26 日	中央消防署豊水出張所を中央区南 9 条西 5 丁目に新築移転した。
	4 月 1 日	機構改革を行い、予防部及び指導課を新設するとともに、予防課に調査一係及び設し、各消防署の所管事務であった火災調査事務を一元化した。また、予防課予予防課予防広報係と名称変更した。これにより、消防局の機構を 1 局 3 部 5 課 1 消防署 40 出張所 1 分遣所制とした。
	11 月 22 日	中央消防署桑園出張所を改築した。
	11 月 24 日	東消防署丘珠出張所（係に準ずる）を東区北丘珠 1 条 2 丁目に新設し、消防局の部 5 課 1 室 16 係 7 消防署 41 出張所 1 分遣所制とした。
	12 月 31 日	後藤義英消防局長が札幌市監査委員に転出した。
昭和 60 年	(1985)	札幌市火災予防条例、札幌市火災予防規則、札幌市消防団規則及び札幌市消防吏する規則の一部改正を行った。
	1 月 1 日	中目啓市環境局長が第 8 代消防局長に就任した。 羽根重道予防部長が第 3 代消防局次長に就任した。 南消防団に 1 分団を増設し、7 消防団 68 分団制とした。
	4 月 1 日	道内初の女性消防吏員 6 名を採用した。 幼年・少年消防クラブ結成要綱が制定された。
	5 月 25 日	指令室に聴覚障害者からの緊急通報受信用としてミニファクスを設置した。
	6 月 5 日	消防局新庁舎建設工事が中央区南 4 条西 10 丁目において着工した。
	7 月 1 日	機構改革を行い、警防部消防課に消防訓練所（係に準ずる）を新設し、消防署の副署長 2 名制を予防課及び警防課の 2 課制に改めた。これにより、消防局の機構を 1 局 3 部 5 課 1 室 16 係 1 訓練所、7 消防署 14 課 41 出張所 1 分遣所制とした。
	7 月 21 日	羽根重道消防局次長が急逝した。
	11 月 15 日	消防無線通信の不感障害地域を解消するため、藻岩山基地局、藤野中継局、朝日岳前進基地局を建設した。
	12 月 10 日	白石消防署菊水出張所を改築した。
昭和 61 年	(1986)	札幌市火災予防条例、札幌市消防局組織規則、札幌市消防団規則及び札幌市火災予防規則の一部改正を行った。
	4 月 1 日	森山保昌警防部長が第 4 代消防局次長に就任した。 国際消防救助隊発足に伴い、本市の隊員 20 名を登録した。
	4 月 11 日	東京都で行われた国際消防救助隊発足に伴う合同訓練に特別救助車 1 台、救助隊員 12 名が参加した。
	6 月 28 日	北区において開催された「花と緑の博覧会」会場に現地警戒本部を期間中設置した。（消防車 1 台、救急車 1 台）
	7 月 17 日	「火の用心の歌」を作成した。

- 11 月 29 日 中央区南 4 条西 10 丁目において建設中の消防局新庁舎がしゅん工した。
- 12 月 14 日 中央消防署を中央区南 3 条西 11 丁目から南 4 条西 10 丁目の消防局新庁舎に移転した。
- 12 月 18 日 南消防署簾舞分遣所を南区簾舞 602 番地に新築移転した。
- 12 月 25 日 総合指揮本部車 1 台を購入し、消防課へ配置した。
- 12 月 26 日 全国初の無線中継車 1 台が日本損害保険協会から寄贈され、指令室へ配置した。
- 12 月 28 日 白石消防署厚別西出張所（係に準ずる）を白石区厚別西 3 条 5 丁目に新設し、消防局の機構を 1 局 3 部 5 課 1 室 16 係 1 訓練所、7 消防署 14 課 42 出張所 1 分遣所制とした。

昭和 62 年

(1987)

札幌市消防本部及び消防署設置条例、札幌市消防手数料条例、札幌市消防吏員服制に関する規則並びに札幌市消防団規則の一部改正を行った。

- 2 月 2 日 消防局を中央区南 3 条西 11 丁目から南 4 条西 10 丁目に移転した。
防災トータルシステムの運用を開始した。
無線中継車の運用を開始した。
局訓「朗・礼・勇」を制定し、消防局庁舎 1 階にモニュメントを設置した。
- 2 月 27 日 消防局音楽隊による第 1 回 119 コンサートを市民防災ホールにて開催した。
- 3 月 19 日 エゾリスと消防ホースをかたどった「防火シンボルマーク」を制定した。
- 6 月 1 日 機構改革を行い、管理部管理課に主査〔企画〕を、警防部指令室に情報係を新設し、消防局の機構を 1 局 3 部 5 課 1 室 17 係 1 訓練所、7 消防署 14 課 42 出張所 1 分遣所制とした。
- 7 月 23 日 災害救急当番病院の案内を開始した。
- 12 月 4 日 四輪駆動、四輪操蛇及びジャイロターンテーブル方式のはしご車を購入し、中央消防署へ配置した。
- 12 月 25 日 ホースカー付水槽車を購入し、中央消防署及び西消防署へ配置した。
- 12 月 31 日 森山保昌消防局次長が退任した。

昭和 63 年

(1988)

札幌市消防団規則並びに札幌市消防訓練及び礼式に関する規則の一部改正を行った。

- 1 月 1 日 長谷川義明予防部長が第 5 代消防局次長に就任した。
- 1 月 10 日 西消防署八軒出張所（係に準ずる）を西区八軒 1 条東 3 丁目に新設し、消防局の機構を 1 局 3 部 5 課 1 室 17 係 1 訓練所、7 消防署 14 課 43 出張所 1 分遣所制とした。
- 3 月 31 日 中目啓市消防局長が札幌市監査委員に転出した。
- 4 月 1 日 谷裕之豊平区長が第 9 代消防局長に就任した。
社会福祉施設からの連動通報システムの運用を開始した。
- 6 月 11 日 消防広報の充実を図るため、音楽隊の演奏に合わせて演技する札幌消防カラーガーズ隊（愛称リリーエンジェルス）が発隊した。
- 7 月 12 日 全市的な放火防止対策を図るため、札幌市放火防止対策推進会議を設置した。
- 1 月 21 日 緊急通報システム事業の運用を開始した。（消防局一第 3 通報先）
- 12 月 31 日 長谷川義明消防局次長が退任した。

昭和 64 年

(1989)

札幌市消防本部及び消防署設置条例、札幌市消防団条例、札幌市消防団規則並びに札幌市消防訓練及び礼式に関する規則の一部改正を行った。

- 1 月 1 日 渡邊忠信警防部長が第 6 代消防局次長に就任した。

〔1 月 8 日 平成元年スタート〕

3 月 23 日 救急指導車 1 台が日本損害保険協会から寄贈され、消防課へ配置した。

4 月 1 日 機構改革を行い、管理部に職員課を新設し、同課に庶務課の職員係及び教養係を所属替するとともに、管理課の経理係を庶務課に所属替した。また、管理課の主査〔企画〕を係体制に改め、企画係とした。これにより、消防局の機構を 1 局 3 部 6 課 1 室 18 係 1 訓練所、7 消防署 14 課 43 出張所 1 分遣所制とした。
遠隔移報システムによる火災通報に関する要綱を制定し、夜間・休日等に無人となる防火対象物からの迅速、的確な火災通報制度の運用を開始した。
防火対象物における夜間の防火管理体制指導要綱を制定し、旅館・ホテルにおける検証制度の運用を開始した。

9 月 17 日～9 月 22 日 第 44 回国民体育大会秋季大会（はまなす国体）の開催に伴い、消防局に警戒本部を、会場に現地警戒本部を設置した。

9 月 30 日～10 月 1 日 第 25 回全国身体障害者スポーツ大会の開催に伴い、消防局に警戒本部を、会場に現地警戒本部を設置した。

11 月 6 日 分区により厚別消防署及び手稲消防署を新設し、白石消防署厚別出張所及び西消防署手稲出張所（係に準ずる）を廃止するとともに、厚別消防署に白石消防署のもみじ台出張所及び厚別西出張所を、手稲消防署に西消防署の宮の沢出張所、稲穂出張所及び前田出張所を所属替した。

また、白石消防署の大谷地出張所の名称を東白石出張所に改めた。これにより、消防局の機構を 1 局 3 部 5 課 1 室 18 係 1 訓練所、9 消防署 18 課 41 出張所 1 分遣所制とした。

消防団の機構を 9 消防団 72 分団制に改めた。

11 月 22 日 少年消防クラブの健全な育成指導に資するため、市内各区に少年消防クラブ協議会が設立された。

平成 2 年 (1990)

札幌市火災予防条例、札幌市火災予防規則、札幌市危険物規制規則及び札幌市消防団規則の一部改正を行った。

3 月 9 日～3 月 14 日 第 2 回アジア冬季競技大会の開催に伴い、警防部に警戒本部を、各消防署には現地警戒本部を設置した。

3 月 13 日 音楽隊創立 20 周年記念演奏会を開催した。

4 月 1 日 機構改革に伴い、警防部に救急救助課を新設し、同課に消防課の救急救助係を所属替するとともに、消防ヘリコプターの導入に向けて主査〔航空消防〕を設置した。これにより消防局の機構を 1 局 3 部 7 課 1 室 18 係 1 訓練所、9 消防署 18 課 41 出張所 1 分遣所制とした。

11 月 1 日 緊急通報システムの第一通報先が消防局となった。

12 月 27 日 北消防署新琴似出張所を北区新琴似 8 条 4 丁目に新築移転した。

平成 3 年 (1991)

札幌市消防局組織規則、札幌市消防吏員服制等に関する規則、札幌市消防団規則並びに札幌市消防団員の服制及び消防団旗の制式等に関する規則の一部改正を行った。

3 月 1 日 機構改革を行い、警防部救急救助課の主査〔航空消防〕を消防航空隊に振替えた。これにより、消防局の機構を 1 局 3 部 7 課 1 室 18 係 1 訓練所 1 航空隊、9 消防署 18 課 41 出張所 1 分遣所制とした。
消防ヘリコプター（JA6636）が運用を開始した。

3月2日～3月10日 札幌ユニバーシアード冬季大会の開催に伴い、消防局に警戒本部を、会場に現地警戒本部を設置した。

3月11日 ヘリコプターテレビ電送システムの運用を開始した。

4月1日 北海道広域消防相互応援協定が施行された。(札幌市消防局～総括代表消防機関)

6月30日 谷裕之消防局長が退任した。

渡邊忠信消防局次長が退任した。

7月1日 前田悦雄東区長が第10代消防局長に就任した。

猫塚隆予防部長が第7代消防局次長に就任した。

平成4年

(1992)

札幌市火災予防条例、札幌市消防手数料条例、札幌市火災予防規則及び札幌市予防消防団規則の一部改正を行った。

2月1日 予防システムの運用を開始した。

3月27日 高規格救急自動車(ベンツ)を中央消防署へ配置し、心電図伝送を開始した。

3月6日 豊平消防署平岸出張所を豊平区平岸1条11丁目に新築移転した。

3月19日 手稲消防署曙出張所(係に準ずる)を手稲区前田6条16丁目に新築し、消防局の機構を1局3部7課1室18係1訓練所1航空隊、9消防署18課42出張所1分遣所制とした。

4月1日 機構改革を行い、管理部管理課の機械係の名称を装備係に改めた。

7月6日 救急救命士が高規格救急自動車に乗車し、業務を開始した。

9月1日 トレーラー型消防自動車(消防シグマシステム)を北消防署に配置し、運用を開始した。

12月7日 札幌市高規格救急自動車(トライハート)を白石消防署に配置し、運用を開始した。

平成5年

(1993)

1月17日 救急救助係所属の消防特別救助隊を中央消防署所管とした。

3月1日 無線機直結型面体伝声装置を開発し、災害現場における情報連絡体制の強化と濃煙内で活動する隊員の安全管理の徹底を図った。

3月26日 火災発生原因の科学的な鑑定・分析や寒冷地向けの消防装備等の研究開発と救急隊員に対する付加教育の充実を図るため、西区八軒10条西13丁目(消防訓練所隣接地)に建設中の消防科学研究所・救急救命士養成所がしゅん工した。

3月31日 前田悦雄消防局長が環境局長に転出した。

4月1日 中谷多宏水道局管理部長が第11代消防局長に就任した。

機構改革を行い、管理部に研究開発課を新設し、同課に研修係と消防科学研究所を新設、指令室に指令三係を新設し指令業務の三部制を導入、職員課教養係の名称を厚生係に改めた。これにより消防局の機構を1局3部8課1室19係1消防科学研究所1訓練所1航空隊、9消防署18課42出張所1分遣所制とした。また、救急救命士の養成等に係る渉外業務を担当する管理部参事、中央署の予防体制強化を図るため中央署参事、航空隊の体制強化を図るため航空主幹、指導二係の事務を担当する指導課主査、係に準ずる出張所の業務執行強化を図るため警防課主査をそれぞれ設置した。

5月26日～5月28日 全国消防長会第45回総会等がテルメインターナショナルホテル(北区東茨戸132番地)を会場として開催され、札幌市消防局は開催地事務局として諸業務を行った。

	7月12日～7月22日	北海道南西沖地震の発生に伴い、北海道広域消防相互応援協定に基づき応援活動を行った。
	9月9日	救急救命士養成所の開講式を行い、第一期生31名の研修を開始した。
	9月30日	猫塚隆消防局次長が退任した。
	10月1日	岡明男予防部長が第8代消防局次長に就任した。 毎年10月1日から10月7日までを「消防局衛生週間」と制定し、産業医による職場巡視と衛生管理教育等を実施した。
平成6年	(1994)	札幌市消防本部及び消防署設置条例の一部改正、札幌市消防団規則の一部改正並びに札幌市危険物規制規則の全部改正を行った。
	4月1日	西消防署を西区発寒10条4丁目に新築移転し、発寒出張所を廃止して、旧西消防署庁舎を琴似出張所として業務を開始した。 機構改革を行い、防災部を新設し、同部に防災課と警防部の指令室を指令課に名称変更して配置、防災課に防災係及び計画担当主査を配置、管理課企画係を庶務課に所属替え、消防課と救急救助課の名称をそれぞれ消防救助課と救急課に改め、消防救助課に救助係を新設、警防係と救急救助係の名称をそれぞれ消防係と救急係に改め、消防訓練所を廃止し、訓練業務を研究開発課研修係に移管した。 これにより、消防局の機構を1局4部10課22係1消防科学研究所1航空隊とした。 また、中央消防署予防課に設備検査係を新設し、同課予防一係、予防二係の名称をそれぞれ予防係、指導係に改め、同署警防課に救急一係及び救急二係を新設、西野出張所を課に準ずる出張所とし、宮の森、屯田、新川、丘珠、札苗、澄川、曙、稲穂出張所に警防課主査をそれぞれ配置した。これより、9消防署〔各署2課4係（中央署のみ8係）〕42出張所1分遣所とした。 財団法人札幌市防災協会（北区北15条西5丁目・北消防署幌北出張所2階）が発足し、事務局長以下35名体制で消防関連の諸業務を開始した。
	10月1日	札幌市危険物規制規則の一部改正を行った。
平成7年	(1995)	
	1月18日～2月4日	1月17日に発生した阪神・淡路大震災に伴い、救助応援隊（第一次、第二次）と航空応援隊を派遣し、応援活動を行った。
	3月1日	防災課に主幹（計画）及び主査（調整）を新設し、主査（計画）を増設した。
	3月20日	北消防署あいの里出張所（係に準ずる）を北区あいの里2条1丁目に新設し、消防署の機構を9消防署〔各署2課4係（中央署のみ8係）〕43出張所1分遣所とした。
	3月31日	岡明男消防局次長が退任した。
	4月1日	平成8年度の全国消防救助技術大会の開催に向けて、庶務課に主査（全国消防救助技術大会担当）を設置した。 発信地表示システムの運用を開始した。 近江弘治予防部長が第9代消防局次長に就任した。 札幌市火災予防条例の一部改正を行った。
	6月1日	管理部と庶務課の名称をそれぞれ総務部と総務課に改め、中央消防署警防課警備一係と警備二係をそれぞれ消防一係と消防二係に改めた。

6月21日～6月22日 全日空機ハイジャック事件に伴い、北海道広域消防相互応援協定に基づき、応援隊を函館市に派遣した。

10月11日 救急ワークステーションを市立札幌病院の敷地内に開設した。

平成 8 年 (1996)

2月10日～2月17日 2月10日に発生した古平町豊浜トンネル崩落事故に伴い、北海道広域消防相互応援協定に基づき、救助隊、救急隊及び電源隊を派遣し、応援活動を行った。

3月28日 画像伝送システムの運用を開始した。

3月29日 高規格救助工作車を中央消防署に配置し、運用を開始した。

3月31日 中谷多宏消防局長が退任した。

4月1日 吉本朗生中央区長が第12代消防局長に就任した。

各消防署の課長職の出張所長（定山溪を除く）18名を均一に再配置し、桑園、豊水、幌西、幌北、美園、東月寒出張所をそれぞれ係に準ずる出張所に、篠路、厚別西、清田、石山、八軒、前田出張所をそれぞれ課に準ずる出張所にした。
中央消防署を除く各消防署警防課警備一係と警備二係の名称をそれぞれ消防一係と消防二係に改めた。

震災対策等の警防対策強化のため、消防救助課に主査（警防対策）を設置した。

支援車を中央消防署に配置し、運用を開始した。

札幌市手数料条例の一部改正を行った。

8月23日 第25回全国消防救助技術大会を北海道で初めて札幌市において開催した。

9月25日 札幌市消防職員委員会に関する規則を制定した。

10月1日 札幌市消防職員委員会が発足した。

10月29日～11月7日 10月28日に発生したエジプト・アラブ共和国カイロ県ヘリオポリス市のビル崩壊災害に伴い、国際消防救助隊登録隊員2名を派遣し、国際緊急援助活動を行った。

平成 9 年 (1997)

3月3日 救急自動車自動消毒システムの運用を開始した。

3月19日 電磁波による生存者探索システム（電磁波探査装置）を北消防署に配置し、運用を開始した。

3月26日 北消防署幌北出張所を改築した。

3月31日 近江弘治消防局次長が退任した。

整備工場を廃止し、車両整備業務を外注体制とした。

3月31日 吉本朗生消防局長が民生局長に転出した。

4月1日 高橋彦博豊平区長が第13代消防局長に就任した。

新家磨東消防署長が第10代消防局次長に就任した。

緊急事態への即応体制の確保や初動責任体制を確立するため、防災部所管の指令部門を警防部に移管するとともに指令課を1課体制から3課体制に強化した。これにより、消防局の機構を

1局4部12課19係1消防科学研究所1消防航空隊とした。

署活系無線の運用を一部開始した。

手稲消防署宮の沢出張所の名称を西宮の沢出張所に改めた。

救急救命士に対する医師の指示体制が確立（指示医を確保）した。

- 4 月 23 日 防災センター要員講習場において防災センターで勤務する者に対して講習を開始した。
- 7 月 29 日～7 月 30 日 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練を札幌市において開催した。
- 8 月 25 日～8 月 31 日 8 月 25 日に発生した島牧村第 2 白糸トンネル崩落に伴い、北海道広域消防相互応援協定に基づき、指揮隊、救助隊、救急隊、航空隊、電源隊及び支援隊を派遣し、応援活動を行った。
- 8 月 27 日 社団法人札幌乗用自動車協会と大規模災害発生時の情報の通報及び収集に関する協定を締結した。
- 9 月 9 日 大規模災害等発生時における傷病者の搬送業務に関する協定を患者等搬送事業者と締結した。
- 11 月 4 日 分区により清田消防署を新設し、豊平消防署清田出張所（課に準ずる）を廃止するとともに、清田消防署に豊平消防署の北野出張所を所属替した。これにより、消防局の機構を 1 局 4 部 12 課 19 係 1 消防科学研究所 1 消防航空隊、10 消防署〔各署 2 課 4 係（中央署のみ 8 係）〕42 出張所 1 分遣所とした。
分区により清田消防団を新設し、2 分団を増設した。これにより消防団の機構を 10 消防団 74 分団制とした。
- 12 月 10 日 地震等大規模災害発生時に消防活動を支援するため、消防職員退職者による「札幌市消防活動支援隊（愛称：SCET（スケット）」が発足した。

平成 10 年 (1998)

- 2 月 1 日 予防システムを更新し、運用を開始した。
- 3 月 6 日 社団法人北海道警備業協会と大規模災害発生時の情報の通報及び収集に関する協定を締結した。
- 4 月 1 日 消防学校の開校諸準備のため、研究開発課に主査（消防学校）を設置した。
- 6 月 1 日 阪神・淡路大震災での貴重な教訓をもとに、およそ 3 年余りの検討を経て、札幌市防災会議において、他都市に類をみないシナリオ型震災応急対策を特徴とした、新たな「札幌市地域防災計画」が策定された。
- 10 月 1 日 本市初の女性救急隊員が誕生した。

平成 11 年 (1999)

- 1 月 6 日～2 月 11 日 「第 50 回さっぽろ雪まつり」が開催されるにあたり、本市を挙げての取り組みの中で、「札幌市消防局雪像制作支援隊」を結成し、雪像制作の技術指導を行った。（※雪像テーマは、「古代ロマン・2 万年前の北海道」と題し、親子のマンモス像を制作）
- 4 月 1 日 機構改革を行い、研究開発課の名称を教務課に改め、研修係を教育係とするとともに、主査（消防学校）を廃止して校務係を新設し、指導課指導一係と指導二係の名称をそれぞれ指導係と設備係に改めた。また、署における人事・業務管理体制及び現場指揮体制を強化するため、各消防署の課に準ずる出張所を廃止し、全ての出張所を係制とし、各消防署警防課に消防一・二担当課長を新設した。さらに、救急業務の増加及び専門化に対応するため、中央消防署警防課救急一係及び救急二係を廃止し、中央消防署警防課と東消防署警防課に主査（救急一・二）を新設した。
清田消防署里塚出張所を清田区里塚 1 条 4 丁目に新設した。（※運用開始は 3 月 19 日）

これらにより、消防局の機構を 1 局 4 部 12 課 20 係 1 消防科学研究所 1 消防航空隊、10 消防署（各署 2 課 4 係〔中央署のみ 6 係〕）43 出張所 1 分遣所とした。消防航空隊に救急救命士を配置した。

- 5 月 31 日 高橋彦博消防局長が退任した。
- 6 月 1 日 石原昭一教育委員会生涯学習部長が第 14 代消防局長に就任した。
- 8 月 1 日 現場指揮体制の強化・災害活動組織の明確化を柱に札幌市消防局警防規程及び同実施要綱並びに警防活動要領を全部改正した。
- 10 月 1 日 救急業務の増加及び専門化に対応するため、北消防署警防課と豊平消防署警防課に主査（救急一・二）を新設した。
分団の統合により、消防団の機構を 10 消防団 72 分団とした。
- 11 月 9 日 札幌市消防学校がしゅん工し、開校式を行った。
- 12 月 27 日 新指令情報センター設置工事に伴い、警防部消防救助課・救急課、防災部防災課が 7 階に移動した。
- 12 月 30 日 新指令情報センター（5 階）の工事を着工した。
- 12 月 31 日 「札幌市コンピュータ西暦 2000 年問題対策実施本部（本部長：市長）」を設置して、不測の事態に備えた。

平成 12 年 (2000)

- 3 月 21 日 「新水防計画（原案）」が札幌市水防協議会において審議・承認を受け、本市の現状に即した「新水防計画」が策定された。
- 3 月 29 日～8 月 11 日 有珠山噴火災害に伴い、北海道広域消防相互応援協定及び緊急消防援助隊要綱に基づき、指揮隊、救助隊、救急隊、航空隊、支援隊等の消防部隊を派遣し、応援活動を行った。
- 3 月 31 日 新家磨消防局次長が退任した。
- 4 月 1 日 高橋正之予防部長が第 11 代消防局次長に就任した。
消防防災トータルシステムの更新を行うため、防災課に主査（システム）を設置した。
- 7 月 19 日～7 月 26 日 九州・沖縄サミット消防特別警戒の実施に伴い、消防車両 2 台（指揮車及び化学車）、予防要員 3 名、警戒要員 17 名を沖縄県に派遣し現地警戒にあたった。
- 8 月 26 日 新指令情報センター設置工事に伴い、中央消防署予防課が 2 階に移動した。
- 10 月 1 日 権限移譲に対応するため、指導課に主査（保安）を、救急業務の増加及び専門化に対応するため、白石消防署警防課に主査（救急一・二）をそれぞれ新設した。
- 12 月 9 日 新指令情報センター設置工事に伴い、防災部防災課が 3 階に移動した。

平成 13 年 (2001)

- 3 月 31 日 石原昭一消防局長が退任した。
高橋正之消防局次長が退任した。
- 4 月 1 日 阪下征哉総務局秘書部長が第 15 代消防局長に就任した。
相生武志予防部長が第 12 代消防局次長に就任した。
機構改革を行い、防災計画担当部長を廃止し、防災計画担当課長を設置した。また、管理課の名称を施設管理課に、企画係の名称を企画広報係に、予防広報係の名称を予防係に、主査（保安）を調整担当係長に改めるとともに、防災業務の執行体制を強化するため、各消防署予防係の名称を予防防災係に改めた。さらに、

新たな係長職制の導入に伴い、主査を担当係長に改めた。

南消防署救助隊を山岳救助隊に指定し業務を開始した。

8 月 20 日 消防指令システムが切替移行され、試験運用を開始した。

9 月 10 日 消防指令システムの運用を開始し、近年の災害の複雑多様化、大規模化等に対応できる、高度情報通信技術を駆使した最新鋭の「消防防災情報センター」として整備した。

10 月 1 日 救急業務の増加及び専門化に対応するため、西消防署警防課に救急一・二担当係長を新設した。

11 月 22 日 事業活動に伴う環境への負荷を継続して低減していく仕組み（環境マネジメント）の国際的な規格である ISO14001 を認証取得した。

平成 14 年 (2002)

1 月 7 日～2 月 11 日 「第 53 回さっぽろ雪まつり」が開催されるにあたり、陸上自衛隊の規模縮小の方針を受けて、消防局職員を中核とした本市職員が職務として大雪像制作を行った。また、市民がボランティアとして大雪像制作に初めて参加し、消防局職員が他部職員及び市民ボランティアに技術指導を行った。（※雪像テーマは、「名探偵コナン 中国・歴史の旅」と題し、万里の長城、兵馬俑、名探偵コナンを制作）

4 月 1 日 ガス事務に係る権限が北海道から移譲されたことに伴い、指導課調整担当係長を廃止し、ガス保安係を設置するとともに、救急ワークステーションでの救急業務に係る人事・業務管理及び指揮・命令体制を強化するため、救急課救急指導担当係長を廃止し、救急指導係を新設した。

さらに、建築物の安全管理の徹底と不備事項の是正指導を強化するため、豊平消防署予防課に指導担当係長を新設した。

これらにより、消防局の機構を 1 局 4 部 12 課 22 係 1 消防科学研究所 1 消防航空隊、10 消防署（各署 2 課 4 係〔中央署のみ 6 係〕）43 出張所 1 分遣所とした。

中央消防署・豊平消防署の救助隊、支援工作隊を特殊災害救助隊に指定し、業務を開始した。

南消防署に朝日岳前進基地局用遠隔制御装置を設置し、南基地局での遠隔操作が可能となった。

3 月 1 日～6 月 30 日 「2002 年 FIFA ワールドカップサッカー大会」の開催に伴う全市的な安全対策と市民の安全確保のための環境づくりに向けて「ワールドカップサッカー札幌市民安全対策推進本部」が設置され、防災部防災課に事務局を置いた。

また、消防局及び各署に消防特別警戒本部を、会場には現地消防警戒本部を設置し警戒にあたった。

10 月 1 日 平成 15 年度に本市で開催される「全国救急隊員シンポジウム」の開催準備のため、総務課に調整担当係長を新設するとともに、建築物の安全管理の徹底と不備事項の是正指導を強化するため、北、東、白石及び西消防署の予防課に指導担当係長を新設した。また、救急業務の増加及び専門化に対応するため、厚別消防署警防課に救急一・二担当係長を新設した。

10 月 28 日 「新たな都市経営の取組」に基づき、消防局経営方針「安全・安心を誇れる街サッポロの創造」を策定した。

12 月 20 日 防災行政無線拡充整備事業（第 1 期）が完了し、260MHz デジタル移動通信システムにより、災害対策本部（市役所）と区役所、収容避難場所（中学校）、関連機関、応援協定機関、基幹病院等と非常時の通信網を確保した。

平成 15 年 (2003)

2 月 20 日 防災行政無線中継事業が完了し、多重無線回線が 7.5GHz 以上の周波数帯にて再整備された。

あわせて新たに小金湯中継所が整備され稼働した。

2 月 28 日 白石消防署と札幌市民防災センターとの複合庁舎を白石区南郷通 6 丁目北に新築した。また、白石消防署が移転し、運用を開始した。

3 月 14 日 札幌市民防災センターが開所した。

3 月 22 日 防災センター要員講習システム機器を更新し、運用を開始した。

3 月 28 日 火災予防に関する違反の処理を迅速かつ効果的に進めるため、札幌市火災予防違反処理規程を新たに制定した。

3 月 29 日 南消防署藤野出張所を南区藤野 2 条 3 丁目に新設し、運用を開始した。

3 月 31 日 阪下征哉消防局長が退任した。

4 月 1 日 藤林義廣豊平区長が第 16 代消防局長に就任した。

消防学校の役割が重要性を増す中、その機能を明確化し、よりの確な職員養成を進めるため、消防学校担当部長を廃止し、消防学校を総務部付け機構として位置付けるとともに教務課を消防学校へ所属替した。また、消防航空隊の名称を消防航空係に改めるとともに、所管業務が消防活動全般にわたっているため、消防航空担当課長、消防航空係、操縦担当係長及び整備担当係長を業務遂行上の関連性が強い消防救助課へ所属替するとともに、地域防災計画等の各種計画の策定・見直しと併せて運用面の充実強化を図るため、防災課計画担当係長 1 名の名称を計画運用係長に改めた。

これらにより、消防局の機構を 1 局 4 部 1 消防学校 12 課 23 係 1 消防科学研究所、10 消防署（各署 2 課 4 係〔中央署のみ 6 係〕44 出張所 1 分遣所とした。

7 月 26 日～7 月 27 日 宮城県北部地震災害の発生に伴い、緊急消防援助隊要綱に基づき、指揮支援隊、消防航空隊を派遣し、応援活動を行った。

9 月 26 日～10 月 21 日 苫小牧市出光興産（株）北海道製油所屋外タンク火災及びタンク災害予防対策に伴い、北海道広域消防相互応援協定及び緊急消防援助隊要綱に基づき、消防部隊を派遣し、応援活動を行った。

10 月 1 日 建築物の安全管理の徹底と不備事項の是正指導を強化するため、厚別、清田、南及び手稲消防署の各予防課に指導担当係長を新設した。

救急業務の増加及び専門化に対応するため、南消防署警防課に救急一・二担当係長を新設した。

平成 16 年 (2004)

1 月 29 日～1 月 30 日 「第 12 回全国救急隊員シンポジウム」を北海道で初めて札幌市において開催した。

3 月 8 日～3 月 19 日 救急救命士法改正により、消防学校において救急救命士既資格者に対する気管挿管講習が開始され、第 1 期生として 16 名が修了した。

3 月 31 日 相生武志消防局次長が退任した。

4月1日 鈴木幸夫消防学校長が第13代消防局次長に就任した。
札幌市における危機管理体制を構築するため、機構改革が行われ、防災部を中核とした局相当の危機管理対策室が設置された。これに伴い消防局防災部が廃止され、また、防災部の情報係及びシステム担当係長が所管していた事務のうち、消防無線等の消防系システムの維持管理等を行うため、総務部施設管理課にシステム係を設置した。

「全国救急隊員シンポジウム」の終了に伴い、総務課調整担当係長を廃止し、新たに総務課に主査（調整）を置いた。

気管挿管等救急業務に係る高度化に対応するため、教務課に救急教育担当係長を設置した。

これらにより、消防局の機構を1局3部1消防学校11課22係1消防科学研究所、10消防署（各署2課4係〔中央署のみ6係〕）44出張所1分遣所とした。

10月1日 西消防署八軒出張所に救急隊及び救急車を配置し、運用を開始した。

11月9日 メール119番通報システムの運用を開始した。

平成 17 年 (2005)

2月1日 ホームページによる災害状況提供の運用を開始した。

3月18日 中央消防署山鼻出張所が中央区南23条西10丁目に移転し、運用を開始した。

3月31日 藤林義廣消防局長が退任した。

4月1日 鈴木幸夫消防局次長が第17代消防局長に就任した。

小島信行企画調整局企画部長が第14代消防局次長に就任した。

機構改革を行い、総務課経理係の名称を財務係に改めた。また、再任用準備のための職員課調査担当係長、消防学校における専科教育の充実を図る教務課主査（専科教育）、住宅用火災警報器の普及促進等を担当する予防課地域防火支援担当係長、火災原因の分析・統計を担当する予防課主査（火災分析）、清田区における救急業務の増加及び専門化に対応するため、清田消防署警防課に救急一・二担当係長をそれぞれ設置した。

消防団員に回数と時間に応じた適切な報酬を支給するため、札幌市消防団員規則を改正し、従来の日額から活動時間に応じた1回ごとの支給に改めた。

また、各消防団が一致団結して基本的な活動を行うため、「札幌市10消防団連合協議会」を設置し、初代会長に、清水昇白石消防団長が就任した。

予防システムを更新し、消防情報管理システムとして運用を開始した。

6月10日～6月11日 「第3回全国緊急消防援助全国訓練」（静岡市）に指揮支援隊、後方支援隊が参加した。

平成 18 年 (2006)

3月31日 鈴木幸夫消防局長が退任した。

小島信行消防局次長が議会事務局長に転出した。

4月1日 徳増澄夫予防部長が第18代消防局長に就任した。

高本光蔵市立病院事務局長が第15代消防局次長に就任した。

機構改革を行い、消防団機能のより一層の充実強化をマネジメントするため、職員課に主査（消防団）を、消防・救急無線のデジタル化移行等の調整を図るため、施設管理課に主査（調整）を、消防科学等の研究・分析の推進のため、教務課に主査（研究）及び主査（分析）を、昨今の大規模・特殊災害へのよりの確な対応

を図るため、中央消防署警防課に主査（救助）2 名を、手稲区における救急業務の増加及び専門化に対応するため、手稲消防署警防課に救急一・二担当係長をそれぞれ設置するとともに、防火安全の視点で「地域のまちづくり」に寄与する姿勢を強く打ち出す意味合いから、その企画部門である予防課予防係を防火安全係に、最前線で地域住民と直接接する各署予防課予防防災係を防火推進係に改めた。また、より専門的な調査技術の向上と労務負荷の軽減を目的に火災調査体制の見直しを行い、調査係を二係制から三係制（三交替制）に改めた。

これらにより、消防局の機構を 1 局 3 部 1 消防学校 11 課 23 係 1 消防科学研究所、10 消防署（各署 2 課 4 係〔中央署のみ 6 係〕）44 出張所 1 分遣所とした。中央消防署救助隊を特別高度救助隊（スーパー・レスキュー・サッポロ）に編成、運用を開始した。

警防規程を改正し、「消防防災情報センター」の名称を「指令情報センター」とした。

- 6 月 1 日 市民の応急手当による救命率の向上を目指し、AED が設置され救命講習受講者がいる施設をステッカーで標示する「さっぽろ救急サポーター」事業を開始した。
- 8 月 24 日 第 35 回全国消防救助技術大会が、10 年振りに札幌市で開催された。
- 10 月 1 日 適マーク制度の廃止に伴い、「札幌市防火優良対象物公表制度」を策定し、防火管理が優良な旅館・ホテル等について、消防局ホームページによる情報提供を開始した。
白石消防署北郷出張所に救急隊及び救急車を配置し、運用を開始した。
- 11 月 18 日 北海道日本ハムファイターズ優勝パレード消防特別警戒を実施した。
- 12 月 15 日 航空隊の通年運行を開始した（10 月 1 日付でパイロット 1 名、整備士 1 名を採用）。

平成 19 年 （2007）

- 1 月 9 日 AED を全 54 署所に配置し、消防隊による AED 救急活動支援の運用を開始した。
- 2 月 22 日～3 月 4 日 FIS ノルディックスキー世界選手権大会開催に伴う消防特別警戒を実施した。
- 3 月 31 日 高本光藏消防局次長が退任した。
簾舞分遣所を廃止した。
- 4 月 1 日 新目と久市民まちづくり局市民生活部長が第 16 代消防局次長に就任した。
機構改革を行い、増加する救急需要への対策検討のため、救急課に救急需要担当係長を、特別高度救助隊の体制整備のため、中央消防署警防課の主査（救助）を廃止し、同署同課に救助一・二担当係長を設置した。
北消防署救助隊及び豊平消防署救助隊を高度救助隊に編成、運用を開始した。
南消防署定山溪出張所ポンプ隊及び手稲消防署救助隊を山岳救助隊に編成し、運用を開始した。
総務省消防庁からウォーターカッター車及び大型ブローカー車の無償使用制度を受け特別高度救助隊に配置、運用を開始した。
- 7 月 1 日 総務省消防庁から大型除染システム車の無償使用制度を受け特別高度救助隊に配置、運用を開始した。
- 9 月 30 日 清水昇札幌市 10 消防団連合協議会長が退任した。
- 10 月 1 日 東消防署札苗出張所に救急隊及び救急車を配置し、運用を開始した。
消防団と事業所の連携を促進するため、消防団協力事業所表示制度の運用を

開始した。

10 月 10 日 堂佛榮一厚別消防団長が第 2 代札幌市 10 消防団連合協議会長に就任した。

11 月 1 日 「2008 北海道洞爺湖サミット」開催に伴い、札幌市消防局サミット対策推進本部を設置した。

手稲消防署西宮の沢出張所にスノーモビル 2 台を配置し、運用を開始した。

11 月 24 日 北海道日本ハムファイターズ優勝パレード消防特別警戒を実施した。

平成 20 年 (2008)

1 月 1 日 機構改革を行い、北海道洞爺湖サミットの開催に伴い、札幌市内におけるテロ等の各種災害に対する警戒体制を強化し、市民及び来訪者の安全確保を図るため、警防部にサミット対策担当課長及びサミット対策担当係長を設置した。

1 月 8 日 総務省消防庁から多機能型車両の無償貸付けを受け、南消防団簾舞分団に配置し、運用を開始した。

3 月 28 日 消防学校の南側に「北鐘寮南棟」を増築した。

3 月 31 日 新目和久消防局次長が退任した。
札幌市消防局国民保護計画を策定した

4 月 1 日 北海道洞爺湖サミットの開催に向け、札幌市内外の関係機関との連絡調整、消防特別警戒の総括等、推進本部の円滑な運営を期するため、警防部にサミット対策担当部長を設置した。

携帯電話位置情報通知システムの運用を開始した。

法令違反対象物へ重点的に立入検査を実施し、警告、命令などの厳格な措置により火災危険を排除するとともに、大規模防火対象物等において、火災予防及び消防隊による消火活動、救助活動等に直結する情報収集活動を実施するため、「査察」の概念、査察の対象等を一新し、「札幌市消防局査察等に関する規程」を制定した。また、査察行政におけるマネジメントを強化し、効果的かつ効率的な査察等の執行を管理するため、「札幌市消防局査察等執行管理委員会」を設置した。警防活動要領の全面改正を行った。

5 月 26 日 すすきの風俗店火災を契機に、予防部指導課指導係に特別機動査察隊を編成し、暫定的に運用を開始した。

6 月 1 日～7 月 11 日 北海道洞爺湖サミットの開催に伴う「札幌市内消防特別警戒」を実施した。

6 月 14 日～6 月 17 日 岩手・宮城内陸地震発生に伴う緊急消防援助隊（指揮支援部隊、航空隊、人員搬送）を派遣した。

9 月 1 日 消防ヘリコプターの格納庫を丘珠空港から石狩市へ移転し、「札幌市消防局石狩ヘリポート」の運用を開始した。

9 月 15 日 徳増澄夫消防局長が退任した。

9 月 16 日 松井英樹予防部長が第 19 代消防局長に就任した。

平成 21 年 (2009)

3 月 31 日 消防法の一部改正に伴い、防災センター要員講習を終了した。

消防法の一部改正に伴い、防災管理講習及び自衛消防業務講習を開始した。

札幌市消防手数料条例の一部改正に伴い、防火管理講習及び自衛消防業務講習の受講手数料の徴収を開始した。

機構改革を行い、法令違反根絶に向けた査察を全市的に展開するため、予防部指導課に機動査察係を設置し、特別機動査察隊の運用を開始した。

消防力の向上・強化及び労務負荷の軽減を目的とする組織体制見直しを検証するため、白石消防署及び厚別消防署の2署の勤務体制を二係制から三係制（三交替制）に変更し、運用を開始した。

総務省消防庁から燃料補給車の無償使用制度を受け、札幌市消防学校に配置し、運用を開始した。

消防ヘリコプター（JA119L）が新たに1機運用開始し、2機のヘリコプターによる「通年運航体制」を確立した。

10月1日～10月8日 9月30日に発生したインドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害に伴い、国際消防救助隊員3名を派遣し、国際緊急援助活動を行った。

11月22日 北海道日本ハムファイターズ優勝パレード消防特別警戒を実施した。

12月1日 新型消火剤（クラスA泡消火剤）を導入し、運用を開始した。

平成22年 (2010)

3月26日 北消防署篠路出張所を北区篠路2条4丁目に新築移転した。

4月1日 総務省消防庁から特殊災害対応自動車の無償使用制度を受け、特別高度救助隊に配置、運用を開始した。

総務省消防庁から自動追尾式小型ヘリコプターテレビ受信装置及び可搬型衛星地球局、各2組の無償使用制度を受け、警防部に配置、運用を開始した。

4月8日 日本消防協会から消防団へ多機能型車両が寄贈され、手稲消防団に配置し、運用を開始した。

5月26日～6月8日 APEC 貿易担当大臣会合の開催に伴う「APEC 消防特別警戒」を実施した。

7月5日 総務省消防庁から消火用大量補給用車両の無償使用制度を受け、西消防署に大型ポンプ車、西消防署八軒出張所にホース延長車を配置し、運用を開始した。

10月29日 日常的な消防訓練の充実を図るため、清田消防署に消防訓練施設を建設した。

平成23年 (2011)

1月11日 消防活動資機材や新型インフルエンザ対策資機材などを備蓄するため、消防学校敷地内に消防活動資機材備蓄集約センターを建設した。

3月11日～5月11日 東日本大震災に伴う緊急消防援助隊（指揮支援部隊、陸上部隊、航空隊）として、延べ503名の職員を派遣した。

3月31日 松井英樹消防局長が退任した。
西消防署琴似出張所を閉所し、八軒出張所と統合した。

4月1日 遠藤敏晴予防部長が第20代消防局長に就任した。

4月28日 東日本大震災による東北地方の甚大な被害を受け、宮城県石巻地区広域行政事務組合消防本部に対し、救急車両2台を譲与した。

9月30日 堂佛榮一札幌市10消防団連合協議会長が退任した。

10月3日 東田慎悟東消防団長が第3代札幌市10消防団連合協議会長に就任した。

平成24年 (2012)

2月13日 ヘリコプターテレビ電送システムの受信エリア拡大を目的に、厚別区もみじ台の基地局にヘリコプターテレビ電送システム受信装置を設置し、運用を開始した。

3月27日 東消防署東苗穂出張所を閉所。苗穂出張所を東区北8条東11丁目に新設し、運用を開始した。

3月31日 東消防署北光出張所を閉所し、苗穂出張所と統合した。

- 4月1日 東消防署、西消防署、手稲消防署の3署及び救急ワークステーションの勤務体制を二係制から三係制（三交替制）に変更し、運用を開始した。
ガス事業法の改正により、ガス用品の販売の事業を行う者への立入検査に関する事務が北海道から移譲された。
- 5月2日 総務省消防庁から緊急消防援助隊北海道指揮隊車の無償使用制度を受け、白石消防署指揮隊に配置し、運用を開始した。
- 6月20日～6月22日 IFCAA2012 SAPPOROにおいて、北海道では初となる第27回アジア消防長協会総会及び札幌国際消防・防災展（13,639名来場）、第64回全国消防長会総会を開催した。また、アジア消防長協会として初の取組となる7カ国合同での国際救助隊合同訓練を実施し、併せて、緊急消防援助隊北海道合同訓練を実施した。
- 10月10日 東田慎悟札幌市10消防団連合協議会長が退任し、安澤正美手稲消防団長が第4代札幌市10消防団連合協議会長に就任した。
- 11月24日 北海道日本ハムファイターズ優勝パレード消防特別警戒を実施した。
- 12月1日 中央消防署豊水出張所、北消防署新琴似出張所及び豊平消防署平岸出張所に機動水槽隊及び機動はしご隊を発足し、特別消防隊（スーパー・ポンパー・サッポロ）として運用を開始した。

平成 25 年 （2013）

- 2月27日 総務省消防庁から航空機動態管理システムの無償使用制度を受け、消防ヘリコプター（JA119L）に装備し、運用を開始した。
- 3月11日 札幌市民防災センターをリニューアルオープンし、暴風&3D体験コーナー及び災害バーチャル体験コーナーの新設、並びに地震体験コーナーの機能向上を行った。
- 3月13日 中央消防署豊水出張所（中央区南9条西5丁目）を閉所。中央区南8条西2丁目に新設し、運用を開始した。
- 3月31日 総務省消防庁から緊急消防援助隊後方支援車両として支援車Ⅰ型の無償使用制度を受け、清田消防署に配置し、運用を開始した。
中央消防署大通出張所を閉所し、豊水出張所と統合した。
遠藤敏晴消防局長が退任した。
- 4月1日 佐藤有警防部長が第21代消防局長に就任した。
中央消防署、北消防署、豊平消防署、清田消防署、南消防署の5署の勤務体制も二係制から三係制（三交替制）に変更となり、全署で三部制の運用を開始した。
機構改革を行い、予防部予防課調査一係、二係、三係を廃止し、火災調査係を設置した。
- 8月1日 総務省消防庁から重機・重機搬送車の無償使用制度を受け、中央消防署豊水出張所に配置し、運用を開始した。
- 9月12日～9月22日 ウランバートル消防技術支援事業により、ウランバートル市の消防体制等の実態調査のため佐藤有消防局長以下17名の職員を同市に派遣した。
- 10月1日 札幌市消防局警防規程を改正し、「指令情報センター」を「消防指令管制センター」に改称した。また、消防指令システムの更新を行い、最新機器の導入により出動体制を強化した。

石狩振興局管内 6 消防本部により共同整備した消防救急デジタル無線の運用を開始し、管内全域で各消防本部からの通信が可能となった。

「救急安心センターさっぽろ」開設に伴い、監督員業務を開始した。

10 月 11 日～10 月 12 日 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練を苫小牧市において実施した。

11 月 5 日～11 月 28 日 ウランバートル消防技術支援事業により、ウランバートル市非常事態局の研修員 16 名を受け入れ、消防学校等において各種研修を実施した。

平成 26 年 (2014)

3 月 31 日 予防推進員制度を廃止した。

4 月 1 日 「札幌市防火優良対象物公表制度」に代わり、「札幌市防火優良対象物表示公表制度」を策定した。

救急救命士による新たな救急救命処置「心肺停止前重度傷病者への点滴処置」、「一定条件下での血糖測定及び血糖補正」が開始された。

7 月 6 日～7 月 13 日 ウランバートル消防技術支援事業により、平成 25 年度事業の進捗確認等の実態調査のため、大崎茂己総務部長以下 9 名の職員をウランバートル市に派遣した。

8 月 1 日 札幌市火災予防条例の一部改正に伴い、京都府福知山市花火大会火災を踏まえ、催しにおける防火安全対策の強化を図った。

10 月 6 日 札幌市火災予防条例の一部改正に伴い、市民自治推進の観点から、火災予防に関する「市民が主体的に行動するための基本事項」を規定化した。

11 月 4 日～11 月 21 日 ウランバートル消防技術支援事業により、ウランバートル市非常事態局の研修員 15 名を受け入れ、消防学校等において各種研修を実施した。

12 月 11 日 総務省消防庁から救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸付けを受け、南消防団に配置し、運用を開始した。

平成 27 年 (2015)

2 月 18 日 多機能型車両を清田消防団に配置し、運用を開始した。

3 月 9 日～3 月 13 日 ウランバートル消防技術支援事業により、冬期間における消防技術の習得成果等の実態調査のため、山崎英樹中央消防署予防担当部長以下 3 名の職員をウランバートル市に派遣した。

3 月 26 日 東消防署北栄出張所を東区北 39 条東 1 丁目に新築移転した。
豊平消防署美園出張所を豊平区豊平 1 条 12 丁目に新築移転した。

4 月 1 日 札幌市火災予防条例の一部改正に伴い、消防法令違反のある防火対象物の公表制度を開始した。

6 月 18 日～6 月 21 日 ウランバートル消防技術支援事業の集大成として、現地広報イベント及び現地関係者への表敬訪問等を実施するため、佐藤有消防局長以下 19 名をウランバートル市へ派遣した。

10 月 10 日 札幌市スポーツ交流施設「つどーむ」において、幼年・少年消防クラブ結成 30 周年記念式典を開催した。

11 月 15 日 市内のアパート等の消防用設備等の点検報告に関する情報について、建物所有者や借主、買主に対して広く周知するため、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会と協定を締結した。

12 月 1 日 消防団の双方向情報伝達網の構築を目的に、デジタル簡易無線機及び特定小電力トランシーバーを配備し、運用を開始した。

12 月 3 日～12 月 4 日 札幌市で 2 回目の開催となる「第 24 回全国救急隊員シンポジウム」を札幌コン

ベンションセンターにおいて開催した。

平成 28 年 (2016)

- 3 月 31 日 佐藤有消防局長が退任した。
安澤正美札幌市 10 消防団連合協議会長が退任した。
- 4 月 1 日 大島光由予防部長が第 22 代消防局長に就任した。
救急管理体制を強化するため、警防部に救急担当部長を設置した。
救急業務高度化に伴い、医学的観点からの指導による事故対応を図るため、警防部に救急指導担当課長（医師職併任）を設置した。
- 4 月 21 日 平井勇光北消防団長が第 5 代札幌市 10 消防団連合協議会会長に就任した。
- 7 月 1 日 社会福祉施設等及び宿泊施設における、消防職員の査察結果や消防法令に適合している消防法令上優良な施設情報を札幌市公式ホームページに公表する「札幌市消防局法令適合情報提供サービス（愛称：消防“ホッと”インフォメーション）を開始した。
- 8 月 8 日 平成 3 年 3 月 1 日から運航していた消防ヘリコプター（JA6636）の運航を終了した。
- 10 月 1 日 中央消防署に救急隊を増隊するとともに救急車を配置し、大通救急隊の運用を開始した。
- 11 月 20 日 北海道日本ハムファイターズ優勝パレード消防特別警戒を実施した。

平成 29 年 (2017)

- 2 月 1 日 学生消防団員の就職活動を支援し、若年層の加入促進を図ることを目的に、札幌市学生消防団活動認証制度の運用を開始した。
- 2 月 3 日 市内のアパート等の消防用設備等の点検報告に関する情報について、建物所有者や借主、買主に対して広く周知するため、公益社団法人全日本不動産協会北海道支部と協定を締結した。
- 2 月 12 日～2 月 26 日 2017 冬季アジア札幌大会消防特別警戒を実施した。
- 3 月 1 日 消防ヘリコプター（JA6636→JA17AR）を更新した。
- 4 月 1 日 機構改革を行い、指導課を査察規制課に、指導係を査察係に、火薬類取締法の事務の権限移譲に伴いガス保安係を保安係に改めるとともに、各消防署の指導担当係長を査察担当係長に改めた。また、火災危険度の高い消防法令違反について一定の減少が図られたことから、機動査察係を廃止し、各消防署の査察執行管理、統一的な是正を促進するため、違反对策担当係長を新設した。さらに、中央消防署における査察の執行管理や是正指導の強化を図るため、予防課指導係を査察一係・査察二係の二係制とした。
手稲消防署に水槽付救助車を配置し、手稲特別救助隊が運用を開始した。
応急手当普及啓発事業は、全ての市民が応急手当を実施できる社会の実現を目指し、「児童」及び「生徒」が社会に出るまでに、繰り返し応急手当の知識と技術を学習できる環境を整えた。
- 12 月 1 日 消防情報管理システムを更新した。

平成 30 年 (2018)

- 1 月 12 日 日本消防協会から防災活動車が寄贈され、東消防団に配置し、運用を開始した。

- 3月31日 大島光由消防局長が退任した。
- 4月1日 萬年清隆予防部長が第23代消防局長に就任した。
- 5月10日～5月11日 李克強中華人民共和国首相の来札に伴う対応を実施。
- 6月25日 札幌市消防音楽隊が発足50周年を迎えた。
- 8月3日～8月5日 天皇皇后両陛下の行幸啓（北海道150年記念式典後臨席及び地方事情視察）に伴う対応を実施。
- 9月5日 台風21号に伴い、第2非常警備体制を発令。
- 9月6日 胆振地方中東部を震源とする地震が発生。市内最大震度6弱を観測し、第3非常警備体制を発令。
- 9月6日～9月12日 北海道胆振東部地震に伴い、北海道広域消防応援協定及び緊急消防援助隊要綱に基づき、派遣隊（指揮支援隊、救助隊、消防隊、救急隊、航空隊、支援隊等）として、延べ185名の職員を派遣した。
- 10月1日 北消防署及び東消防署に当局初となる日勤救急隊を増隊するとともに救急車を配置し、北エルム救急隊及び東モエレ救急隊の運用を開始した。

平成31年 (2019)

- 1月12日 南消防署を南区真駒内上町5丁目に新築移転した。
- 1月19日～1月20日 札幌市消防音楽隊発足50周年記念演奏会を開催した。
- 2月21日 胆振地方中東部を震源とする地震が発生。市内最大震度5弱を観測し、第2非常警防体制を発令。
- 4月1日 平井勇光札幌市10消防団連合協議会会長が退任し、花田了彰厚別消防団長が第6代札幌市10消防団連合協議会会長に就任した。
令和7年度（2025年度）から実施する札幌圏6消防本部における消防通信指令業務の共同運用に向けて、総務部施設管理課システム係を警防部消防救助課に所属替するとともに、消防救助課に指令共同担当課長及び指令共同担当係長を新設した。
清田消防署に水槽付救助車を配置し、清田特別救助隊が運用を開始した。

〔5月1日から令和元年スタート〕

- 4月19日～5月8日 夕張市石炭博物館付属施設の模擬坑道火災に伴い、北海道広域消防相互応援協定に基づき、消防部隊を派遣し、応援活動を行った。
- 9月16日～9月23日 ラグビーワールドカップ2019における消防特別警戒を実施した。
- 10月13日 消防ヘリコプター「さっぽろ1」が耐空検査整備で入庫中、令和元年東日本台風に伴う水害により使用不能となった。
- 10月13日～10月15日 令和元年東日本台風発生に伴い、緊急消防援助隊要綱に基づき、宮城県へ消防航空隊を派遣し、23名の救出を含む応援活動を行った。
- 10月24日～10月27日 倶知安町でのG20観光大臣会合開催に伴い消防部隊を派遣し、消防特別警戒を実施した。
- 10月25日 王岐山中華人民共和国副主席の来札に伴う対応を実施した。
- 11月25日 市内における救急要請輻輳時に、消防車と救急車の「乗換運用」を試行実施した。

令和2年 (2020)

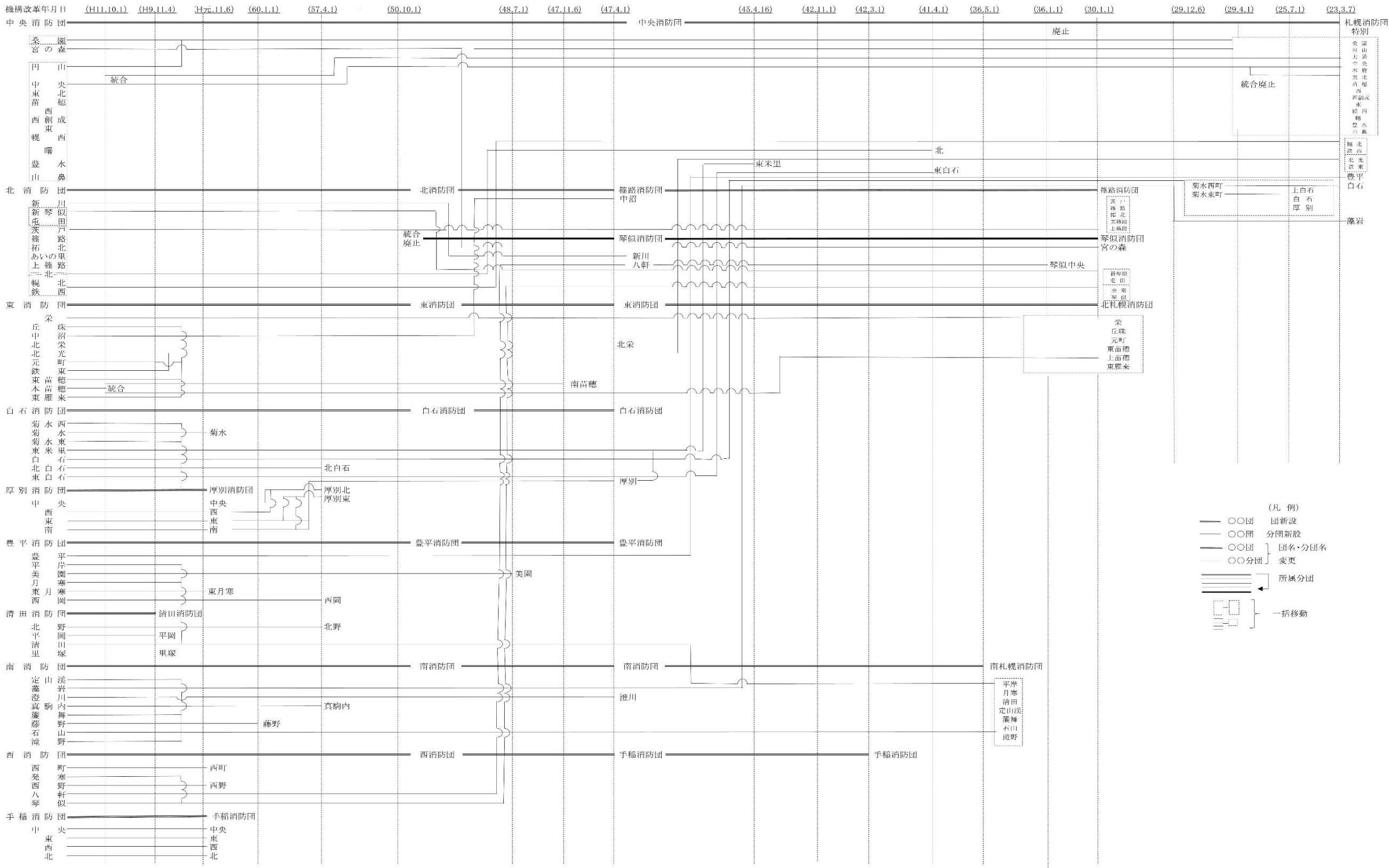
- 3月30日 白石消防署北郷出張所を白石区北郷3条6丁目に新築移転した。
- 3月31日 萬年清隆消防局長が退任した。

- 4月1日 岡本征仁警防部長が第24代消防局長に就任した。
- 10月15日～10月29日 夕張市消防本部において複数の職員が新型コロナウイルス感染症に罹患し、消防業務の遂行が不能となったことから、緊急的な対応として北海道消防相互応援協定に準じて消防部隊を派遣した。
- 11月6日 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の出初式の中止が決定された。
- 令和3年 (2021)**
- 1月28日 消防学校に、実火災訓練装置を設置した。
- 2月11日 消防施設庁舎監視システムを更新した。
- 4月1日 花田了札幌市10消防団連合協議会会長が退任し、岩田謙次東消防団長が第7代札幌市10消防団連合協議会会長に就任した。
- 11月11日 防災に関する専門的知識を備えた消防団員の養成を目的とし、札幌市地域防災指導員設置要綱を制定した。
- 11月25日 南消防署定山溪出張所を南区定山溪温泉西1丁目に新築移転した。
- 7月13日～8月9日 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における消防特別警戒を実施した。
- 令和4年 (2022)**
- 3月30日 「非常勤消防団員の報酬等の基準」（令和3年4月13日付け消防地第171号通知）が通知されたことを受け、国が示す報酬基準額に合わせて「札幌市消防団条例」及び「札幌市消防団規則」を改正
- 3月31日 社会福祉施設等や宿泊施設の消防法令適合率及び施設関係者の防火・防災意識の向上について一定の成果が表れ、制度発足時に期待された効果を十分にもたらしことから、「札幌市消防局法令適合情報提供サービス（愛称：消防“ホッと”インフォメーション）」を廃止した。
- 4月1日 岩田謙次札幌市10消防団連合協議会会長が退任し、平馬昭彦南消防団長が第8代札幌市10消防団連合協議会会長に就任した。
- 7月1日 平馬昭彦札幌市10消防団連合協議会会長が退任し、渡邊國善北消防団長が第9代札幌市10消防団連合協議会会長に就任した。
- 7月27日 札幌市地域防災指導員設置要綱制定当初に計画していた総勢246名の札幌市地域防災指導員の養成を完了した。
- 10月1日 「救急安心センターさっぽろ」の監督員業務を終了した。
- 令和5年 (2022)**
- 3月31日 岡本征仁消防局長が退任した。
- 4月1日 村井広樹警防部長が第25代消防局長に就任した。
- 渡邊國善札幌市10消防団連合協議会会長が退任し、山崎保清田消防団長が第10代札幌市10消防団連合協議会会長に就任した。
- 4月14日～4月17日 G7札幌 気候エネルギー・環境大臣会合における消防特別警戒を実施した。

歴 代 消 防 局 長

代	氏 名	在 職 期 間
初 代	瀬田 一雄	S 23. 3. 7～S 29. 12. 27
第 2 代	小松 久次郎	S 29. 12. 28～S 38. 3. 31
第 3 代	高松 高男	S 38. 4. 1～S 46. 5. 12
第 4 代	河口 義弘	S 46. 5. 13～S 50. 6. 30
第 5 代	足羽 收六	S 50. 7. 1～S 55. 8. 9
第 6 代	菊地 忠吉	S 55. 8. 10～S 58. 5. 31
第 7 代	後藤 義英	S 58. 6. 1～S 59. 12. 31
第 8 代	中目 啓市	S 60. 1. 1～S 63. 3. 31
第 9 代	谷 裕之	S 63. 4. 1～H 3. 6. 30
第 10 代	前田 悦雄	H 3. 7. 1～H 5. 3. 31
第 11 代	中谷 多宏	H 5. 4. 1～H 8. 3. 31
第 12 代	吉本 朗生	H 8. 4. 1～H 9. 3. 31
第 13 代	高橋 彦博	H 9. 4. 1～H 11. 5. 31
第 14 代	石原 昭一	H 11. 6. 1～H 13. 3. 31
第 15 代	阪下 征哉	H 13. 4. 1～H 15. 3. 31
第 16 代	藤林 義廣	H 15. 4. 1～H 17. 3. 31
第 17 代	鈴木 幸夫	H 17. 4. 1～H 18. 3. 31
第 18 代	徳増 澄夫	H 18. 4. 1～H 20. 9. 15
第 19 代	松井 英樹	H 20. 9. 16～H 23. 3. 31
第 20 代	遠藤 敏晴	H 23. 4. 1～H 25. 3. 31
第 21 代	佐藤 有	H 25. 4. 1～H 28. 3. 31
第 22 代	大島 光由	H 28. 4. 1～H 30. 3. 31
第 23 代	萬年 清隆	H 30. 4. 1～R 2. 3. 31
第 24 代	岡本 征仁	R 2. 4. 1～R 5. 3. 31
第 25 代	村井 広樹	R 5. 4. 1

札幌市消防団・分団の変遷 R5. 4. 1 現在



消防職・団員数などの推移（１）（各年４月１日現在）

年	職 員 数		団 員 数		人 口			世 帯 数			面 積 (km ²)		備 考
	定 員	現 員	定 員	現 員	総 人 口	1 km ² 当たり	職 員 1 人 当たり	総 世 帯	1 km ² 当たり	職 員 1 人 当たり	総 面 積	職 員 1 人 当たり	
26	313	301	870	831	324,466	2.431	1.078	68,985	517	229	133.487	0.44	琴似町札幌村 篠路村合併 国土地理院の改測
27	319	295	870	832	334,462	2,506	1,134	71,346	534	242	133.487	0.45	
28	319	300	870	831	354,891	2,659	1,183	77,128	578	257	133.487	0.44	
29	319	312	870	832	370,951	2,779	1,189	81,215	608	260	133.487	0.43	
30	335	331	1,452	1,403	426,620	1,488	1,289	90,764	317	274	286.67	0.87	
31	335	334	1,452	1,348	444,382	1,564	1,330	98,671	347	295	284.15	0.85	豊平町合併
32	335	336	1,392	1,342	462,908	1,629	1,378	106,313	374	316	284.15	0.85	
33	357	352	1,392	1,352	478,389	1,684	1,359	120,755	425	343	284.15	0.81	
34	373	371	1,392	1,345	497,133	1,750	1,340	130,087	458	351	284.15	0.77	
35	389	388	1,392	1,348	523,839	1,844	1,350	135,783	478	350	284.15	0.73	
36	423	423	1,687	1,597	620,987	2,185	1,468	162,379	571	384	284.15	0.67	手稲町合併
37	442	440	1,687	1,608	656,173	651	1,491	173,161	172	394	1,008.67	2.29	
38	458	460	1,687	1,592	705,038	699	1,533	194,609	193	423	1,008.67	2.19	
39	471	476	1,687	1,572	750,315	744	1,576	210,348	209	442	1,008.67	2.12	
40	506	504	1,687	1,552	794,908	788	1,577	224,681	223	446	1,008.67	2.00	
41	530	538	1,537	1,482	830,153	823	1,543	235,605	234	438	1,008.67	1.87	小樽市の一部を編入
42	610	604	1,732	1,673	898,025	803	1,487	251,399	225	416	1,117.98	1.85	
43	662	661	1,732	1,692	935,902	837	1,416	266,765	239	404	1,117.98	1.69	
44	714	712	1,732	1,715	973,832	871	1,368	282,345	253	397	1,117.98	1.57	
45	773	769	1,732	1,700	1,010,123	904	1,314	312,234	279	406	1,117.98	1.45	
46	881	873	1,732	1,693	1,051,928	941	1,205	332,653	298	381	1,117.98	1.28	国土地理院の改測
47	1,002	989	1,800	1,741	1,099,102	983	1,111	354,308	317	358	1,117.98	1.13	
48	1,090	1,088	1,800	1,756	1,152,377	1,031	1,059	378,075	338	347	1,117.98	1.03	
49	1,154	1,151	1,800	1,747	1,201,498	1,075	1,044	403,471	361	351	1,118.01	0.97	
50	1,224	1,187	1,800	1,758	1,240,613	1,110	1,045	419,475	375	353	1,118.01	0.94	
51	1,237	1,229	1,800	1,758	1,275,548	1,141	1,038	438,151	392	357	1,118.01	0.91	国土地理院の改測
52	1,276	1,277	1,800	1,758	1,305,692	1,168	1,022	454,559	407	356	1,118.01	0.88	
53	1,345	1,341	1,800	1,758	1,333,713	1,193	995	469,739	420	350	1,118.01	0.83	
54	1,406	1,404	1,800	1,754	1,367,124	1,223	974	488,959	437	348	1,118.01	0.80	
55	1,451	1,447	1,800	1,744	1,401,757	1,254	969	508,823	455	352	1,118.01	0.77	
56	1,504	1,479	1,800	1,737	1,433,355	1,282	969	523,404	468	354	1,118.01	0.76	国土地理院の改測
57	1,546	1,521	2,000	1,821	1,465,000	1,310	963	539,352	482	355	1,118.01	0.74	
58	1,565	1,539	2,000	1,912	1,470,637	1,315	956	541,012	484	352	1,118.01	0.73	
59	1,565	1,539	2,000	1,914	1,498,534	1,340	974	555,484	497	361	1,118.01	0.73	
60	1,563	1,559	2,000	1,914	1,524,126	1,363	978	568,876	509	365	1,118.01	0.72	国土地理院の改測
61	1,568	1,567	2,000	1,918	1,544,090	1,381	985	566,276	507	361	1,118.01	0.71	
62	1,586	1,571	2,000	1,906	1,570,254	1,405	1,000	580,858	520	370	1,118.01	0.71	
63	1,586	1,585	2,000	1,906	1,597,285	1,429	1,008	595,703	533	376	1,118.01	0.71	
元	1,611	1,593	2,000	1,906	1,608,505	1,439	1,010	640,454	573	402	1,118.18	0.70	
2	1,611	1,617	2,000	1,963	1,637,019	1,460	1,012	659,678	588	408	1,121.18	0.69	国土地理院の改測
3	1,615	1,631	2,000	1,963	1,663,246	1,484	1,020	678,937	606	416	1,121.12	0.69	
4	1,632	1,639	2,000	1,953	1,687,144	1,505	1,029	689,055	615	420	1,121.12	0.68	
5	1,677	1,641	2,050	1,939	1,704,135	1,520	1,038	712,874	636	434	1,121.12	0.68	
6	1,696	1,668	2,050	1,999	1,719,210	1,533	1,031	725,970	648	435	1,121.12	0.67	
7	1,720	1,692	2,050	2,004	1,733,133	1,546	1,024	738,228	658	436	1,121.12	0.66	国土地理院の改測
8	1,750	1,730	2,050	1,974	1,750,627	1,561	1,012	753,663	672	436	1,121.12	0.65	
9	1,778	1,749	2,150	2,015	1,768,091	1,577	1,011	770,348	687	440	1,121.12	0.64	
10	1,778	1,774	2,150	2,062	1,782,770	1,590	1,005	785,511	701	443	1,121.12	0.63	
11	1,777	1,780	2,150	2,084	1,792,167	1,599	1,007	797,087	711	448	1,121.12	0.63	
12	1,778	1,770	2,150	2,030	1,801,327	1,607	1,018	811,361	724	458	1,121.12	0.63	国土地理院の改測
13	1,780	1,784	2,150	2,031	1,811,165	1,615	1,015	825,026	736	462	1,121.12	0.63	
14	1,785	1,791	2,150	2,017	1,822,992	1,626	1,018	840,496	750	469	1,121.12	0.63	

消防職・団員数などの推移 (2) (各年4月1日現在)

年	職 員 数		団 員 数		人 口			世 帯 数			面 積 (km ²)		備 考
	定 員	現 員	定 員	現 員	総 人 口	1 km ² 当たり	職 員 1 人 当たり	総 世 帯	1 km ² 当たり	職 員 1 人 当たり	総 面 積	職 員 1 人 当たり	
15	1,785	1,798	2,150	2,051	1,837,901	1,639	1,022	858,742	766	478	1,121.12	0.62	
16	1,783	1,781	2,150	1,990	1,849,650	1,650	1,039	875,223	781	491	1,121.12	0.63	
17	1,783	1,785	2,150	1,996	1,864,352	1,663	1,044	847,739	756	475	1,121.12	0.63	
18	1,779	1,782	2,150	1,947	1,869,180	1,667	1,049	907,775	810	509	1,121.12	0.63	
19	1,779	1,772	2,150	1,925	1,874,410	1,672	1,058	920,537	821	519	1,121.12	0.63	
20	1,778	1,753	2,150	1,914	1,880,138	1,677	1,073	933,311	832	532	1,121.12	0.64	
21	1,778	1,775	2,150	1,976	1,884,939	1,681	1,062	944,872	843	532	1,121.12	0.63	
22	1,778	1,773	2,150	1,953	1,891,494	1,687	1,067	956,041	853	539	1,121.12	0.63	
23	1,766	1,769	2,150	1,960	1,897,333	1,692	1,073	966,903	862	547	1,121.12	0.63	
24	1,752	1,764	2,150	1,930	1,904,319	1,699	1,080	979,158	873	555	1,121.12	0.64	
25	1,741	1,745	2,150	1,946	1,919,664	1,712	1,100	994,664	887	570	1,121.12	0.64	
26	1,741	1,738	2,150	1,914	1,928,932	1,721	1,110	1,007,764	899	580	1,121.12	0.65	
27	1,740	1,746	2,150	1,903	1,934,649	1,725	1,108	1,018,084	908	583	1,121.26	0.64	
28	1,738	1,761	2,150	1,820	1,941,127	1,731	1,102	1,029,750	918	585	1,121.26	0.64	
29	1,736	1,767	2,150	1,820	1,946,407	1,736	1,102	1,040,300	928	589	1,121.26	0.63	
30	1,734	1,763	2,150	1,856	1,949,947	1,739	1,106	1,050,295	937	596	1,121.26	0.64	
31	1,734	1,734	2,150	1,807	1,953,883	1,743	1,127	1,061,359	947	612	1,121.26	0.65	
2	1,733	1,732	2,150	1,696	1,969,686	1,757	1,137	967,464	863	559	1,121.26	0.65	
3	1,733	1,756	2,150	1,697	1,960,829	1,749	1,117	1,082,277	965	616	1,121.26	0.64	
4	1,733	1,761	2,150	1,721	1,958,694	1,747	1,112	1,089,802	972	619	1,121.26	0.64	
5	1,733	1,750	2,150	1,721	1,957,291	1,746	1,118	1,099,369	980	628	1,121.26	0.64	

M E M O

主 要 原 因 別 火

年	たばこ	火遊び	放 火 (疑いを 含む。)	ス ト ー プ 関 係								合 計
				合 計	ス ト ー プ					煙 突 煙 道	取灰すす	
					計	灯 油 ・ 廃 油 等 ストーブ	電 気 ストーブ	ガ ス ストーブ	石炭・薪 その他の ストーブ			
23	7	1	3	57	14	-	-	-	14	34	※ 9	3
24	6	6	1	60	10	-	-	-	10	40	※10	3
25	14	6	11	70	12	-	-	-	12	43	※15	10
26	12	10	3	86	9	-	-	-	9	66	※11	5
27	12	8	10	90	5	-	-	-	5	69	※16	5
28	16	13	11	102	11	-	-	-	11	76	※15	4
29	15	7	13	105	18	-	-	-	18	75	※12	4
30	6	11	7	83	12	-	-	-	12	58	※13	15
31	16	8	9	100	11	1	-	-	10	76	※13	16
32	15	12	12	98	13	-	-	-	13	69	※16	20
33	22	14	9	107	18	1	-	-	17	69	20	21
34	27	17	14	82	14	1	-	-	13	49	19	45
35	28	22	19	81	18	3	-	-	15	42	21	54
36	41	26	30	117	22	1	-	-	21	63	32	79
37	44	19	13	107	15	2	-	-	13	65	27	66
38	45	42	20	157	63	38	-	-	25	71	23	50
39	53	32	22	165	71	40	2	-	29	60	34	53
40	54	37	28	167	61	32	1	4	24	57	49	45
41	57	32	35	160	80	53	-	1	26	46	34	34
42	64	43	40	177	87	60	-	1	26	52	38	33
43	64	32	45	135	45	29	-	-	16	58	32	39
44	58	33	40	175	75	56	-	4	15	49	51	36
45	66	39	32	110	64	50	1	-	13	32	14	20
46	54	40	45	117	69	47	5	2	15	34	14	38
47	66	57	36	130	73	52	3	2	16	35	22	31
48	58	63	27	101	56	39	6	3	8	26	19	35
49	84	51	16	104	64	50	6	-	8	26	14	35
50	69	47	39	82	50	37	3	1	9	17	15	36
51	88	67	54	117	69	58	5	2	4	28	20	45
52	76	50	39	85	65	51	11	-	3	15	5	40
53	54	43	54	94	66	50	3	4	9	22	6	38
54	99	61	79	68	40	30	3	1	6	15	13	42
55	79	52	35	76	59	49	4	2	4	14	3	46
56	72	52	87	68	44	34	4	2	4	12	12	42
57	90	36	58	56	38	31	3	1	3	12	6	41
58	69	60	74	57	37	33	3	-	1	15	5	28
59	70	46	55	57	36	26	5	1	4	9	12	30
60	80	41	53	44	35	24	5	-	6	5	4	36
61	69	29	71	50	37	28	4	-	5	10	3	59
62	54	33	123	51	40	38	2	-	-	8	3	87
63	53	45	88	41	36	26	7	-	3	4	2	100
元	79	67	73	45	38	30	6	-	2	4	3	75
2	49	36	86	34	25	20	2	1	2	4	5	55
3	51	43	90	57	51	40	8	1	2	5	1	58
4	59	35	83	54	48	38	8	-	2	3	3	57
5	62	35	87	39	31	23	4	-	4	4	4	53
6	54	51	101	44	36	27	3	2	4	6	1	57
7	60	33	85	41	35	24	5	1	5	2	4	67
8	64	32	176	35	29	21	4	-	4	6	-	74
9	55	42	155	45	35	25	6	-	4	7	3	68
10	55	50	138	49	34	27	4	-	3	7	8	64
11	57	33	116	42	39	34	3	-	2	3	-	62
12	78	27	126	36	32	24	4	1	3	4	-	69
13	55	26	109	42	36	25	9	-	2	6	-	63
14	98	48	164	32	31	22	6	-	3	1	-	113
15	80	47	143	41	36	31	2	-	3	2	3	142
16	61	50	145	39	36	22	11	2	1	3	-	123
17	61	34	110	42	42	23	15	1	3	-	-	139
18	57	12	166	53	49	28	16	-	5	4	-	123
19	59	30	131	53	47	27	12	-	8	5	1	141
20	64	43	144	41	33	21	10	-	2	3	5	111
21	52	21	152	34	28	19	6	-	3	4	2	103
22	54	23	134	39	36	23	10	-	3	3	-	102
23	53	22	154	41	37	19	9	1	8	3	1	107
24	48	21	118	35	30	14	9	-	7	4	1	87
25	47	11	106	33	30	17	10	1	2	2	1	96
26	64	12	82	45	40	16	15	4	5	5	-	74

- (注) 1. 取灰すすの※印はたき火、火消つばなどの残り火を含む。
2. 電気こて、アイロンの29年以前及び風呂かまどなどの34年以前並びにガスこんろの44年以前については、これらの分類が行われていなかったため不明である。

災 件 数 の 推 移 (1)

こ ん ろ						たき火	電気こて 電 気 アイロン	風 呂 か ま ど					年
ガ ス こ ん ろ			電 気 こ ん ろ	灯 油 こ ん ろ	七 輪 ・ 火 鉢 そ の 他			計	電気	灯油	ガス	石炭薪	
計	プロパン等	都市ガス											
…	…	…	－	－	3	…	…	…	…	…	…	…	23
…	…	…	－	－	3	…	…	…	…	…	…	…	24
…	…	…	－	－	10	…	…	…	…	…	…	…	25
…	…	…	－	－	5	…	…	…	…	…	…	…	26
…	…	…	－	－	5	…	…	…	…	…	…	…	27
1	…	…	－	－	3	…	…	…	…	…	…	…	28
1	…	…	－	－	3	…	…	…	…	…	…	…	29
4	…	…	2	7	2	－	1	…	…	…	…	…	30
1	…	…	4	7	4	－	5	…	…	…	…	…	31
2	…	…	1	9	8	1	5	…	…	…	…	…	32
4	…	…	4	6	7	－	6	…	…	…	…	…	33
3	…	…	5	29	8	2	8	…	…	…	…	…	34
7	…	…	5	37	5	7	4	2	－	－	－	2	35
11	…	…	2	58	8	－	10	－	－	－	－	－	36
11	…	…	－	51	4	4	4	4	－	－	－	4	37
13	…	…	1	29	7	18	10	2	－	2	－	－	38
22	…	…	3	23	5	25	10	4	－	－	－	4	39
17	…	…	3	20	5	21	12	4	－	3	－	1	40
15	…	…	－	13	6	20	10	11	－	4	－	7	41
20	…	…	3	9	1	16	5	16	－	7	3	6	42
32	…	…	3	3	1	26	4	4	－	1	－	3	43
30	…	…	1	－	5	15	4	10	－	3	3	4	44
15	9	6	3	－	2	21	4	17	－	5	7	5	45
31	22	9	1	1	5	35	4	8	－	2	3	3	46
24	17	7	3	－	4	24	2	12	－	2	6	4	47
33	26	7	2	－	－	21	－	13	－	1	2	10	48
31	28	3	2	1	1	12	1	22	－	5	12	5	49
32	19	13	2	2	－	7	5	13	－	6	5	2	50
38	29	9	6	1	－	17	4	16	－	6	6	4	51
35	24	11	2	2	1	3	4	10	－	5	4	1	52
37	27	10	1	－	－	16	1	9	－	6	1	2	53
41	24	17	1	－	－	58	1	13	－	6	5	2	54
44	28	16	2	－	－	33	－	13	－	8	3	2	55
40	28	12	2	－	－	13	2	10	－	4	3	3	56
39	22	17	1	－	1	38	1	10	－	4	4	2	57
27	15	12	1	－	－	30	－	11	－	6	2	3	58
29	25	4	1	－	－	59	－	6	－	4	1	1	59
35	23	12	－	1	－	29	4	4	－	3	1	－	60
57	39	18	－	1	1	18	1	5	－	4	1	－	61
82	57	25	1	2	2	29	1	8	－	3	5	－	62
99	61	38	－	1	－	22	－	8	－	6	2	－	63
75	36	39	－	－	－	23	－	7	－	5	2	－	元
50	32	18	4	1	－	11	－	4	－	4	－	－	2
56	34	22	－	1	1	10	1	5	－	4	1	－	3
55	34	21	1	－	1	8	1	2	－	2	－	－	4
49	32	17	3	1	－	7	－	－	－	－	－	－	5
55	40	15	2	－	－	17	2	2	－	2	－	－	6
66	41	25	1	－	－	11	2	1	－	1	－	－	7
70	39	31	4	－	－	6	－	1	－	－	1	－	8
64	34	30	3	－	1	23	1	1	－	－	1	－	9
62	36	26	2	－	－	9	－	2	－	1	－	1	10
59	42	17	3	－	－	5	1	1	－	－	1	－	11
66	40	26	2	－	1	2	－	－	－	－	－	－	12
58	38	20	3	－	2	2	－	2	－	－	2	－	13
111	68	43	2	－	－	7	1	2	－	1	1	－	14
137	83	54	5	－	－	3	－	－	－	－	－	－	15
117	68	49	6	－	－	5	1	2	－	－	－	2	16
130	80	50	7	－	2	4	－	1	－	1	－	－	17
113	71	42	6	1	3	13	1	1	－	1	－	－	18
129	83	46	10	－	2	6	2	1	－	1	－	－	19
98	54	44	7	－	6	12	1	1	－	－	1	－	20
92	57	35	7	－	4	7	－	－	－	－	－	－	21
92	68	24	8	－	2	5	－	－	－	－	－	－	22
89	55	34	11	－	7	6	－	－	－	－	－	－	23
80	46	34	4	－	3	5	－	－	－	－	－	－	24
78	46	32	13	－	5	5	1	－	－	－	－	－	25
58	35	23	10	－	6	10	1	－	－	－	－	－	26

主 要 原 因 別 火

年	たばこ	火遊び	放 火 (疑いを 含む。)	ス ト ー プ 関 係								合 計
				合 計	ス ト ー プ					煙 突 煙 道	取灰すす	
					計	灯 油 ・ 廃 油 等 ストーブ	電 気 ストーブ	ガ ス ストーブ	石炭・薪 その他の ストーブ			
27	44	8	92	26	22	15	3	-	4	1	3	94
28	58	10	73	29	27	15	10	-	2	1	1	76
29	44	12	57	38	34	18	9	1	6	3	1	77
30	46	4	43	34	30	20	6	2	2	3	1	68
令和元	53	6	51	31	29	16	8	-	5	1	1	59
2	38	3	44	23	21	10	9	-	2	1	1	62
3	36	5	52	32	27	15	4	3	5	4	1	69
4	49	1	62	24	19	10	5	-	4	4	1	66

災 件 数 の 推 移 (2)

こ ん ろ						たき火	電気こて 電気 アイロン	風 呂 か ま ど					年
ガ ス こ ん ろ			電 気 こんろ	灯 油 こんろ	七輪・ 火鉢 その他			計	電気	灯油	ガス	石炭薪	
計	プロパン 等	都市ガ ス											
77	42	35	11	-	6	7	-	-	-	-	-	-	27
50	34	16	16	-	10	2	-	1	-	-	1	-	28
62	33	29	10	-	5	-	-	1	-	-	-	1	29
53	34	19	8	-	7	6	-	-	-	-	-	-	30
51	32	19	8	-	-	9	-	1	-	1	-	-	令和元
54	33	21	4	1	3	5	-	1	-	-	-	1	2
56	40	16	9	-	4	4	-	-	-	-	-	-	3
52	40	12	8	-	6	4	-	-	-	-	-	-	4

救 急 業 務

年	救急車（台）数			出 動 件 数		搬 送 件 数			医師等の 搬送件数
	総 数	実働車	非常用車	年間出動 件 数	人口 1 万人 当たり	年間搬送 件 数	年間不搬送 件 数	搬送率 (%)	
34	1	1	-	470	9.6	321	...	...	↑ (不搬送件数中に含む) ↓
35	1	1	-	532	10.4	440	...	...	
36	1	1	-	633	10.3	456	...	72.0	
37	1	1	-	620	9.5	444	...	71.6	
38	1	1	-	817	11.6	567	250	69.4	
39	2	2	-	1,271	17.1	916	355	72.1	
40	2	2	-	1,547	19.7	1,098	449	71.0	
41	3	3	-	2,582	31.5	1,899	683	73.5	
42	4	4	-	3,199	36.0	2,447	752	76.5	
43	6	6	-	3,962	42.8	3,116	846	78.6	↑ (不搬送件数中に含む) ↓
44	7	7	-	5,079	52.6	3,983	1,096	78.4	
45	10	9	1	5,318	53.1	4,266	1,052	80.2	
46	10	9	1	6,674	64.0	5,553	1,121	83.2	
47	10	8	2	9,273	85.0	7,912	1,361	85.3	
48	11	9	2	13,078	114.5	11,349	1,729	86.8	
49	13	11	2	15,160	127.9	13,209	1,951	87.1	
50	15	14	1	17,305	141.6	15,294	2,011	88.4	
51	18	15	3	18,568	144.7	16,874	1,684	90.9	10
52	19	16	3	20,980	159.8	18,878	2,096	90.0	6
53	20	17	3	22,563	168.0	20,471	2,074	90.7	18
54	21	17	4	23,772	172.3	21,663	2,101	91.1	8
55	22	18	4	26,829	190.4	24,539	2,275	91.5	15
56	23	19	4	27,847	193.4	25,454	2,373	91.4	20
57	25	21	4	28,681	194.9	26,176	2,474	91.3	31
58	25	21	4	29,620	197.1	26,989	2,597	91.1	34
59	26	21	5	29,219	191.1	26,434	2,755	90.5	30
60	26	21	5	30,562	198.1	27,807	2,723	91.0	32
61	26	21	5	30,633	195.4	27,828	2,787	90.8	18
62	27	22	5	32,707	204.7	29,741	2,913	90.9	53
63	27	22	5	33,679	209.7	30,571	3,075	90.8	33
元	27	22	5	36,045	220.7	32,730	3,315	90.8	31
2	27	22	5	37,513	225.9	34,055	3,458	90.8	23
3	28	23	5	38,348	227.6	34,935	3,413	91.1	22
4	29	24	5	39,786	231.8	36,097	3,689	90.7	21
5	29	24	5	40,979	236.6	37,451	3,528	91.4	14
6	29	24	5	43,202	249.2	39,053	4,149	90.4	14
7	31	24	7	45,703	260.1	41,371	4,332	90.5	26
8	31	24	7	48,708	275.4	43,625	5,083	89.6	134
9	32	24	8	50,058	280.4	44,800	5,258	89.5	360
10	33	25	8	52,308	291.3	47,115	5,193	90.1	243
11	34	25	9	56,873	315.2	51,427	5,446	90.4	210
12	34	25	9	61,290	337.8	55,331	5,959	90.3	310
13	37	28	9	64,070	350.9	57,588	6,482	89.9	688
14	37	28	9	67,707	368.3	60,590	7,117	89.5	590
15	37	28	9	71,757	387.6	64,439	7,318	89.8	736
16	38	29	9	74,624	401.1	67,373	7,251	90.3	553
17	39	29	10	75,936	406.6	68,207	7,729	89.8	564
18	39	30	9	75,893	404.7	67,987	7,906	89.6	435
19	40	31	9	75,179	399.7	67,324	7,855	89.6	338
20	40	31	9	69,875	370.7	62,170	7,705	89.0	387
21	40	31	9	71,470	378.0	63,445	8,025	88.8	673
22	40	31	9	75,575	398.6	66,598	8,977	88.1	842
23	40	31	9	79,247	416.1	69,294	9,953	87.4	1,041
24	40	31	9	83,277	433.5	71,931	11,346	86.4	1,190
25	40	31	9	85,707	444.4	73,338	12,369	85.6	966
26	40	31	9	88,162	455.6	75,297	12,865	85.4	938
27	40	31	9	88,507	456.0	76,173	12,334	86.1	1,042
28	43	32	11	91,426	469.5	78,847	12,579	86.2	1,040
29	43	32	11	93,614	479.7	80,891	12,723	86.4	924
30	45	34	11	98,182	502.3	85,467	12,715	87.0	300
元	45	34	11	102,309	522.3	88,431	13,878	86.4	280
2	45	34	11	90,783	462.8	76,945	13,838	84.8	185
3	45	34	11	97,852	498.8	81,645	16,207	83.4	128
4	46	35	11	115,969	591.3	92,165	23,804	79.5	94

(注) 昭和 33 年に、初めて救急車を配置した。それ以前は他の車両により救急業務を行っていた。

の 推 移

搬 送 人 員		出動隊延走行距離(km)		出動隊延所要時間(分)		人 口 (各年 10 月 1 日現在)	年
年 間 搬送人員	人 口 1 万 人 当 た り	年 間 延 走 行 距 離	出 動 1 回 当 た り 平 均	年 間 延 所 要 時 間	出 動 1 回 当 た り 平 均		
471	9.7	...	...	...	...	487,734	34
445	8.7	...	...	...	...	510,994	35
505	8.2	...	...	...	...	614,769	36
482	7.4	...	...	...	...	651,349	37
612	8.7	...	...	...	...	702,991	38
1,065	14.3	...	...	...	...	743,629	39
2,058	26.1	...	...	...	...	787,027	40
2,058	25.1	...	...	...	...	818,723	41
2,604	29.3	...	...	...	...	887,564	42
3,368	36.4	...	...	...	...	925,083	43
4,442	46.0	...	...	...	...	965,568	44
4,733	47.3	...	...	...	...	1,000,421	45
6,087	58.4	...	...	...	...	1,042,921	46
8,475	77.7	126,113	13.6	335,590	36.2	1,090,483	47
12,005	105.2	172,578	13.2	455,947	34.9	1,141,678	48
13,955	117.7	219,229	14.5	566,651	37.4	1,185,514	49
16,136	132.0	252,051	14.6	669,534	38.7	1,221,963	50
17,711	138.1	267,001	14.4	689,744	37.1	1,282,767	51
19,780	150.6	307,386	14.7	852,527	40.6	1,313,011	52
21,455	159.8	318,147	14.1	883,231	39.1	1,342,740	53
22,784	165.1	336,563	14.2	903,785	38.0	1,379,733	54
25,782	183.0	380,281	14.2	1,058,918	39.5	1,408,744	55
26,755	185.9	392,431	14.1	1,051,222	37.7	1,439,554	56
27,654	187.9	378,134	13.2	1,032,514	36.0	1,471,637	57
28,557	190.1	381,459	12.9	1,063,536	35.9	1,502,505	58
27,886	182.3	364,108	12.5	981,888	33.6	1,529,293	59
29,237	189.5	382,184	12.5	1,093,878	35.8	1,542,927	60
29,291	186.8	395,900	12.9	1,140,836	37.2	1,567,724	61
31,116	194.8	391,699	12.0	1,154,143	35.3	1,597,702	62
32,147	200.1	402,281	11.9	1,172,182	34.8	1,606,206	63
34,697	212.4	436,227	12.1	1,266,301	35.1	1,633,296	元
35,980	216.6	455,739	12.1	1,350,730	36.0	1,660,819	2
36,727	218.0	472,787	12.3	1,486,854	38.8	1,685,110	3
37,888	220.7	521,200	13.1	1,712,826	43.1	1,716,624	4
39,168	226.2	511,120	12.5	1,790,797	43.7	1,731,670	5
40,919	236.0	531,608	12.3	1,985,625	46.0	1,733,860	6
42,946	244.4	565,975	12.4	2,196,625	48.1	1,756,968	7
45,279	256.0	616,583	12.7	2,517,791	51.7	1,768,777	8
46,275	259.2	632,177	12.6	2,577,766	51.5	1,785,319	9
48,774	271.6	662,946	12.7	2,796,311	53.5	1,795,914	10
52,951	293.5	715,350	12.6	2,980,250	52.4	1,804,258	11
56,890	313.5	771,745	12.6	3,139,707	51.2	1,814,390	12
59,167	324.1	793,605	12.4	3,298,088	51.5	1,825,621	13
61,933	336.9	828,165	12.2	3,409,301	50.4	1,838,125	14
65,761	355.2	885,870	12.3	3,605,387	50.2	1,851,125	15
68,535	368.4	916,967	12.3	3,824,002	51.2	1,860,379	16
69,201	370.6	927,031	12.2	3,900,119	51.4	1,867,466	17
68,923	367.5	948,172	12.5	3,987,267	52.5	1,875,278	18
68,108	362.1	945,159	12.6	3,938,334	52.4	1,880,935	19
62,788	333.1	875,288	12.5	3,709,727	53.1	1,885,046	20
64,041	338.7	907,930	12.7	3,843,703	53.8	1,890,869	21
67,240	354.6	975,035	12.9	4,162,839	55.1	1,896,225	22
69,843	366.7	1,020,803	12.9	4,412,177	55.7	1,904,615	23
72,500	377.4	1,081,158	13.0	4,834,031	58.0	1,921,069	24
73,850	382.9	1,108,801	12.9	5,111,957	59.6	1,928,482	25
75,831	391.9	1,118,615	12.7	5,254,276	59.6	1,934,941	26
76,634	394.8	1,113,976	12.6	5,300,061	59.9	1,941,078	27
79,383	407.7	1,149,902	12.6	5,611,090	61.4	1,947,127	28
81,411	417.1	1,149,955	12.3	5,743,004	61.3	1,951,640	29
85,999	440.0	1,190,705	12.1	5,909,851	60.2	1,954,662	30
88,898	453.8	1,230,643	12.0	6,097,772	59.6	1,958,774	元
77,284	394.0	1,118,636	12.3	5,629,416	62.0	1,961,682	2
81,973	417.9	1,241,230	12.7	6,364,372	65.0	1,961,618	3
92,585	472.1	1,552,399	13.4	8,131,029	70.1	1,961,298	4

2023 消防年報 No. 71 令和 5 年 8 月発行

編集・発行 札幌市消防局総務部総務課

〒064-8586 北海道札幌市中央区南 4 条西 10 丁目

☎ (011) 215-2010 FAX (011) 281-0101